

官報

平成十八年六月一日

○第一百六十四回 衆議院会議録 第三十三号

平成十八年六月一日(木曜日)

議事日程 第二十六号

平成十八年六月一日

午後一時開議

第一 分布範囲が排他的經濟水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)

及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第二 分布範囲が排他的經濟水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第五 意匠法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 遺失物法案(内閣提出)

日本国憲法の改正手続に関する法律案(保岡興治君外四名提出)及び日本国憲法の改正及び提出、参議院送付)

第六 遺失物法案(内閣提出)

平成十八年六月一日 衆議院会議録第三十三号

分布範囲が排他的經濟水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件(外一件)

外三名提出の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議
○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○原田義昭君登壇

日程第一 分布範囲が排他的經濟水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第一 二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、分布範囲が排他的經濟水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

委員長の報告を求めます。外務委員長原田義昭君。

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件(外一件)

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔原田義昭君登壇〕

○原田義昭君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国連公海漁業協定について申し上げます。

昭和五十七年に採択された国連海洋法条約は、分布範囲が排他的經濟水域の内外に存在する魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存、利用について、沿岸漁業国と遠洋漁業国との間の協力義務を定めています。これを受け、協力の内容及びこれら魚類資源の保存、管理の一般原則を整備するための協定を起草する国際連合会議が平成五年から六回にわたり開催された結果、平成七年八月、ニューヨークにおいて本協定が採択されました。

本協定の主な内容は、地域漁業管理機関等が定めた保存管理措置に同意する国のみがその漁業資源を利用できること、当該機関等が対象とする公海水域において、締約国の検査官は、他の締約国の漁船に乗船し、検査ができるなどです。

次に、二千年危険・有害物質汚染事件に関する議定書について申し上げます。

平成二年十一月に国際海事機関が主催した会議において、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約が採抲されましたが、その際、同条約の規定の範囲を油以外の危険・有害物質に拡大することを検討する旨の決議がなされ、これを受け、平成十二年三月、ロン

ドンで開催された国際会議において本議定書が採択されました。

本議定書の主な内容は、締約国が、自國の船舶、海港並びに危険・有害物質の取扱施設に責任を有する管理者等に対し、危険・有害物質汚染事件に関する緊急計画等を備えることを要求することと、また、汚染事件が重大なものである場合には、関係する他の締約国の要請に応じ協力すること等でございます。

両件は、四月十四日に参議院より送付され、五月十八日に外務委員会に付託されたものであります。

外務委員会におきましては、十九日麻生外務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日質疑を行い、採決を行いました結果、両件は全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 両件を一括して採決いたします。両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長（河野洋平君） 日程第三、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法

律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。 総務委員長中谷元君。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中谷元君登壇〕

○中谷元君 ただいま議題となりました国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国と民間企業との間の交流採用の一層の拡大を図るため、交流採用をする者について、企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る五月二十一日本委員会に付託され、翌二十三日竹中総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同月三十日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（河野洋平君） 日程第三、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法

案（参議院提出）
○議長（河野洋平君） 日程第四、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長鈴木恒夫君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔中谷元君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○鈴木恒夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、参議院選挙区選出議員の選舉について、選挙区間の人口と定数による不均衡を是正するため、各選挙区の定数の配分を改めようとするもので、東京都を八人から十人に、千葉県を四人から六人に、それぞれ増員し、栃木県及び群馬県を四人から二人に、それぞれ減員するものであります。

本案は、公布の日から施行することとし、施行日以後公示される参議院議員の通常選挙から適用することといたしております。

本案は、参議院提出に係るもので、五月二十六日本委員会に付託され、三十一日参議院議員阿部正俊君から提案理由の説明を聴取し、質疑、討論を行った後、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

特に教育基本法は、与党の要求であえて特別委

れを許します。 大串博志君。
〔大串博志君登壇〕
○議長（河野洋平君） 討論の通告があります。この問題は、民主党の大串博志でございます。

民主党・無所属クラブを代表しまして、自民党、公明党両党提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、反対する立場から討論を行います。（拍手）

公職選挙法は、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立するための法律であります。現在、公職選挙法にのっとって選出された国会議員によつて形成される国会の場において、残念な状況が起つております。

社会保険庁による年金偽装の問題が全国各地で続々と発覚しています。 年金の問題は、国民が最も関心を寄せる大変重要な問題であるにもかかわらず、与党は、この年金不正免除の問題に関して国会の場で真相を解明していくことに対する、極めて消極的な態度を見せております。 昨日になって、今国会中に、この社会保障庁の問題について六時間以上集中して審議することが約束されましたが、真相解明なくして国民のための対策なし。国会の場において徹底的な真相の究明が必要です。

また、小泉総理が今国会の延長は行わないという指示を出されたようあります。 今国会においては、教育基本法などを初めとして、与党として本当に成立を期するのであれば、さらにじっくり時間をかけて、国民の理解と合意を醸成しつつ、議論を深めることが必要な法案が残っています。

官報 (号外)

員会まで設置したにもかかわらず、總理としてどれだけの強い意志を持つて教育基本法改正案を今国会中に議論しようと考えておられるのか、その熱意がいま一つ伝わってきません。

これらは、小泉政権が終わりに近づく中で次々と見られるようになつてきました、棚上げ、先送りという政権の末期症状の典型例であります。

今回の公職選挙法改正案においても、同様の状況が見られます。

これは、平成十六年一月の最高裁判決において、仮に次回選挙においてもなお、無為のうちに漫然と現在の状況が維持されたままであつたとしたならば、違憲判断がなさるべき余地は十分に存在するものと言わなければならぬと指摘され、参議院が設置した各会派から成る参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会における努力の結果、報告書はまとめられたものの、成案は得られず、報告書で併記された案の中で四増四減案を採用して与党から提出されたものであります。

しかしながら、この法案に採用された四増四減の案は、現在の五・一倍の格差を四・八倍にするだけのものであり、極めて小手先のは正にしかすぎません。この案では、早晚、平成二十二年の参議院議員通常選挙においてでも、再度最高裁の指摘を受ける状態になるであろうことは明白であります。

まさに、この法案においても、無為のうちに漫然と棚上げ、先送りを行つてゐるのであります。

一票の価値の平等とこれまでの都道府県単位の地域代表的性質の制度を両立することが困難である以上、参議院制度のあり方を根本から改革する選挙制度を構築する以外に手だてはありません。

今回我々が提案した二増二減案は、鳥取、島根

の両県を合区して格差を三・八倍まで縮小させるものであります。与党案より十分な検討期間を確保することで参議院の抜本改革にもつながり得る案であります。

今後、抜本的な改革案を参議院が提示できるのか、参議院側の協議を見守りたいと思いますが、今回の与党案はあくまで小手先のは正案であり、

とりあえずの棚上げ、先送りという政権の末期症状を示すものでしかない以上、民主党は反対の立場であることを明確に表明して、私の討論を終わります。

以上であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は議院議員通常選挙においてでも、再度最高裁の指摘を受ける状態になるであろうことは明白であります。

日程第五 意匠法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第五、意匠法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長石田祝稔君。

意匠法等の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○石田祝稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国産業の国際競争力を強化するため、意匠権の存続期間の延長等の改正を行い、産業財産権の一層の保護を図るとともに、模倣品対策を強化する観点から、模倣品の輸出を侵害行為とするなど所要の措置を講じるものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十日日本委員会に付託され、翌十七日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終局後、討論、採決を行つた結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は

日程第六 遺失物法案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第六、遺失物法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長佐藤剛男君。

○佐藤剛男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、内閣委員長の報告のとおり可決いたしました。

第一は、拾得された物件の返還及び売却のための手続に関する規定の整備であります。

すなわち、警察本部長は、警察署長が公告をした物件等に関する情報をインターネットの利用そ

の他の方法により公表することとするものであります。また、警察署長は、日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物等については、公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは売却することができる等とするものであります。

第二は、施設において拾得された物件に係る手続の特例に関する規定の整備であります。

すなわち、特例施設占有者は、警察署長に届け出たときは、その施設において拾得された物件を警察署長に提出しないことができる等とするものであります。

第三は、拾得者等への所有権の帰属に関する規定の整備であります。

すなわち、個人の身分もしくは地位または個人

官 報 (号 外)

の一身に専属する権利を証する文書、図画または電磁的記録等については、拾得者等は所有権を取得することができないこと等とするものであります。さらに、遺失者が判明しないことにより拾得者が物件の所有権を取得する期間を六ヶ月から三ヶ月に短縮することとするほか、罰則規定その他の規定の整備等を行うものであります。

○議長(河野洋平君)　この際、日本国憲法の改正手続に關する枝野幸男君外三名提出、日本国民投票に関する法律案について、明を求めます。提出者保岡興治

に、精力的な調査活動を行つてまいりました。その五年余りに及ぶ調査活動の内容を取りまとめた最終報告書が、昨年の四月十五日、河野議長に提出されたのは御承知のとおりかと存じますが、この最終報告書においても、憲法改正国民投票法制について、これを早急に整備するべきであるとする意見が多数であつたと明確に述べられてゐる君。

これらの成果を踏まえながら、本年三月以降は、憲法調査特別委員会の理事懇談会において、先ほど申し上げたとおり、具体的な法制度の設計に関する論点整理を進めた結果、自由民主党、公明党及び民主党の三党間においては、法制度設計に当たってのほんどの事項について共通の認識が得られるところまで参りました。しかし同時に、なお幾つかの重要な点において意見の相違が確認されることはございました。

理由の説明を聴取いたしました。次いで、五月三十一日に質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(河野洋平君) 採決いたします

か。 本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありません

○議長（河野洋平君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

ではありません。憲法改正国民投票法制の整備は、憲法制定権力の担い手である国民がその権利行使する制度を整備することであり、憲法改正に対する国民の主権を回復し、憲法それ自体が基

これに加えて、昨年の十一月には、本院からの議員派遣として、自民、民主、公明、共産、社民の各会派所属の議員から成る欧州各国民投票度調査議員団が、約二週間にわたりスイス、フ

りますが、本法律案においては、日本国憲法第九十六条に定める日本国憲法の改正について、その国民投票の手続に関する事項を定めるとともに、それに先行する手続である国会における憲法

日本国憲法の改正手続に関する法律案(保岡
興治君外四名提出)及び日本国憲法の改正
及び国政における重要な問題に係る案件の
発議手続及び国民投票に関する法律案(枝
野幸男君外三名提出)の趣旨説明

山太郎会長のもとで、一貫して、公正かつ円満に憲法改正国民投票法制の整備をも含む日本国憲法に関するあらゆる論点については、平成十二年一月に衆議院に設置された憲法調査会が、中などないからであります。この憲法調査会は、民投票法帯びてその実態に関する詳細な調査を行いました。この調査結果も詳しく報告書を取りまとめた議長に提出し、かつ、委員会の参考に供するため各委員に配付いたしたところでございました。

の改正をおわせて行うこととしております。それは、すなわち、憲法改正手続に関しましては、国会における憲法改正原案の提案、その憲法改正原案の憲法審査会における審査、両議院の本会議における三分の二以上の賛成による国民への

官報 (号外)

発議という憲法改正の発議手続に関する国会法の一部改正部分と、国民投票の期日は、国会が憲法改正を示し、衆参両院議員から成る広報協議会の設置と国民への周知広報、投票人名簿の作成、国民投票の結果の確定とこれに異議がある場合の無効訴訟などといった国民投票の実施手続に関する部分とは、憲法改正という国家の重要な事項に関する一連の手続であるばかりではなく、相互に密接に関連する事項が幾つもあるからであり、その整合性を図る必要性があるからでございます。

そこで、憲法調査特別委員会での論点整理に際しましては、中山委員長に民主党筆頭の枝野理事及び与党筆頭の私が同行する形で、二度にわたつて議院運営委員会理事会に赴いて、この点についての御説明及び御報告を行い、その御了承をいただいた上で、国会法改正部分を含めた調査を進めてまいりましたところであります。

本法律案は、このような事情をも踏まえて、一本の法律案として立案、提出したものでございました。以下、本法律案の主な内容について御説明を申し上げます。

第一は、右に述べたところからも明らかなるように、本法律案の国民投票は、あくまでも日本国憲法第九十六条の実施法であり、憲法改正国民投票だけを対象としているものであります。

現行憲法のもとで認められている国政ベースでの直接民主制は、この憲法改正国民投票と、最高裁判所裁判官の国民審査、そして地方自治特別法の三つの場合に限定されており、これ以外の場合に直接民主制の制度を創設することは、そのことの是非はさておき、基本的には憲法改正を伴うも

のと考えるのが素直だからであります。

第二に、国民投票の期日は、国会が憲法改正を発議した日から起算して六十日以後百八十日以内において、国会自身が議決した期日に行うことといたしております。

第三に、国民投票の投票権者は、日本国民で年齢満二十歳以上の者とし、この要件に合致する限り、成年被後見人以外のすべての日本国民に投票権を与えることといたしております。

ここで、公職選挙法の選挙権年齢と同じく二十歳以上としたのは、国政に対する参政権を付与するにふさわしい判断能力の基準という観点からは、憲法改正国民投票の場合であると通常の国政選挙の場合であると基本的に違はないものと考えるからであります。昨年の海外調査においても、すべての国において、選挙権年齢と国民投票の投票権年齢は同一でありました。

なお、投票人名簿及び在外投票人名簿は、国民投票が行われることとなつた場合に、その都度これを調製することとし、選挙人名簿等への登録要件とされているいわゆる三ヶ月居住要件は外すことといたしております。

第四に、憲法改正の発議があつたときは、国会に両議院の議員各十名で構成する憲法改正案広報協議会を設置することといたします。

この広報協議会は、憲法改正案やその要旨、説明等を客観的かつ中立的に記載するとともに、その憲法改正案に対する賛否両方の意見を公正かつ平等に記載した国民投票公報の原稿の作成や、憲法改正案に関する説明会の開催等を行うなど、憲法改正案の内容を国民に周知広報する活動を行つておりますが、このような周知広報活動は、機関であります。

憲法改正案の内容を熟知している国会議員でもつて組織する国会の機関がみずから行うことがふさわしいとの考え方から、このようにしているところであります。

なお、その委員の選任に当たっては、原則、各会派の所属議員の数の比率による割り当てとすることになりますが、しかし、この原則により委員を割り当てた場合に憲法改正の発議に係る議決において反対の表決を行つた議員の所属する会派から委員が一人も選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当て選任するよう、できる限り配慮することといたしております。

第五に、投票の方式については、賛成するときはマルの記号を、反対するときはバツの記号を自書することとし、白票は無効としております。あくまでも、投票において積極的に賛否の意思を表明したものを基準に民意をはかることが望ましいと考えられるからであります。

第六に、国民投票運動についてでございますが、多くの国民の皆さんにこれにかかるであろうことを前提に、国民投票運動は基本的に自由とし、投票の公正さを確保するための必要最小限の規制のみを設けることといたしております。

第七に、罰則についても、職権濫用による国民投票の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪等の投票の公正さを確保するための必要最小限の規定のみを設けることとしたほか、いわゆる買収罪についても、人を選ぶ選挙運動と国家の基本法制のあり方を選択する国民投票運動との差異にかんがみて、その対象を社会常識的な行為を逸脱する悪質な行為に限定するべく、組織により、多数の投票人に對し、賛成または反対の投票をし、またはしないよう勧誘する行為であつて、その報酬として、金銭や投票行動に影響を与える足りる物品を供与する行為等に限ることといたしましたところであります。

第八は、国民投票に關し異議がある場合には、国民投票の結果の告示の日から三十日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができます。するととともに、この訴訟の提起があつても、原則として、国民投票の効力は停止しないものとしております。

第九は、憲法改正発議のための国会法の一部改正に関する事項であります。まず、個々の議員が憲法改正原案を提案するには、衆議院において

は議員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要するものとすること、次に、憲法改正原案の提案は、内容において関連する事項ごとに区分して行うものといたしております。さらに、日本国憲法等について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案や日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けることといたします。

最後に、この法律の規定のうち国民投票の実施に関する部分は、公布の日から起算して二年を経過した日から、また、国会法の一部改正の部分は、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から、それぞれ施行することといたしました。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要でございます。

最後に、昨年、中山太郎委員長と御一緒に、自由民主党から派遣されて、EU憲法条約に係るフランスの国民投票の観察を行つてまいりましたが、政府はもとより、国会における圧倒的な多数で国民投票に付した案件が、その国会が代表しているはずの国民の投票において否決されるというような観点からも、この憲法改正国民投票法の直接の行使の持つ力のすごさを目の当たりにしてまいりました。

そのような観点から、この憲法改正国民投票法に係る法律案が、我が日本国歴史上初めて、国民が直接に国家の基本ルールの制定に関与することを可能とするものであり、この法案が国会に上程され、今日審議が始まつたことの歴史的な意義は、幾ら強調しても強調し過ぎることはないと存じます。

その上で、改めて申し上げますが、この手続法がなければ憲法改正ができないことは確かではあります。

りますが、この法律自体は、特定の改憲のためのルールでも、特定の護憲のためのルールでもありません。憲法改正の基本的手続を定める、それ自身として公正中立なルールでございます。

今後とも引き続き、慎重かつ真摯な議論を行いながら、できるだけ論議を尽くし、知恵を出し合つて、できるだけ多くの幅広い会派間の合意のもとで歴史的な本法律が成立するよう、議員各位の格段の御理解と御協力を願い申し上げる次第でございます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君） 提出者枝野幸男君。

〔枝野幸男君登壇〕

○枝野幸男君 私は、民主党・無所属クラブの提案者を代表し、ただいま議題となりました日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、日本国憲法九十六條に規定する憲法改正国民投票に関する手続と、国政における重要な問題についての諮問的国民投票に関する手続とを一体のものとして定め、あわせて、それぞれの発議に関する手続の整備を行うものです。

憲法改正に係る国会による発議手続や国民投票のための具体的手続は、本来、一九四六年改正の際、憲法附属法として同時に整備されるべきものでした。ところが、四六年改正の後、間もなくすると、発議や国民投票の手続を整備することが憲法改正そのものの是非論と結びつき、具体的テーマとなり得ない状況となってしまいました。

しかし、これら手続の整備は、本来、憲法改正

そのものに関する議論と区別して進められるべきです。

そもそも、憲法がその改正に国民投票を要求しないことを含めて、そのあり方を一から議論し、国民との対話集会を重ねていますが、具体的改正の是非についての結論は出していません。すなわち、公的機関に権力の行使を委託し、その公権力行使に関する基本的ルールを規定するものです。民主主義の国家においては、主権者たる国民が、国会、内閣、裁判所、地方公共団体などの機関にその権力を委託し、その行使に関するルールと境界を規定するという性格を持ちます。だからこそ、委託を受けている国会のみではその改正を判断することができず、委託をしている主権者みずからが直接判断することとされているのです。

したがつて、その手続は、主権者たる国民の意思が正確に反映されるよう、中立公正に整備される必要があります。この手続が偏ったものであるならば、改正されるにしろされないにしろ、立憲主義そのものの正当性に大きな疑惑を生じることになるからです。

中立公正な手続をつくるためには、憲法そのものの議論とは切り離しが不可欠です。具体的な憲法改正案を前提として議論すれば、改正を推進する者はできるだけ改正が簡単であるように、改正に反対する者はできるだけ改正が困難であるように、それぞれ手続のあり方を考えてしまいがちです。また、そう考えるであろうという疑いの目で見られること自体、でき上がった手続に対する信頼を損ねることになります。

私たちちは、こうした重要な立場にある責任を十分自覚しながら、中立公正な国民投票制度のあり方を真摯に議論してまいりました。具体的改憲案を持つている政党にとっても、一切の改正に……（発言する者あり）うるさい。黙らせてください、議長。（発言する者あり）

○議長（河野洋平君） お静かに願います。お静かに願います。発言者は発言を続けてください。

○枝野幸男君 総務課長の御指示でありますので、失礼な、無礼なやじがありましたら、引き続き趣旨の説明を続けさせていただきます。

私たちちは、改正が容易な手続にすべきであるのか、改正が困難な手続にすべきであるのか、中立性を疑われにくい立場にあると思っております。私たちちは、こうした重要な立場にある責任を十分自覚しながら、中立公正な国民投票制度のあり方を真摯に議論してまいりました。具体的改憲案を持つている政党にとっても、一切の改正に……（発言する政党）うるさい。黙らせてください、議長。（拍手）

ところが、憲法改正国民投票制度は、間接民主制を基本とする我が国政にあって、直接的に国民

の意思を問う例外的な制度です。そして、立憲主義の観点から、直接的に国民の意思を問うことが望ましい案件は、憲法の条文そのものを改正するケースに必ずしも限られません。

もちろん、国会が国権の最高機関であり、唯一の立法機関であるとする憲法の規定に照らし、国会の意思とは無関係に、国会の立法権限を法的に制約するような手続は認められません。しかし、特に立憲主義にかかる問題について、国会がみずからの意思に基づき、諮問的に国民の意思を問行使することは、何ら憲法に反するものではなく、むしろその趣旨にかなうことです。

こう考えると、法体系的には、国会が一般的に国民の意思を問う諮問的国民投票制度こそが基本に存在し、特に憲法で規定された、必要で拘束力を有つ憲法改正国民投票制度は、その特例として位置づけられます。一般法がないまま特例法を制定するのは不自然なことです。

このため、私たちは、一般法である諮問的国民投票制度の創設と、その特例法である憲法改正国民投票制度の創設とを一本の法律として提案しています。

以上が、本法律案を提出するに至った経緯及び理由であります。以下、ポイントとなる点に絞って、その内容を説明いたします。(発言する者あり)

第一に、投票権者の範囲です。

我が党は、従来から、選挙権年齢や少年法適用範囲を初めとする成人年齢について、国際的な標準や社会通念に基づき、十八歳に引き下げるこことを主張しています。(発言する者あり)

○枝野幸男君(続) このこと自体、速やかに実現すべきと考えますが、残念ながら、その具体的めどは立つていません。

こうした中、せめて、少なくとも憲法改正国民投票に関しては、他に先行しても十八歳に引き下げるべきです。

すなわち、選挙権行使の結果選ばれる議員等の任期は、最長でも六年であります。これに対して、憲法の場合、もし改正されると、相当長期にわたつてその効果が継続します。したがつて、この国の未来に、より長期にわたつてかかわっていく若い世代に、可能な限り決定に参加する機会を認めることができます。アメリカ合衆国第三代大統領で、合衆国憲法起草者の一人でもあり、立憲主義の父とも言われるトマス・ジェファーソンも、死者が生者を拘束すべき理由はない、各世代はそれぞれみずから憲法を選ぶべきであると述べています。

こうしたことから、本法律案では、投票権年齢を原則十八歳まで引き下げ、さらには、案件によつては、国会の意思に基づき、これを十六歳まで引き下げることが可能のこととしています。

第二に、投票用紙への記載方法及び過半数の意義についてです。(発言する者あり)聞いた上で御議を是とするということです。投票に行くことなく、積極的にみずから権利を放棄した者まで分母に加えることは適切ではないと考えますが、わざわざ投票所まで足を運び、かつ、是とする意思

○議長(河野洋平君) 静粛に願います。

○枝野幸男君(続) このこと自体、速やかに実現すべきと考えますが、残念ながら、その具体的めどは立つていません。

こうした中、せめて、少なくとも憲法改正国民投票に関しては、他に先行しても十八歳に引き下げるべきです。

すなわち、選挙権行使の結果選ばれる議員等の任期は、最長でも六年であります。これに対して、憲法の場合、もし改正されると、相当長期にわたつてその効果が継続します。したがつて、この国の未来に、より長期にわたつてかかわっていく若い世代に、可能な限り決定に参加する機会を認めることができます。アメリカ合衆国第三代大統領で、合衆国憲法起草者の一人でもあり、立憲主義の父とも言われるトマス・ジェファーソンも、死者が生者を拘束すべき理由はない、各世代はそれぞれみずから憲法を選ぶべきであると述べています。

こうしたことから、本法律案では、投票権年齢を原則十八歳まで引き下げ、さらには、案件によつては、国会の意思に基づき、これを十六歳まで引き下げることが可能のこととしています。

第二に、投票用紙への記載方法及び過半数の意義についてです。(発言する者あり)聞いた上で御議を是とするということです。投票に行くことなく、積極的にみずから権利を放棄した者まで分母に加えることは適切ではないと考えますが、わざわざ投票所まで足を運び、かつ、是とする意思

を示さなかつた者については、承認の意思がなかつたものと判断するのが適切であります。

このため、本法律案では、国会の発議を是としこれを承認する者が投票用紙にマルを付すものとし、マルを付した票が投票総数の過半数に達した場合に憲法が改正されるものとしました。

第三に、いわゆる国民投票運動についてです。国民投票と公職選挙は、投票という行動では似ています。しかし、公職選挙が特定の人や政党を選ぶのに対して、国民投票は国民としての政治的意思そのものを選択するものであり、全く質が異なっています。また、選挙においては、政党や候補者という運動主体が事実上限定的に存在しますが、国民投票においては、賛成または反対の意見を持つすべての国民が運動の主体となり得ます。

特に、選挙においては、候補者の氏名等を表示しなければ、原則として政治的意見表明とされ、運動規制の対象とはならないのが普通です。しかし、国民投票では、改正に賛成または反対と言わなくとも、具体的な政治的意見を表明すれば、それが改正賛成または反対の運動をするのとほぼ同じ効果が発生します。もし具体的に賛成または反対と言わなくても規制の対象になり得るならば、政治的意見表明との区別がつかず、政治的意見表明そのものに強い萎縮効果が働きます。

憲法二十一條でも規定している表現の自由、特に政治的表現の自由は、民主主義が健全に機能するための前提として不可欠なものです。しかも、権者として最も重要な権利行使の機会である憲法改正手続においてこの政治的表現の自由が害されると、憲法の発議に対する国民の承認を要求しています。承認するということは、発議を是とするということです。投票に行くことなく、積極的にみずから権利を放棄した者まで分母に加えることは適切ではないと考えますが、わざわざ投票所まで足を運び、かつ、是とする意思

このため、少しでも萎縮効果の生じることのないよう、次の二点で特に配慮した制度としています。

一つは、特定公務員の運動禁止や、公務員、教員の地位利用による運動禁止についてです。運動と意見表明が明確に区別できない以上、これらの方に選挙法類似の規制をかけられれば、事實上、意見表明の自由すら奪われかねないことがあります。また、地位利用に限定するとしても、公職選挙法における地位利用の解釈は、教員が授業で話すことなど、かなり広範に認められています。つまり、大学の憲法教官が授業で憲法に関する意見を述べることにまで萎縮効果が働きかねなっています。また、選挙においては、政党や候補者という運動主体が事実上限定的に存在しますが、国民党においては、賛成または反対の意見を持つすべての国民が運動の主体となり得ます。

特に、選挙においては、候補者の氏名等を表示しなければ、原則として政治的意見表明とされ、運動規制の対象とはならないのが普通です。しかし、国民投票では、改正に賛成または反対と言わなくとも、具体的な政治的意見を表明すれば、それが改正賛成または反対の運動をするのとほぼ同じ効果が発生します。もし具体的に賛成または反対と言わなくても規制の対象になり得るならば、政治的意見表明との区別がつかず、政治的意見表明そのものに強い萎縮効果が働きます。

憲法二十一條でも規定している表現の自由、特に政治的表現の自由は、民主主義が健全に機能するための前提として不可欠なものです。しかも、権者として最も重要な権利行使の機会である憲法改正手続においてこの政治的表現の自由が害されると、憲法の発議に対する国民の承認を要求しています。承認するということは、発議を是とするということです。投票に行くことなく、積極的にみずから権利を放棄した者まで分母に加えることは適切ではないと考えますが、わざわざ投票所まで足を運び、かつ、是とする意思

の結論に達し、買収罪を設けないことといったしました。

以上が、本法律案の主な内容ですが、最後に皆さんに申し上げます。

一つは、この法律案と与党案が、一九四六年の憲法全面改正後に審議されたすべての法律案の中である意味最も重要な法律案であるということです。

私たち国会議員は、さまざまな政策課題についてさまざまな権限行使しています。このことの正当性はすべて憲法に由来します。その憲法改正にかかる手続が中立公正でなければ、権限行使の正当性そのものが揺らぎます。

四六年改正以降、憲法改正手続に関する法律案の審議は一切なされませんでした。今回初めて行われるこの審議が、慎重かつ真摯に、そして公平公正になされなければ、他のすべてについて、私たちの議論と権限行使そのものの正当性が疑われる 것입니다。

また、各種世論調査等によると、憲法改正に国民投票が必要であることを知っている国民党は、多くても二割程度にとどまつてきました。国民党自身がみずから主権行使するための手続なのですから、その中身について十分な理解を得た上で整備すべきことは当然であります。中身どころか、必要性すら周知されていない状況を踏まえるならば、国会での開かれた真摯な議論を通じて、まずは国民の理解を得ることが重要です。

議員各位には、ぜひこうした謙虚な姿勢で法案審議に臨まれること、そして、拙速に陥ることなく、広範な理解と合意を形成するために努力いただきますよう強く希望いたします。

もう一つ、まずは具体的な改正案をお持ちの皆さ

ん。

これら法律案の審議は、改憲への一里塚でも改憲へのステップでもありません。憲法改正の是非を判断するのは主権者である国民であり、これから議論される手続が、改正のための手続としての意味を持つのか、それとも改正を否定するための手続としての意味を持つのか、それはその都度国民が決めることです。

改正に向けたものとしてこの法律案をとらえ、そのような主張をされるならば、改正に有利な制度になるのではないか、中立公正な制度にはならないのではないかとの重大な疑義を生じます。これは、我が國立憲主義にとって自殺行為です。私は、この法律案のうち、少なくとも憲法改正に関連する部分については、時間をかけてでも、全会一致で制定されることが望ましいと考えています。繰り返しますが、改正賛成派に有利であつても、改正反対派に有利であつても、国民の正直な意思をとらえることはできず、そうなれば、立憲主義と民主主義そのものの自殺行為であります。

一方、一切の憲法改正に反対することを表明されている方々とは、この法律案について真摯に議論することが不可能であると考えています。

皆さんには、国民の多くが改正を望んでいないとして、そのことを国民投票法制が必要でないことの論拠としています。しかし、そうであるならば、むしろ国民投票によって具体的な改憲発議を否決し、そのことで国民の意思をより明確にすべきではないでしょうか。

もちろん、制度設計によつては、国民の意思が正確に投票結果に反映しないおそれがあるのは確かです。しかし、だからこそ、改正を目指す者と改憲に反対する者が真摯に議論し、双方が納得できる中立公正な制度を創設することが重要なのであります。改憲を進めるための手続として違う

中立公正な制度をつくるために、特に、すべての憲法改正に反対であると考えていらっしゃる皆さん、皆さんはその中立公正な制度とすることに重い責任を負つております。この議論において積極的な役割を果たす必要があることをぜひともお考えいただきたいとお願いを申し上げます。

私は、この法律案のうち、少なくとも憲法改正に関連する部分については、時間をかけてでも、全会一致で制定されることが望ましいと考えています。繰り返しますが、改正賛成派に有利であつても、改正反対派に有利であつても、国民の正直な意思をとらえることはできず、そうなれば、立憲主義と民主主義そのものの自殺行為であります。

私たちには、そうさせないために、これから行わる委員会審議においても、繰り返しますが、意見も聞かぬうちに、話も聞かぬうちに、人の意見をやじで封鎖するような考え方ではなくて、お互いに何が中立公正なのかということを真摯に意見を出し合つて、真摯に事実を調査して、そして双方が納得できる結論が得られるよう努めをすること、その努力をする意思のない皆さんとは私たちは協議はできないということを申し上げます。

その御報告の冒頭で、中山会長は、「本報告書に記された内容を端的に申し上げますならば、現行日本国憲法については、その基本的な原則を今後とも堅持しつつも、施行後の五十八年間に生じた憲法と現実との乖離を解消し、また、憲法施行後の国内外の諸情勢の変化等に対応するため、少なからぬ条章について明文による憲法改正が必要であるとする意見が多く述べられた」と総括されました。

私もが党議員を含めて、本日この議場におられます、全国民を代表する議員の皆さんの大半がこれと同じ思いをお持ちであることは明らかであると思います。

また、この最終報告書においては、憲法改正のための手続法を早急に整備すべきであるとする意見が多く述べられたと記されました。これ

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。甘利明君。

〔甘利明君登壇〕

○甘利明君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました自由民主党、公明党共同提出の日本国憲法の改正手続に関する法律案及び民主党提出の日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案に対する甘利明君の質疑

日本国憲法の改正手続に関する法律案(保岡

興治君外四名提出)及び日本国憲法の改

及び国政における重要な問題に係る案件の

発議手続及び国民投票に関する法律案(枝

野幸男君外三名提出)の趣旨説明に対する

質疑

官 報 (号外)

を受けて、昨年九月に、本院に憲法調査特別委員会が設置され、同委員会において、日本国憲法改正のための国民投票制度に関する調査が精力的に進められてきたわけあります。その現場の与野党の先生方の大変な御努力によつて憲法改正手続法制に関する論点の詰めがなされた結果が、今回提出されました与党及び民主党の二つの大法律案に結実したのであって、まずは、憲法調査特別委員会の中山太郎委員長を初め、各党理事その他の関係者の皆さんの御尽力に衷心より敬意を表したいと思います。(拍手)

さて、このたび、与党案と民主党案の両案を一読した印象を素直に申し上げますと、違ひがほとんどわからない、大変酷似したものになつている

ということです。このことは、すなわち、この法律案はあくまで憲法改正の手続を定めるものであつて、どういう憲法改正をするか、その内容がどうであるかとは無関係に、中立的な手続というものはおのずと決まつてくるということを示していると思います。

そうであるならば、もう少し知恵があれば、共同提案ということも内容的にはそんなに困難なことではなかつたのではないかと正直思うわけであります。

ただ、現に二つの法律案が既に提出をされてい

るわけでありますし、また、なお幾つかの相違点もあるわけでございますので、それらの点については後ほど具体的にお聞きしたいとは思いますが、もう大体落ちつきどころは少しずつ見えてい

るのではないか、手続についての議論もいいですけれども、早く憲法改正の中身についての議論に入つただければと思うのであります。

昨年十一月二十二日、我が党は結党五十周年の

ときに当たり、新憲法草案を取りまとめ、公表を

いたしました。これは、今世紀を見据え、あるべき國の形を主権者国民の皆さんのに見える形で

約に掲げて國民の皆さんとお約束をしたことであ

ります。

このことをもつて、しばしば、具体的な憲法改

正案を提示している政党が提案をする憲法改正手

続法案が中立公正なものであるはずがないとか、

できるだけ改正が容易になるように小細工をして

くるはずだなどという、ためにする御批判を時に

耳にしますが、憲法調査特別委員会の現場の御努

力を承知されない方が口にする、とんでもない言

いがかりではないかなと思ひます。そのような根

拠もないことを言わぬようにするためにも、

我が党は手続に関する議論にも正々堂々と応じて

まいりたいと思います。

以下、与党案及び民主党案の提出者に御質問を

いたします。

憲法九十六條に憲法改正に関する規定が定めら

れています理由は、通常の法律の制定手続より

も困難な手続を設けるということによって、その

機運の盛り上がりが背景にあることは確かだとは

伺ひをいたします。

今回の手続法の制定については、今申し上げま

したとおり、大変重要なことであり、憲法改正の

機運の盛り上がりが背景にあることは確かだとは

思ひますが、しかし、あえてここで確認をさせて

いただくなれば、この手続法の議論と憲法改正の

中身の議論は別個のものであり、具体的な憲法改

正の中身の議論は別途行われるべきものであると

存じます。この点は、一部に、憲法改正国民投票

法は九条改憲の条件づくりなどということを言

われる方が時々おられます、それはとんでもな

い誤解か、ためにする議論だと思います。

今回の立法は、あくまでも憲法の要請に基づい

て行われる公正中立な手続法の整備であり、憲法

の中身をどうするかとの議論は、まさに本法律案

に定められている憲法審査会において、広く国民

の理解を得ながら、じっくりと腰を据えて取り組

ます。

次に、いわゆる個別発議あるいは個別投票の原

則についてお尋ねをいたします。

与党案及び民主党案とともに、国会法改正に関す

れはすなわち、硬性憲法の永続性が逆に保てなく

なるからであります。

このように考えますと、日本国憲法の永続性と

柔軟性を担保するためにも、憲法改正手続法は、

本来、憲法制定時から必要とされていたものであ

り、一刻も早く法整備を図るべきものと言わざる

を得ません。

また、憲法施行後約六十年間、我が國の社会

も、我が国を取り巻く環境も大きく変貌を遂げて

おり、その結果、日本国憲法と現実との間にさ

まざまなひずみが出てきたようにも思えます。

以上のことと踏まえまして、まず、与党案提出

者は、憲法改正手続法の必要性、そして憲法を取

り巻く情勢の変化にかんがみた憲法改正の必要性

についてどのように御認識をしておられるか、お

伺ひをいたします。

今回の手続法の制定については、今申し上げま

したとおり、大変重要なことであり、憲法改正の

機運の盛り上がりが背景にあることは確かだとは

思ひますが、しかし、あえてここで確認をさせて

いただくなれば、この手續法の議論と憲法改正の

中身の議論は別個のものであり、具体的な憲法改

正の中身の議論は別途行われるべきものであると

存じます。この点は、一部に、憲法改正国民投票

法は九条改憲の条件づくりなどということを言

われる方が時々おられます、それはとんでもな

い誤解か、ためにする議論だと思います。

今回の立法は、あくまでも憲法の要請に基づい

て行われる公正中立な手續法の整備であり、憲法

の中身をどうするかとの議論は、まさに本法律案

に定められている憲法審査会において、広く国民

の理解を得ながら、じっくりと腰を据えて取り組

ます。

次に、いわゆる個別発議あるいは個別投票の原

則についてお尋ねをいたします。

与党案及び民主党案とともに、国会法改正に関す

る規定の中で、「憲法改正原案の発議に当たつては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする」と規定をしております。現実的に考へても、例えば、よく言われますように、九条改正案と環境権条項の追加案をいわば抱き合せ販売のような形で一括して投票に付するということは、国民投票の趣旨からいって適切ではなく、この個別発議の原則は適切なものであると考えております。

その上でお伺いをするわけであります、この「内容において関連する事項」とは、具体的にどのようなイメージを考えておられるのでしょうか。前文の改正は、各条との関係で「内容において関連する」のであります。また、自由民主党の新憲法草案のように現行憲法の全面改正を行うことは、この条項によって否定されてしまうのでしょうか。この点については、与党案の提出者にお伺いをしたいと存じます。

次に、いわゆる国民投票運動の規制についてお伺いをいたします。

一昨年末の与党合意案では、マスコミの虚偽報道や不法利用について、公選法と同様に、罰則をもつて禁止する旨の提案があり、また、ことしに入つてからは、報道機関の自主的取り組みを促す旨の訓示規定や配慮規定の再提案があつたとの報道にも接しておりますが、今回提出をされた法律案では、いわゆるマスコミ規制は全く設けられていないなど、違ひは確かにありますけれども、乗り越えられた理由について、与党案提案者にお伺いをいたします。

もう一点、罰則規定、特に買収行為に関する罰則規定について伺います。

国民投票に関する運動や議論等について、国民

的論議の活性化が必要でありますし、基本的に国民一人一人の自由な意思で行われることが望ましいと考えております。そのためには、国民的議論の盛り上がりに水を差すようなことがない

よう、できるだけ自由なものにするべきでありますし、当選を相争う選挙の世界とは異なつて、規制もできるだけ緩やかなものにすべきだと考

えております。

そこで、与党案及び民主黨案の提出者それぞれに、罰則の考え方についてお尋ねをいたします。

与党案では、買収行為について、組織的で多数を買収するような悪質なものに限定して買収罪を設け、いやしくも金で票を買うような行為があつてはならないとされております。ところが、民主

党案では、買収行為について全く罰則が規定されおりません。民主党案においては、例えば、与

党案で明記されているような、組織的に多人数に對して金品供与などにより明らかに投票に関する勧誘行為がなされた場合等、どのように投票の公正性を担保されるのでありますか。

最後に、一言申し述べます。

冒頭にも申し上げましたが、今回提出された両法案を並べて読んでみても、ほとんどの項目について一致をしている、そのことが多い、これは目瞭然であります。一般的国民投票制度の是非など、違ひは確かにありますけれども、乗り越えられない違ひとは思えません。

今後、憲法調査特別委員会における各会派間の真摯な議論を踏まえて、早急にこの憲法改正国民投票法制が整備されることを強く希望いたしまし

て、私の質問を終わります。(拍手)

〔保岡興治君登壇〕

○保岡興治君 与党提出者を代表いたしまして、甘利議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、憲法改正手続法の必要性、そして憲法を

取り巻く情勢の変化にかんがみた憲法改正の必要性についてお尋ねがありました。憲法制定権力の扱い手である国民がその権利行使するための制度を早急に整備することは、先ほどの提案の趣旨でも申し上げましたとおり、立法府としての極めて重い責任だと思います。憲法改正に対する国民の主権を回復し、眞の国民主権を具体化するということは、国民の代表者としての大切な使命であると考えています。

また、憲法を取り巻く状況は、憲法制定以来、著しく変貌を遂げております。内外とも、別世界とも言つていいほどの変化であります。その具体例としては、我が国に対する国際貢献の期待の高まり、科学技術の進歩、環境問題の発生などが挙げられます。これらの状況の変化に対応した規定を憲法に設けるべきであると考えております。

次に、憲法改正手続法制と憲法改正との関係について、これらを切り離して行うべきではないかとのお尋ねがございましたが、各党において、憲法を改正するかしないか、あるいは、どのように改正をすべきであるかという論議は、当然あつてかかるべきでございます。ただ、各党においてそのような論議がなされているからといって、国会で改正手続の論議が一切できなくなるということにはならないと考えております。

日本国憲法は、国会を國の唯一の立法機關であると規定し、議会制民主主義を採用しています。

一般的国民投票制度は、その効果が諮詢的なものであるとしても、事實上の拘束力があり得ることは否定できず、議会制民主主義の根幹にかかる重大な問題をはらんでいると考えます。したがつて、その導入自体が場合によつては憲法改正を要する問題であり、一般法、特別法といった単純な議論でなく、なお慎重な検討を要るべきものと考

えます。

さらに、国民投票が必要的な要件とされており、かつ、その結果に法的拘束力がある憲法改正

国民投票と、任意で諸問題的効果が想定される一般的な国民投票とでは、その本質を全く異なるものと考えます。このため、今回は憲法改正国民投票法制に特化した議論に限定したところであり、一般的国民投票制度は別途検討すべきものと考えております。

次に、個別発議の原則についてお尋ねがありました。

国家の基本ルールの変更に当たっては、民意を正確に反映させるべきであり、例えば、憲法九条の改正と環境権の創設という全く別個の事項について、一括して国民投票に付することは好ましくないものと考えます。この法案は、具体的改正案を前提としたものではなく、その原則を素直に明記することとしたものでございます。

問題は、何が内容ごとに関連するまとまりのある事項かということになります。これは、一方では、個別の憲法政策ごとに民意を問うという要請、他方では、相互に矛盾のない憲法体系を構築するという要請から決定されるべきものと考えます。そして、個別具体的事例については、国会が発議するに当たって、しかるべき判断を行うものになると考えます。

次に、マスコミ規制についてお尋ねがありました。

一昨年末に公表されたいわゆる与党合意案における国民投票法案骨子では、虚偽報道の禁止、不法利用の制限などが盛り込まれておりました。これらの規制のあり方については、いやしくも、国家の基本ルールを定める憲法改正国民投票において、国民への情報提供において重要な役割を担うマスメディアが、虚偽や金銭等の不当な利益に

よつてその報道をゆがめるようなことがあつてはならないとの趣旨から検討を行つてきましたところであります。

しかし、その後、同規定をめぐつてさまざま

議論を行い、私どもも、どのような虚偽報道が想定されるか、それが政治的意見表明と明確に区別できるものか、あるいは罰則をもつて担保するほどの立法事実があるかなどの点を検討し、さら

に、参考人を招いて真摯に検討を重ねた結果、報道内容の適正化については、既に放送法に規定されていること、マスコミ各社において倫理綱領を

定めたり、第三者機関を置くなどの措置を講じていることなどから、新たな規制を設ける必要はないとの結論に至つたものであります。

このような議論を背景として、法案ではマスコミ規制を設けないこととしております。

最後に、罰則、特に買収罪についてのお尋ねがありました。

国民投票運動は、主権者である国民の政治的意思の表明そのものであります。国民一人一人が萎縮することなく自由に国民投票運動を行い、自由闊達な意見を闘わせることが必要です。したがって、国民投票運動は原則自由とし、規制はあくまでも投票が公正に行われるための必要最小限なものに限定すべきと考えます。

このような観点から、私どもの法案では、買収罪を規定するに当たっては、組織性の要件、被買

取者の多数性の要件、勧誘行為の要件、報酬性の要件、財産上の利益の限定を明確に規定したところであります。このような要件に該当する行為は

非常に悪質なものに限定されており、本法案においては、かかる行為に限定して罰則を付すことと

しております。

以上で答弁を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔鈴木克昌君登壇〕

○鈴木克昌君　ただいま、民主党案に対する甘利議員からの御質問がございました。その質問にお答えを申し上げたいと存じます。

まず最初に、公正中立な手続法の整備と憲法の中身をどうするかとの議論は別ではないか、こういう我々の考え方についてのお尋ねがございました。

御指摘のとおり、今回の法案は手続法の整備であり、憲法本体に対する議論とは別個のものと認識しております。国民投票法制そのものは、現行憲法の中身に対する是非を評価しているものではなく、改憲・護憲の立場に対して公正中立な手続であるべきです。民主党案は、公正中立であることを主眼に据えています。

憲法の中身については、日本全体、あらゆる年代、また将来の世代にかかる問題であることから、じっくりと時間をかけ、広く国民の理解を得ながら議論を進めていくべきものと考えております。民主党は、昨年秋、憲法提言をまとめるとともに、現在、各地で憲法対話集会を開催しております。それはまさに、国民の皆様の生の意見を聴取し、憲法議論に腰を据えてじっくり取り組んでいます。

また、もし国民投票に付すべき案件について明確に限定をかけておく必要があれば、民主党案提出者としては、今後の議論の中で案件を法律上限制することも含め、柔軟に検討していく考えであります。

次に、民主党案における国民投票運動に対する規制、罰則の考え方についてお尋ねがありました。

人を選ぶ選挙と国家の基本的なあり方にに関する規制、罰則の考え方についてお尋ねがありました。

国民投票とでは、同じ投票行為であつても質的に根本的な違いがあります。よつて、どのような罰則を設けるべきかという点においても大きな違いがあるものと考えております。

国民投票運動は主権者である国民の政治的意思

件とは、例えば、皇室典範のように憲法問題に準ずる事項、自衛隊のイラク派遣のように国家全体の運命に関する重要事項、安楽死など、その他の国家の重要な政策問題であります。

民主党案では、憲法が定める間接民主制の原則に反しないよう、国政問題国民投票の結果は、国やその機関を拘束しないものとし、国家意思の形成に当たって事実上参考とされるにとどまるものとしております。

甘利議員が懸念されているとおり、幾ら国やその機関を拘束しない諸問題投票であるといつても、確かに事実上の拘束力が発生することは考えられます。それゆえ、この国政問題国民投票に付すべき案件にかかる議題を発議するには、通常の議案よりも賛成者の員数要件を加重しており、どのような事項を国民投票に付すかについては、国会において十分議論されて決せられることになると考えます。

また、もし国民投票に付すべき案件について明確に限定をかけておく必要があれば、民主党案提出者としては、今後の議論の中で案件を法律上限制することも含め、柔軟に検討していく考えであります。

次に、民主党案における国民投票運動に対する規制、罰則の考え方についてお尋ねがありました。

人を選ぶ選挙と国家の基本的なあり方にに関する規制、罰則の考え方についてお尋ねがありました。

国民投票とでは、同じ投票行為であつても質的に根本的な違いがあります。よつて、どのような罰則を設けるべきかという点においても大きな違いがあるものと考えております。

の表明そのものでありますから、国民一人一人が萎縮することなく自由かつ活発に国民投票運動を

裁
外日

こうした判断に基づき、買収罪の規定そのものを設けないことにしておりますが、これによる弊害は生じないと考えております。

以上であります。（拍手）

○議長(河野洋平君) 古川元久君
〔古川元久君登壇〕

原則自由とし規制はあくまでも投票が公正に行われるための必要最小限のものとすべきであると考えます。

買収罪については、確かに私たちも、一票を金で買うような行為が国民投票においても許されるものではないと考えております。しかし、甘利議員が挙げた行為類型を買収罪として罰則を設けることにより、例えば、先ほど枝野議員からお話をがありました、仕事帰りの職場仲間が居酒屋で憲法談義を展開することは、国民投票の際に期待される望ましい姿でありながら、こうしたケースで上司が飲み代を払った場合、買収罪に該当する可能性があることを明確に排除することができなくなっています。

このように、運動と意見表明の区別が明確でない中、本当に悪質なケースだけが対象になる構成要件を設けることは困難であるとの結論に達しました。

一方で、有権者の数や当選に必要な票数が限定されている公職の選挙と異なり、国民投票においては、一億の国民が有権者であり、その過半数を得なければ買収が意味を持ちません。小規模な買収なら過半数の成否に影響を及ぼす蓋然性に乏しく、他方、大規模な買収には途方もない多額の資金が必要である上に、これを秘密裏に進めることは困難であり、明るみになれば社会的に十分な制

裁を受けると思われます。

こうした判断に基づき、買収罪の規定そのものを設けないことにしておりますが、これによる弊害は生じないと考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 古川元久君。

[古川元久君登壇]

古川元久君 民主党の古川元久です。

私は、ただいま議題となりました民主党提出の日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案及び自由民主党、公明党提出の日本国憲法の改正手続に関する法律案について、民主党・無所属クラブを代表して質問いたします。(拍手)

私たち民主党の基本的な立ち位置は、民主党案の趣旨説明にもありました。この国民投票法案が、主権者たる国民の自由闊達な議論を通じてみずから憲法を選び取るための中立公正なルール設定のための法案であるという認識です。

私は、昨年秋以来の憲法調査特別委員会における論点整理を踏まえて、今般、与党及び民主党から国民投票法案が提出されるに至つたことを大変意義深いことと考えております。特に、当初、与党の皆さんに提示した案が委員会での議論を通じて修正され、今回提出された与党案では、多くの点においても、民主党案と与党案とは、幾つかの点で内容を異にしています。

以下、こうした点について順次両案の提出者にお尋ねし、両案の共通の立脚点となっている骨格

的考え方、現時点での相違点などを明確にしたいと思います。

さて、日本国憲法の立脚する国民主権原理は、憲法第九十六条が規定するところ、すなわち、憲法改正権限を国民自身の直接民主制的手続に係らしめているという点に究極的に表現されています。この意味で、国民投票法制は、まさに国民主権原理をいかに実質的に機能させるかという観点から検討され、定められるべきだと考えます。言いかえれば、憲法を変えるも変えないも主権者である国民が實質的かつ最終的に判断すべきであり、そのための言論の機会などをいかに保障し、国民の意思をいかに的確に反映させることができるとかいうことこそが国民投票法制の制度設計の基本であるべきだということです。

現在、一部の世論や政党に、この国民投票法について、戦争ができる国家への改憲への一里塚、国民党はこのような法律の制定を求めていないなどと激しく攻撃する議論が見られます。こうした批判の背景には、自由民主党が昨年十一月二十二日に新憲法草案を発表し、憲法改正のスタンスを明確にしていることもあると考えられます。

そこで、両案の提出者にお聞きします。

自由民主党の提案者は、今回の当国民投票法案は、まずは、みずから改憲案を実現することを目的に考えておられるのでしょうか。あるいは、党内にそのような声がやはり根強くあるのでしょうか。公明党の提出者は、自民党の改憲案の実現を手助けするためにこの法案を共同で提出されたのでしょうか。

また、民主党案提出者は、国民投票法制を整備すること自体が改憲を目的とするものだとの批判

アーチーの件は、等もしくは。

に二つあるの、それが本筋で、これが
次に、憲法改正国民投票制度と一般的の国民投票

制度をあわせて整備することの是非についてお尋ねします。

民主党案では、憲法改正国民投票だけでなく、

国政の重要な問題に関する国民投票制度も一体として導入することとしています。現行憲法の議院内

閣制の枠内で諸問題の効果にとどまる国民投票制度を、あえて一体として整備する理由はどこにある

のでしようか。

一方、民主党では、国民投票の文書は憲法改正だけとなつております。国政の重要な問題を外した理由は可^能い。憲法改三国民投票に生じた

理由は何でしょか憲法改正国民投票と性質が異なることを理由に、別途検討すべきというスタンス

ンスなのでしょうか。あるいは、全く否定的にお

考えたのでしょうか 性質が異なるか検討の余地があるというのであれば、対案を示していただき

たいと思います。

次に憲法改正案の原案の内閣の発案権の有無についてお尋ねします。

現行憲法にはこの点について明示的な規定はあ

りませんか 民主党案では発案者を国會議員に限定し、内閣には認めていません。それはどのよう

な趣旨に基づくものなのでしょうか。

また与党案提出者はこの点どのように考えるのか、お答えください。

次に、投票権者の範囲についてお伺いします。

民主党案では原則として十八歳以上となつてお
り、その趣旨について、憲法の場合は、長期にわ

たつてその効果が継続するため、若い世代に可能

な限り参加する機会を認めるべきだとの御説明がありました。十八歳という年齢にした理由は何で

卷之三

いるところでございます。

次に、一般的国民投票制度を設けなかつた理由に関するお尋ねがございました。

日本国憲法は、国会を國の唯一の立法機關であると規定し、議会制民主主義を採用しているところであります。一般的国民投票制度は、その効果が諮詢的なものであるとしても、事實上の拘束力があり得ることは否定できず、議会制民主主義の根幹にかかる重大な問題であつて、その導入自体が場合によつては憲法改正を要する問題であるとも考えております。

また、国民投票が必要的な要件とされており、かつ、その結果に法的拘束力がある憲法改正国民投票と、一方で、任意で諮詢的な効果しか有しない一般的な国民投票とでは、その本質を全く異なるものであることを考慮すれば、今回は憲法改正国民投票制度に特化した議論に限定をし、一般的国民投票制度は、その意義を否定するものではありませんけれども、別途慎重に検討すべき事項であると考えております。

次いで、憲法改正原案の提案者に関するお尋ねがございました。

憲法制定権力は國民に存すること等にかんがみれば、憲法改正原案の提案権も基本的には國民代表である國會議員に属するものと理解をしておりまし、多くの学説においてもそのように解釈されています。承知しています。

しかし、内閣にも憲法改正原案の提出権があるという学説が一方であること、また、その旨の内閣法制局の答弁が過去においてなされていることも承知しております。

ただ、今回の立法は、議員による憲法改正原案

の提出手続を定めたものでありまして、内閣の提出権については規定をしておらず、内閣に提出権があるかどうかをこの法案では決しておりません。別途議論されるべきだと思っております。

最後に、過半数の意義についてのお尋ねでござります。

国民投票において考慮されるべき民意というものは、あくまでも明確にその意思を表示した国民の意思であるべきであると考えます。一方、白票については、そこに示された國民の意思が、例えば、わからない、賛否いすれでもない、あるいは決めがたいなど、多様な意思が含まれていると考へております。したがいまして、白票などについて、これを一律に反対の意思表示とみなす、あるいは反対の意思表示と同じカウントをするということは、民意を解釈するということではなく、民意をつくり出すことにもなりかねない、そういう危険な方法ではないかと思つております。

このように考えますと、当然のこととして、有效投票総数の過半数でもつて国民投票は決せられるべきであるとの結論が導かれるのであります。なお、残余の質問に対しましては、同僚議員から答弁させていただきます。（拍手）

〔斎藤鉄夫君登壇〕
○斎藤鉄夫君 古川議員の御質問に、七点お答え申し上げます。

まず、法律案の提出の理由につき、公明党に対して、自民党の改憲を手助けするためかとの御指摘がございました。

自由民主党が昨年秋に新憲法草案を公表していることは承知しております。しかし、我が公明党は、現行憲法を堅持しつつ時代の変化に

応じて足りない部分を加えていく、いわゆる加憲こそがあるべき憲法改正の姿であると考えております。この点においては、自由民主党とは考え方を異にするところでございます。

しかし、ただいま船田議員も御答弁されたよう

に、この憲法改正手続法は、憲法改正のは非や内容とは切り離して議論するべき、公正中立なるルール設定の問題であると理解しております。

次に、投票権者の年齢要件についてのお尋ねがございました。

国政選挙と国民投票は、いずれも國民主権の発現形態であり、国政への参政権として共通の基盤の上に立つものであり、選挙権年齢と投票権年齢は基本的に同一であるべきと考えております。現に、諸外国の例を見ても、ほとんど例外なく選挙権年齢と投票権年齢は一致しております。

また、年齢要件を十八歳以上とした民主党案についての考え方であります。私ども公明党は、マニフェストにおいて、公職選挙法について十八歳選挙権を主張しておりますし、この趣旨から、

国民投票の投票権も十八歳以上とすることが望ましいと考えております。

しかし、その前提にあるのは、あくまでも公選法の選挙権年齢と国民投票の投票権年齢は、国民の国政参加権として同一に取り扱うべきということがあります。

したがいまして、当面は、選挙権年齢を含めて

成人年齢を定める民法その他の関連法律の改正に向けて精力的かつ慎重な検討を加えるべきものと考えており、それまでの間は二十歳以上とするのが適当であると考えている次第でございます。

次に、国民投票運動の規制と公職選挙法の規制

との相違点についてお尋ねがございました。

人を選ぶ選挙と國家の基本的なあり方を選択する國民投票とでは、どのような運動規制を設けるべきかという点において大きな違いがあるものと考えております。

國民投票運動は、主権者である國民の政治的意思の表明そのものでありますから、國民一人一人が萎縮することなく自由に國民投票運動を行い、自由闊達な意見を闡わせることが必要であると考えます。したがいまして、國民投票運動は原則自由とし、規制はあくまでも投票が公正に行われるための必要最小限のものとすべきであると考え、この法律案を立案いたしました。

さらに、特定公務員の範囲についてのお尋ねがございました。

裁判官、検察官、公安委員会の委員、警察官は、國民投票の取り締まりやその公判に関与する可能性のある人たちであり、その職務の性格や強制力によって、投票人の意思決定に対し、他の一般国民ではなし得ない大きな影響を及ぼすおそれがある職種の方々であります。

このような人たちが、単なる意見表明を超えて他人に対する勧誘行為を積極的に行うこととした場合、國民投票の公正さに対する疑義が生ずるおそれなしとしません。このような弊害を除去するため、これらの方の國民投票運動を禁止したものであります。

また、公務員等や教育者の地位利用による國民投票運動についてのお尋ねがございました。

公務員等や教育者は、その地位を利用した場合には、投票人の意思決定に対し、他の一般国民ではなし得ない不当な影響を及ぼすおそれがある職

官 報 (号外)

種の方々であります。これらの弊害を避けるため、公務員等や教育者の地位利用による国民投票運動を禁止したものでございます。あくまでも地位利用によるものでございます。

具体的に禁止される行為は、許可、認可の権限

を有する公務員が、関係者に対し、その権限に基づく影響力を利用することや、教育者が児童を通じて間接的にその保護者に働きかける場合や、児童に対する教育者としての地位を利用して直接に

保護者に働きかける場合などであります。

お尋ねのような、大学の憲法の授業で教授が憲法改正案を批判する場合につきましては、学術的に自分の考え方を表明することが今回のこの規制の対象になるとは考えられません。

さらに、買収罪についてのお尋ねがございました。

まず、買収罪の是非とその要件については、私どもは、票を金で買うような行為は決して許されではないこと、他方、一人一人の国民が萎縮することなく、国民投票に参加して自由に政治的意見表明ができるよう運動の盛り上がりが期待されること、この両面から検討したところでござります。

その結果、その対象を社会常識で許容される範囲を逸脱する悪質な行為に限定するため、一、組織による、多数の投票人に対するものであること、二、明示的な勧誘行為が存在するものであり、その対価として報酬が供与される場合であること、そして、三、投票行動に影響を与えるに足りる物品等が供与されることといった行為に限定をいたしております。

このような限定した要件に該当する行為は、非

常に悪質なものであります。国民の常識からも認められない、このように考えております。

お尋ねの、ミユージシャンが集会に無料出演し歌でみずからメッセージを伝えるような場合に該当することはないのではないか、このように考えます。

次に、マスコミ規制についての御質問がございました。

国家の基本的なあり方を選択する国民投票では、いかに多くの有益な情報が国民に提供されるかが国民による適切な判断の基礎となるものと考えるものであります。

そこで、本法律案では、民主主義の基盤である表現の自由に基づいて多様な観点からの自由な報道がなされることが、国民の知る権利に奉仕し、投票に際しての判断に資するとの考え方から、メ

デイアの役割を重視し、報道についての一切の規制を排除したところでございます。

最後に、投票日前一週間の広告放送に関する規制についてのお尋ねがございました。

活字メディアと違い、音声や映像を用いる放送メディアは、国民世論に対して大きな影響力、時

の意味では、決して改憲を容易にするものでも、また困難にするものでも、ましてや、それを目指すものでもございません。ただただ、国民の自由な議論を確保し、その意思を的確に反映すべきこと、そのことに腐心をしたものであることを御理解をいただきたいと思います。

特に、我が党案は、憲法改正に限定をせず、広く国政一般の重要課題について国民の声を聞きました。その最終決定権は、主権者たる国民自身の手にゆだねられております。したがって、この発案過程においても、その行為の重みに十分配慮をし、国民の代表、國権の最高機関の構成員である国会議員に限定されてしかるべきではないか、そうした考えに立っております。

仮に内閣による発案を認めることとすれば、これは、実質的には中央官庁の手によって発案が促されることとなり、これでは、本来的に国家権力、行政権力の統制という側面をあわせ持つた憲法の役割を侵しかねない、こうした懸念からも、政府からの発案については極めて抑制的に考えるべきと考えております。

ば冷却期間を置くために、御指摘のような措置を講じたところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○小川淳也君 古川議員にお答えを申し上げます。

まず、国民投票法制の整備が改憲を目的とするものではないか、その批判についてのお尋ねがございました。

率直に申し上げて、そうした御批判に対しても耳を傾けねばならないと思います。しかしながら、あくまで冷静に、客観的に理解を求めねばなりません。この法案は、憲法改正の肯定はもとより、その否定をも含めて国民の意思表明に道を開くもの、そのための手続を定めようとするものでございます。

憲法改正の国民投票法制は、その意味ではこの一般的な投票法制の特例として位置づけられるものになりますし、あわせて、一般的な国民投票制度については、間接民主制を採用する我が国の統治原理と矛盾しないよう、あくまで諸問題的なものとして整備する予定でございます。

次に、憲法改正の発案を国會議員に限定した理由についてお尋ねがございました。

憲法の制定、改廃は、国内法制上最上位に位置づけられる立法行為でございます。だからこそ、その最終決定権は、主権者たる国民自身の手にゆだねられております。したがって、この発案過程においても、その行為の重みに十分配慮をし、國民の代表、國権の最高機関の構成員である国会議員に限定されてしかるべきではないか、そうした考えに立っております。

仮に内閣による発案を認めることとすれば、これは、実質的には中央官庁の手によって発案が促されることとなり、これでは、本来的に国家権力、行政権力の統制という側面をあわせ持つた憲法の役割を侵しかねない、こうした懸念からも、政府からの発案については極めて抑制的に考えるべきと考えております。

次に、投票権者の年齢についてお尋ねがございました。

国際的に見れば、既に議論がございましたとおり、多くの国々で参政権は十八歳から付与をされております。特に先進主要国では、もはや我が国だけが取り残された状況にあります。民法の成人規定は百年以上前の価値観によつて立ち、結婚や自動車免許の取得では、既に十八歳をもつてその資格が付与をされています。

官報 (号外)

我が党は、そもそも参政権を十八歳以上に引き下げるべきことを主張しております。これとの関連で、若い世代の声を政治に反映させる必要性、特に憲法改正のようにその効果が長期に及ぶもの、これについてはその必要性が特に高い、そうした認識に立つております。

なお、十六歳の例外規定については、国内でも、市町村合併の是非を問う住民投票に中学生が参画した事例がございました。こうした事例も踏まえ、今後の委員会審議等を通じてこの点の議論を深めてまいりたいと思います。

最後に、投票用紙の扱い及び投票総数の考え方についてお尋ねがございました。

所定の用紙外の投票を無効とする点については、議論をまたないと思います。一方の他事記載を伴った投票、これを総数に組み入れることについては、御指摘のとおり、公職選挙と取り扱いを異にするものでございます。

この点、国民投票においては、他事記載等によつて選挙の秘密を侵し、その公正を害される蓋然性が低いこと、加えて、白票の扱いについても、複数の選択肢から具体的な投票先を確定し、その多寡を競わねばならない公職選挙とは異なる

り、発案への賛成が全体として、総体として過半を超えるのか否か、その点に絞つた評価をすれば足りること、同時に、こうした扱いこそが憲法の条文に最も素直な国民の意思の評価ではないかと考えられること、以上の判断によつて立つたものでございます。

残余の質問につきましては、同僚議員からお答えをさせていただきます。(拍手)

〔園田康博君登壇〕

○園田康博君 古川議員の残余の質問、四点についてお答えを申し上げます。

国民投票運動への規制を検討するに当たり、公職選挙法との相違点についてどう考えるかとのお尋ねございました。

質問者の御指摘のとおり、公職選挙における選挙運動の担い手は主に候補者や政党であり、国民投票における運動の担い手は国民一人一人でございます。また、運動のテーマとなるのは、公職選挙では特定の人や政党への支持、不支持であるのに対し、国民投票では主権者である国民としての意思、政治的意図の表明そのものでございます。

このことから、国民投票では、国民一人一人が萎縮することなく自由に運動を行い、自由闊達な意見を闘わせることが特に必要であると考えられます。

また、公職選挙法は、一九五〇年以来、幾度と行なわれた選挙を通じて明らかになつた弊害を是正するために、種々の規制を設けてきました。そういう意味では、規制の根柢となる立法事実が明確な形で規定をいたしました。そうしますけれども、学者が大学の講義で憲法改正について意見を述べるということに關して、先ほど

えるものではありません。今後、国民投票の実施を重ねる中で、深刻な弊害が生じれば、その段階で規制のあり方について検討を加えるべきであると考えています。

したがつて、国民投票運動は原則自由とし、規制は、あくまでも投票が公正に行われるための必要最小限度のものとすべきであると考えております。

次に、民主党案で、国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲を投票事務関係者等に限定した理由、公務員等、教育者の地位利用による国民投票運動についての禁止規定を置かなかつた理由についてのお尋ねがございました。

民主党案では、公職選挙法で選挙運動が禁止されている裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員については、国民投票運動を禁止しております。これらの方については、国民投票においては、投票事務等に直接從事する者とは異なり、国民運動を行つたからといって特段の大きな弊害は想定しがたいことから、国民投票運動を原則自由とし、極力規制範囲を狭くすべきだと考えたためであります。

次に、公務員等、教育者の地位利用による国民投票運動については、古川議員先ほどの御指摘ではござりますが、単純に地位利用による運動規制という形で規定をいたしましたと、私もそうでありますけれども、学者が大学の講義で憲法改正について意見を述べるということに關して、先ほど

じてあるところでございます。

そもそも憲法改正国民投票においては、公務員や教育者も含めた国民一人一人が自由にその政治的意見表明をすることが極めて重要であると考えられるものであり、そのような意見表明と国民投票運動とは連続的で、これを区別することが困難なものであることを考えますと、萎縮効果をもたらしかねません。したがいまして、このような運動禁止規定を設けることは適切でないと言わざるを得ないと考えた次第でございます。

次に、民主党案で買収罪に関する規定を置かなかつたことに關してお尋ねがございました。御指摘のとおり、国民投票が金銭によって買われることがあってはならないという御指摘は、一般論としてそのとおりだと考えております。しかし、具体的な行為態様を検討いたしますと、これを犯罪行為として規定することは、立法技術上なかなか困難なことではないかと思われます。

御指摘のとおり、国民党投票が金銭によつて買われるが、具体的な行為態様を検討いたしますと、これが買収罪に該当する行為であることは、立法技術上なかなか困難なことではないかと思われます。例えば、憲法改正のための国民党投票であれば、多数の国民がその課題について認識し、議論を深めることができますように、仕事帰りに、例えば赤ちようちんなどありますとか、そういうもとでの憲法論議、こういったものも活発に行われること、これはむしろ歓迎すべきものであると思われます。しかし、その際、例えば上司が憲法改正についての賛否を示して飲み代をおごるというようなことになると、買収罪に問われる可能性があるということになりますが、单純に地位利用による運動規制

はござりますが、單純に地位利用による運動規制という形で規定をいたしましたと、私もそうでありますけれども、学者が大学の講義で憲法改正について意見を述べるということに關して、先ほど

は、学術的なものについては考えられないということがありますけれども、地位の利用によって外形的にその要件に当てはまるという危惧も私は感

は、むしろ国民啓発の観点から許されるべき行為であると考えられます、いわゆる買収規定が置かれることになりますと、こうした行為も犯罪となります。

むしろ、指弾されるような金銭のやりとりなどが行われれば、メディアもこれを報じるでしょうし、それに対する批判によって淘汰されるべきことだと考えます。

対価性の極めて明らかなケースにつきましては、例えば贅否の投票の対価として直接金銭の受け渡しをする場合が好ましくないのは御指摘のとおりでございます。しかし、立法技術としては、そのような積極財産の増加というだけではなく、債務免除、例えば投票の対価として借金の棒引きをするというような消極財産の減少、これも法的評価は同一になると考えるというのはごく一般的な考え方でございます。

そうすると、憲法改正賛成、反対を呼びかけるコンサートを著名なミュージシャンたちが無料で開催するようなケース、これを想定いたしますと、本来相当額の支払いが生じるコンサートチケット代を免除したことと評価されます。

したがつて、自由闊達な議論を萎縮させるリスクを勘案すると、仮に対価性が明らかなケースであつたとしても、メディアをはじめとする言論による淘汰、これによるべきであると考えております。

次に、国民投票と報道の役割、報道規制についてどう考えるか、また、広告放送の規制を設ける理由についてお尋ねがございました。

民主党は、報道機関による報道が現代社会において極めて貴重な役割を果たしていることにかん

がみ、その自由を最大限保障されるべきであるとの立場で当初から一貫しております。

仮に不当な報道があった場合には、当然、言論

により対抗されることが予想されますので、あえてマスコミ規制を持ち出す必要はありません。したがつて、本来、本法律案においてマスコミ規制が設けられないことは当然のことと考えております。

広告放送についても、基本的には、言論の自由市場における淘汰、すなわち、不当な広告放送があつた場合でも言論によって対抗することが可能であるとの考え方から、これを全面的に禁止することはしておませんが、投票日一週間前については、このような言論による対抗によつて淘汰されることはなく、一方的な主張が扇情的に放送されるままになることが懸念されるため、いわば冷却期間を設ける意味で、これを禁止することとしたしました。

もちろん、投票日一週間前であつても、広告放送以外の報道、評論や討論番組などは放送法に抵触しない限りで可能でございますので、報道、言論規制には当たらないと考えております。(拍手)

質問に先立ち、現行憲法及び憲法改正に対する公明党の基本的な考え方を述べさせていただきま

す。

公明党は、現行の日本国憲法はすぐれた憲法であり、戦後日本の平和と安定、発展に大きく寄与してきたと高く評価しております。中でも、国民主権主義、恒久平和主義、基本的人権の保障の憲法三原則は、不变のものとしてこれを堅持すべきだと考えております。また、憲法第九条に関しては、アジアの諸国民に多大な犠牲を強いたさきの戦争に対する反省と、再び戦争を繰り返さないというメッセージを発してきた平和主義の根拠であり、戦後の日本の平和と繁栄を築く上で極めて大きな役割を果たしてきたと認識しております。

しかし、日本国憲法制定以来六十年近い歳月が経過し、制定時には想像されることがなかつた新しい国民の権利や新たな課題が提起されるようになりました。すなわち、国民主権の一層の明確化、環境の重視、知る権利やプライバシー権など新たな人権の確立、平和主義のもとでの国際貢献の推進、地方分権の確立等であります。

憲法は、その國のあり方を規定する柱であり、

憲法論議は、二十一世紀の日本をどのような国に

するのかとの未来志向に立ち、五十年先、百年先を見据えて進めるべきであります。

こうした認識の上から、公明党は、憲法三原則と平和憲法の象徴である憲法九条を堅持した上で、時代の変化に応じて現行憲法を部分的に見直し、新しい条文を加え、現行憲法を補強していく加憲という立場に立つております。

この加憲方式は、次のような理由から極めて現

第一に、現行の憲法はすぐれた憲法であり、広く国民の間に定着し、支持されているというのが基本認識であります。

第二に、憲法を見直すに当たつて、条文すべて

を見直すべきとの全部改正論や、逆に全く変えてはいけないとするかたくなな護憲論は、ともに国民の幅広い理解を得るのは難しいと考えます。その点、加憲は、国民に広く定着している現行憲法の条文は残した上で、時代の進展に伴つて必要なものがあるならば、それを加えて補強していく方

式であり、現時点では最も現実的な手法であると

考えております。

第三に、憲法改正について規定をいたした憲法第九十六条では、第一項で改訂の手続を規定し、第二項で改訂の公布について、「憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名

で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこ

れを公布する。」と規定しております、現行憲法と改訂憲法とが「一体を成すもの」との表現は、加

憲的な方向性を示していると理解をしておりま

す。

また、アメリカ合衆国憲法における修正条項、フランス憲法前文における従前の憲法規定への言及や条項の追加などといった立憲主義先進国の例も、時代状況に合わせて憲法を補強していくとい

うスタンスをとつていると認識をしております。

このように、加憲方式をとることは、現行憲法の原理原則を生かしながら、必要と思われるテーマについて民主主義的な形で幅広い合意を形成していくけるものであります。

衆議院憲法調査特別委員会における参考人質疑の中でも、加憲については、広く国民の合意を得

〔議長退席、副議長着席〕
○副議長(横路孝弘君) 石井啓一君。

〔石井啓一君登壇〕

〔議長退席、副議長着席〕

○石井啓一君 私は、公明党を代表して、たゞい

ま議題となりました自由民主党、公明党提出の日本国憲法の改正手続に関する法律案及び民主党提出の日本国憲法の改正及び国政における重要な問題

に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法

律案に関して質問をさせていただきます。(拍手)

る上で現実的な選択肢であると評価されているところであります。

統いて、具体的な質問に入ります。

このたび、憲法改正の手続を定めた両法律案が提出されました。現行の日本国憲法は、日本国民の間にその理念、精神が浸透し、広く国民に受け入れられておりますが、憲法第九十六条の中で規定されている改正の手続については、この六年近くの間、定められませんでした。

憲法改正手続法案の提出は、これに対する意識、世論の高まりと憲法の要請に応じたものであり、評価すべきことであると考えます。

そこで、まず、このたびの法案提出に至った意義について、両法案提出者に見解を伺います。今回の手続法の制定については、ただいま申し上げたとおり大変重要なことではあります。あえて確認するならば、この手続法の議論と憲法改正の中身の議論は別ものであり、具体的な憲法改正に関する論議は別途行うべきであります。今回の立法は、憲法の要請と世論の高まりに応じた手続法の整備であり、憲法の中身をどうするかの議論は、広く国民の理解を得ながら、じつくりと腰を据えて取り組むべきものであると考えております。

この点について、両法案提出者の認識を伺います。

次に、ただいまの改正論議の質問に関連をして、国会法の一部改正における憲法審査会について伺います。

両法案では、各議院に設置する憲法審査会が、

日本国憲法及びその関連法制について広範かつ総合的に調査を行うとともに、憲法改正の原案及び

この規定は大変に重みを持つものであります。憲法の改正について国民が丁寧な判断をするために規定されています。

は、国会において十分丁寧な議論をすることが重要であります。ゆえに、まず、憲法改正の是非、変えるとすれば何をどのように変えるのか、ま

た、憲法の条文を変えなくとも運用を変えればよいのか等の議論が必要であり、この条文で規定されているように、憲法審査会で広範かつ総合的な調査を十分に行うことが重要であります。

したがって、今回の手續法が成立をして、公布の日以後初めて召集される国会で両院に憲法審査会が設置されたとしても、直ちに憲法改正原案を審査するような拙速な論議は避け、まずは、改正の是非も含め、憲法に関し丁寧に調査することが必要と考

えます。

この点について、両法案提出者はどのようにお考えか、伺います。

次に、これまで憲法調査特別委員会での議論の中でも大きな論点となってきた点についてお尋ねをいたします。

まず、国民投票の対象についてであります。

一般的な国民投票を否定するわけではありませんが、国民投票が要件であり、その結果に法的拘束力がある憲法改正の国民投票と、任意で諸問題的な効果しか有しない一般的な国民投票とは切り離して論じるべきだと考えます。与党案でその対象

白票を一律に反対票とみなすことには無理があると考えます。

この点について、与党案提出者の考え方を確認いたします。

次に、投票権者の範囲についてであります。

基本的には、国政選挙と一致させるべきだと考えます。その上で、できる限り多くの方に判断していただけることが望ましいと考えております。

対象年齢に関しては、公明党は、公職選挙法の対象としては十八歳選挙権を主張しておりますが、国民党投票の対象年齢は、現行公選法に合わせ、当面二十歳以上にせざるを得ないと考えます。一方で、今後、国民党投票の投票権年齢は、我が党が主張する公選法の選挙権年齢と合わせ、十八歳に引き下げる努力をすべきと考えますが、与党案提出者の見解を伺います。

次に、投票用紙への記載方法と過半数の意義についてであります。

実際の投票に当たっては、国民の多様な意思をより的確に反映させることが重要であります。この点、与党案においては、憲法改正案に対し賛成するときはマルの記号を、反対するときはバツの記号を自書することとし、憲法改正案に対する賛成の投票数が白票等を除いた有効投票の総数の二分の一を超えた場合に、憲法改正について国民の承認があつたものとしており、投票者の賛否の意思を的確に反映するものと評価をいたします。一方、民主党案では、憲法改正案に賛成するときはマルの記号を自書し、反対する者は何も記載しないこととしております。これでは、白票に積極的な反対の意思と中間的な立場の意思が混在するところになり、有権者の意思を的確に反映できるとは考えられません。また、多様な意思が含まれ得る

この点について、両法案提出者に見解を伺います。

次に、いわゆるマスコミ規制について伺います。

与党案の当初の協議では、報道機関に対して、国民投票の公正を害することのないよう、自主的な取り組みに努めるものとする等の訓示規定を設けるとの考え方があり、その後、報道機関による配慮のみ求めるとの議論になり、さまざまな議論を経て、最終的には、いわゆるマスコミ規制については全く設けないこととされたと認識をしております。

そこで、マスコミ規制を全く設けなかつた理由について、与党案提出者に確認をいたします。

次に、罰則規定について伺います。

国民投票に関する運動や議論等については、基

官 報 (号外)

本的には、広く国民一人一人の自由な意思で行われることが望ましいと考えております。したがつて、投票運動に対し萎縮効果があらわれないよう、公職選挙法で規定されているような罰則よりも緩やかなものとすべきだと考えております。

そこで、与党案提出者に罰則の考え方について確認をいたします。

それに対し、民主党案では、買収行為については全く罰則が規定されておりません。例えば、与党案で明記されているような、組織的に多人数に対する金品供与などにより投票に関する勧誘行為がなされた場合、どのように投票の公正性を担保するのでしょうか。

この点について、民主党案提出者にお尋ねをいたします。

最後になりますが、今回提出された両法案を食べて読んでみると、ほんどの項目について一致をとっています。これは、広く各党の合意を得た結果であると存じます。

憲法改正のルールは、仮に現在の与野党の立場が変わったとしても、変わらないことが重要であります。そのため、公平中立なルールとして、多くの政党、議員の賛同が得られることが重要です。したがって、より幅広い合意を得るために、今後の国会審議において、与党と民主党双方が一致した形での法案成立を目指していくべきだと考えます。

この点について両法案提出者の見解を伺い、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

○船田元君　与党案の提出者を代表いたしまし

て、石井議員の御質問について答弁を申し上げます。

私は五問ございます。

まず、法案提出の意義についてのお尋ねがありましたが、日本国憲法は、その九十六条において改定のための手続を定めているにもかかわらず、そのための具体的な国民投票法制につきましては、日本国憲法が施行されてから六十年近くを経過しようとしている今日に至るまで、整備されまいりませんでした。

憲法改正国民投票法制の整備は、憲法制定権の担い手である国民がその権利行使する制度を整備することであり、憲法改正に対する国民の主権を回復し、真の国民主権を具体化することにはなりません。今般、憲法改正国民投票法案が提出されるに至ったことは、国民主権の觀点から歴史的な意義を持つものである、このように考えております。

次に、憲法改正論議と憲法改正手続法との分離についてのお尋ねがございました。

各党において、憲法を改正するかしないか、あるいはどのように改正するかという議論は、当然あつてしかるべきであると考えます。ただ、その結果は、民意をつくり出すことにもなりかねない、そういう危険な行為であると考えております。

ことと憲法改正手続法の議論とは別個の問題であり、手続法自体は、改憲のためのルールでも護憲のためのルールでもない、現行憲法自体が想定している公正中立なルールであると考えております。

次に、一般的国民投票制度を設けなかつた理由についてのお尋ねがございました。

日本国憲法は、国会を国の唯一の立法機関であると規定し、議会制民主主義を採用しているところ

でございます。一般的国民投票制度は、その効果が諸問題なものであるとしても、事実上の拘束力があり得ることは否定できず、議会制民主主義の根幹にかかる重大な問題であり、その導入自体が場によっては憲法改正を要する問題であると考えております。したがいまして、今回は憲法改正国民投票法制に特化した議論に限定をし、一

般的国民投票制度は、その意義を否定するものではありませんが、別途慎重に検討すべき事項と考えております。

次に、投票用紙への記載方法と過半数の意義についてのお尋ねでございますが、国民投票において考慮されるべき民意というのは、あくまでも明確にその意思を表示した国民の意思であるべきと考えております。したがいまして、白票などについて、これを一律に反対の意思表示とみなすこと

は、民意をつくり出すことにもなりかねない、そういう危険な行為であると考えております。

このように考えますと、賛成、反対の意思をそ

れぞれ明確に表示していただくべきであつて、また、当然のこととして、有効投票総数の過半数でもつて国民投票は決せられるべきである、こういう結論になると思つております。

最後に、与党と民主党との合意形成についてのお尋ねがございました。

これまで、憲法調査会での五年を超える議論、さらにこれと並行して理事懇談会で行われた論点整理は、意見の違いを乗り越えて、各会派参加のもと、中山太郎会長・委員長のもと、公正かつ円満に行つてまいりてきたと存じております。

その結果、憲法改正国民投票法制に関しては、

国会法改正部分も含めて、法案を提出している与党と民主党の間では、二つの法案を見比べていただければ、ほとんどの部分において既に合意形

成・一致点がなされているところでござりますけれども、あとわずかであると認識をしております。

今後、この本会議、そして委員会という公開場で真剣にかつ建設的な議論を行つていただけ幅広い会派の合意の上で成立させられますように、今後とも尽力してまいりたいと思っております。

なお、残余の質問に対しましては、同僚議員から答弁させていただきます。（拍手）

○齊藤鉄夫君　石井啓一議員の御質問に、五点お答え申し上げます。

〔齊藤鉄夫君登壇〕

まず、憲法審査会における原案審査の開始時期についてのお尋ねでございますが、憲法審査会は調査権限と審査権限を有する常設の機関でござります。

とりわけ、憲法改正原案については、国民に開かれた形で、特に慎重かつ十分な審議の必要性があることから、一、国民に開かれた審議の要請にかんがみて、公聴会の開催を義務づけること、二、会期をまたがつて慎重な審議がなされる議案であることにかんがみて、閉会中審査について特例を設けること、三、審議の段階から両院間の意思の疎通を図る必要性も考えられることから、合

委員会と異なる取り扱いをする必要があります。そのため、憲法審査会という特別の機関として位置づけたものでございます。

この趣旨にかんがみれば、事前に改正の要否やその具体的な内容及び論点に関する調査がなされ、それらを踏まえて憲法改正原案が提案され、その審査が行われていくというのが通常の手続であろうかと思われます。憲法審査会発足当初、少なくとも国民投票法本体が施行されるまでの二年間は、改正の要否とその具体的な論点の調査に専念されることになるものと考えております。

次に、投票権の年齢要件に関するお尋ねであります。

私ども公明党は、マニフェストにおいて、公職選挙法について十八歳選挙権を主張しておりますし、この趣旨から、国民投票の投票権も十八歳以上とすることが望ましいと考えております。

しかし、その前提にあるのは、あくまでも公選法の選挙権年齢と国民投票の投票権年齢は国民の国政参加権として同一に取り扱うべきということです。その国政選挙と国民投票は、いずれも法の選挙権年齢と国民投票の投票権年齢は国民の国政参加権として同一に取り扱うべきことになります。國政選挙と国民投票は、いざれも國民主権の発現形態であり、また、國政への参政権として共通の基盤の上に立つものでありますから、選挙権年齢と投票権年齢は基本的に同一であるべきだからでございます。現に、諸外国の例を見ても、ほとんど例外なく選挙権年齢と投票権年齢は一致しております。

したがいまして、選挙権年齢を含めて成人年齢を定める民法その他の関連法律の改正に向けて精力的かつ慎重な検討を加えるべきものと考えております。

次に、個別発議の原則についてお尋ねがありま

した。

国家の基本ルールの変更に当たっては、民意を正確に反映させるべきであり、例えば九条の改正と環境権の創設という全く別個の事項について、一括して国民投票に付することは好ましくないと

いうことは言うまでもございません。この法案は、個別発議、個別投票の原則を明記することとしております。

問題は、何が内容ごとに関連するまとまりのある事項かということになりますが、一方では個別の憲法政策ごとに民意を問うという要請から、他方では相互に矛盾のない憲法体系を構築するという要請から、決定されるべきものと考えます。そ

して、個別具体的な事例については、国会が発議す

るに当たつてかかるべき判断を行うことになるものと考えます。

具体的な個別発議のイメージ、一枚一枚の投票用紙、そしてそれをそれぞれ別な投票箱に一つ一つ投票するというイメージ、このイメージを国民に共有されるよう、今後しっかりと議論をしていきたい、周知をしていきたいと考えております。

さらに、マスコミ規制を設けないこととした点についてお尋ねがございました。

一昨年末に公表されたいわゆる与党合意案における国民投票法案骨子では、虚偽報道の禁止、不法利用の制限等が盛り込まれておりました。その趣旨は、いやしくも国家の基本ルールを定める憲法改正国民投票において、国民への情報提供において重要な役割を担うマスメディアが、虚偽や金銭等の不当な利益によってその報道をゆがめるようなことがあつてはならないとの趣旨から出たもの

がありました。しかし、その後、同規定をめぐつてさまざまに議論が行われ、私ども、どのような虚偽が想定されるのか、それが政治的意見表明と明確に区別できるものか、あるいは罰則をもつて担保するほどの立法事実があるかなどを検討し、さらには、参考人を招いて真摯に検討を重ねた結果、報道内容の適正化については既に放送法に規定されています上、マスコミ各社において倫理綱領を定めたりしてあります。

第三者機関を置く等の措置を講じており、新たな規制を設ける必要はないとの結論に至ったものであります。このような議論を背景にして、改めてマスコミ規制を一切設けないこととしたものであります。

最後に、罰則の考え方についてのお尋ねであります。

人を選ぶ選挙と国家の基本的なあり方を選択す

る国民投票とでは、どのような罰則を設けるべきかという点においても大きな違いがあるものと考

えております。

すなわち、国民投票運動は主権者である国民の政治的意図の表明そのものでありますから、国民一人一人が萎縮することなく自由に国民投票運動を行い、自由闊達な意見を闘わせることが必要であります。したがつて、国民投票運動は原則自由とし、規制はあくまでも投票が公正に行われるための必要最小限のものとすべきであります。

このような考え方に基づき、この法律案では、組織的多数買収、利害誘導罪のほか、職権濫用による国民投票の自由妨害罪など、投票の公正さを確保するための必要最小限度の罰則規定のみを設けることとしております。

以上でございます。(拍手)

〔鈴木克昌君登壇〕

○鈴木克昌君 私から石井議員に対して、三點御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、このたびの法案提出に至った意義についてお尋ねがございました。

日本国憲法の立脚する国民主権原理は、憲法第

九十六条の規定により、憲法改正を国民投票とい

う直接民主制的手続にかかわらしめるということ

で、その究極的な表現を見出すことができる

思っております。この意味で、国民投票法案は、

現憲法制定後約六十年の歴史の中でも最も重要な立法としての意義を持つものだというふうに思つております。

この重要な法案について、これまでの憲法調査

特別委員会における各党の議論によって到達した

共通認識や見解を異なる点について、国会とい

う公開の場での審議を通じて、国民にわかりやす

い形でしっかりと議論がなされていくことには大変

意義があることだと考えております。

次に、手続法の整備と憲法の中身をどうするの

かとの議論は別だとする私どもの考え方について

お尋ねがございました。

先ほど、甘利議員にもお答えを申し上げました

が、御指摘のとおり、今回の法案は手續法の整備

であり、憲法本体に対する議論とは別個のものと

認識をしております。国民投票法制そのものは、

現行憲法の中身に対する是非を評価しているもの

ではなく、改憲、護憲の立場に対し公正中立な手

続であるべきであります。民主党案は、公正中立

であることを主眼に据えております。

憲法の中身については、日本全体、あらゆる年

代、また将来の世代にかかる問題であることか

(号外) 官報

ら、じつくり時間をかけ、広く国民の理解を得ながら議論を進めていくべきだと考えております。続いて、憲法審査会が設置された場合でも、直ちに憲法改正原案を審査するような拙速な議論は避け、まずは改正の是非を含め、憲法に関し丁寧に調査することが必要との私どもの考えについての御質問がございました。

法案成立後の憲法審査会における憲法改正原案の審査に当たっては、常識的に考えれば、いきなり憲法改正原案が出てきてそれを審査するというよりは、事前に改正の要否やその具体的な内容及び論点に関する調査がなされていることが予定されております。なぜなら、憲法改正には、いずれにしても国会内における三分の二の多数を獲得するための合意形成、さらには国民投票における過半数を獲得するための合意形成が必要であり、これらに向けたさまざまな努力がなされるべきだと考えるからであります。

これらを踏まえて、憲法改正原案が提案され、その審査が行われていくというのが通常のルートであろうかと思われます。

したがいまして、憲法審査会発足当初、少なくとも国民投票法本体が施行されるまでの二年間は、石井議員が御懸念されているように、いきなり憲法改正案の条文の検討が行われるというようないことはなく、衆議院憲法調査会でまとめた報告書などを出発点に、改正の要否とその具体的な論点の調査に専念し、これを深めていくことから始まるものと考えております。

残余の質問につきましては、同僚議員からお答えをさせていただきます。(拍手)

〔小川淳也君登壇〕

○小川淳也君 石井議員の残余の御質問にお答え申し上げます。

まず、発議の方法と投票の方法に関するイメージについてお尋ねがございました。

憲法改正は、国家の基本的なルールの変更に当たります。それだけに、できるだけ具体的に、的確に民意を反映せねばなりません。だからこそ、議をし、個別にその是非を問うことが望ましいと考えております。例えば、安全保障の問題とバイアシーや環境権創設に係る議論、これを抱き合わせてその是非を問うようなことは許されないと考えております。

具体的な投票方法については、選挙の際と同様、個別投票案件ごとに投票用紙を受け取り、記入をし、投票箱に投じ、次の投票に移る、そうした手法が想定されるのではないかと考えております。

次に、国民投票に関する買収行為について、民主党に対するお尋ねをいただきました。

おり、個人の当落を争う選挙とは異なり、個人的利益から買収行為へつながる危険性は高くありません。そこに基本的な差異があると認識をいたしております。同時に、国民投票運動は主権者たる国民の政治的意識の表明の機会であり、最大限自由な議論の機会が保障されねばなりません。もとより、金品で投票を誘導することは許されることはありませんし、居酒屋での例はある申し上げました。その弊害が生じる蓋然性、危険性と、一方で、自由な議論を最大限保障せねばならぬ、極めて重大なものだと言わなければなりません。

ない、国民の議論を萎縮させてはならないことの要請、この両者の比較考慮から今回の判断に至ったものでございます。

最後に、与野党が一致して法案成立を目指すべきではないかという趣旨のお尋ねをいただきました。

今なぜ、提出者は改憲手続法をつくろうというのでしょうか。

国民投票法制については、与野党間が利害を衝突させ、それを争う性質の案件ではございません。この点、全く同感でございます。その意味では、御指摘の与党、そして我が党はもとより、現段階においては投票法制の制定そのものに反対をしておられる会派の皆様を含め、幅広に議論が行われ、合意形成が進められることが期待されるものと考えております。

しかしながら、そうは申しましても、通すべき議論は通し、闘わせるべき議論は闘わせねばなりません。そして、その私どもの主張の原動力は、ひとえに、いかに投票過程に国民の意思を的確に反映させるか、その点に絞った建設的な議論である旨申し添え、答弁を終わらせていただきたい。

(拍手)

○副議長(横路孝弘君) 笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、憲法改正手続法案について、自民、公明の両党並びに民主党、両案の提出者に質問いたします。(拍手)

今回の憲法改正の手続を定める法案の国会提出は、現憲法制定後、初めてのことです。これは、憲法第九条を変えて、日本を海外で戦争をする国につくりかえる改憲の動きをさらに一步進め、極めて重大なものだと言わなければなりません。

せん。しかも、国の最高法規である憲法にかかる重要な法案を、会期末に駆け込みで提出し、審議を推し進めようとするなど論外であります。両案とともに、直ちに撤回するよう強く求めるものであります。

今なぜ、提出者は改憲手続法をつくろうというのであります。

憲法九十六条に改正規定があるのに、その手続法がないことは国民主権をないがしろにするものだなどといいます。しかし、この六十年、改憲手続法がつくられてこなかつたのは、国民が改憲を具体的に必要としてこなかつたからであります。手続法がないことで国民の権利が侵害された事実はどこにもないではありませんか。

この間の世論調査でも、国民は、改憲手続法の制定を国政的重要課題とは見ておりません。改憲の焦点となっている九条は、変えるべきではないという声が多数です。その九条改憲のための手続法をつくることは、国民の要求に反するものにはなりません。

具体的な改憲構想とは切り離して公正中立な制度をつくるといつても、自民党は、既に昨年十一月、新憲法草案を正式に決定し、憲法調査会長も、改憲手続法は改憲の準備に直結すると明言しています。民主党は、来年、独自の改憲案をつくると幹事長が発言し、公明党も、加憲案をことし秋に出すとしています。

まさに、今回の法案提出は、単なる形式的な手続きづくりではなく、現に進行している改憲案づくりと密接不可分に結びついていることは、紛れもない事実ではありませんか。各党の提出者の見解を求めます。

そこで問題は、各党がどんな憲法改定を目指そうとしているかあります。

自民党的新憲法草案は、戦力不保持、交戦権否認を定めた九条二項を削除し、自衛軍の保持と海外での武力行使を可能にする規定を盛り込んでいます。

これは、集団的自衛権の行使ができるようにし、アメリカが世界各地で起こす戦争に参戦し、武力行使を可能にしようということではあります。これは、国民に国や社会を守るなどといって、新たな義務や責務を強要することを盛り込んでいます。これは、国民が国家権力を縛るという人類が到達した立憲主義を否定するものではありませんか。これがどうして、新しい時代の憲法と言えるのですか。

民主党は、党としては改憲するかしないかの決定はしていないと言いますが、昨年十月に発表した憲法提言は、制約された自衛権、武力行使を含む国連多国籍軍への参加などに触っています。これは結局、党として九条改憲を方向づけるということではありませんか。

公明党も、一項、二項は残すから九条改憲ではないと主張していますが、三項を加えて自衛隊の存在と国際貢献のあり方を明記するということは、結局、九条を改憲することになるではありませんか。

以上、各党の答弁を求めます。

憲法九条は、日本が侵略戦争の反省に立つて世界に発した不戦の宣言であり、二十世紀に日本がアジアや世界の諸国とともに平和を築いていくための貴重な指針であります。その九条を改變し、アメリカの先制攻撃の戦争に参戦するため、自衛隊を戦争のできる軍隊にし、日本を戦争

をする国につくりかえる、このような危険な道を決してとるべきではありません。日本共産党は、

憲法を守り、今こそ、日本の國づくりと平和のために生かすことを強く主張するものであります。

(拍手)

我が党は、憲法改正手続法をつくること自体に反対ですが、両法案の内容について言えば、最大の問題は、改憲推進勢力にとって改憲案を通じやすい可能なあらゆる仕組みとなっていることです。

憲法審査会を設置し、この法案と連続的に改憲の流れを推し進めようとするものであります。

具体的に三点をただしたい。

第一に、国民の自由な意見表明、憲法にかかわる運動を制限している問題です。

与党案は、公務員等及び教育者がその地位を利用して国民投票運動をすることができないと禁止

されています。規制対象は、全国で約四百万人もの公務員、約百三十万人もの教育者に及びます。これだけ多数の国民、しかも憲法遵守義務を負い、

それを誓約して働いている人々が、憲法改正についての言論、表現活動を萎縮させられるのは異常なことであります。さらに、買収罪など、罰則も設けています。なぜ、このような規制があるのは罰則をかけるのか、明確な答弁を求めます。

民主党案は、国家公務員法などの政治活動の制限規定で対処するとしていますが、そもそもこれは憲法違反の規定であり、市民的及び政治的权利に関する国際規約にも反する規定であります。憲法改正という場面で、なぜ、この規定を適用するのか、お答えいただきたい。

第二は、改憲推進の大キャンペーンができる仕組みの問題です。

国会に設置するとしている広報機関は、改憲に賛成した議員が圧倒的に占める構成であり、その運営、パンフレット作成などを改憲に賛成した議員が有利に進めることが可能な仕組みです。また、政党等による無料のテレビ、ラジオのCMや新聞広告は、所属国會議員数を踏まえて配分されるため、改憲に賛成した政党が圧倒的に利用できるものになります。さらに、テレビ、ラジオの有料CMも、改憲を推進している財界を初め、資金力のある団体などが買収占めることができる一方、資金力のない国民はメディアから締め出されることになりかねません。

メディア規制は削除したと言いますが、これでは逆にマスメディアを改憲キャンペーンに協力させる仕組みではありませんか。これでどうして公正中立な制度と言えるのか、両提出者の明確な答弁を求めます。

第三に、改憲案の国民の承認に関する過半数の意味についてであります。

与党案は、なぜ有効投票総数の過半数としたのですか。民主党案は、なぜ投票総数の過半数としたのですか。また、それぞれ最低投票率を設けたのですか。また、それぞれ最低投票率を設けなかつたのはなぜですか。その根拠について明確に答えられたい。

○船田元君 筧井議員の御質問について御答弁申し上げます。

私は三問であります。

まず、憲法改正議論と憲法改正手続法との関係についてのお尋ねでございます。

各党において、憲法を改正するかしないか、あるいはどのように改正するかという議論は、当然あつてしかるべきであると思つております。たゞ、そのことと憲法改正手続法の議論とは別個の問題である、手続法自体は、改憲のためのルールでも護憲のためのルールでもない、現行憲法自体が想定している公正中立なルールであると理解をしております。

次に、民主党の新憲法草案に関するお尋ねがございました。

まず、第九条の改正についての方向でございますが、自衛隊の存在をはつきりと憲法に明記するとともに、国際的に協調して行われる活動に積極的に参加すべきことが望ましいとの私どもの考え方を示したものであります。御指摘のような、アメリカが起こす戦争に参戦することを目的とするものでは決してないということを申し上げておきたいと思います。

のはなぜですか。これで、国民の意思を酌み尽くすと言えるのか。最低限の国民の賛成で改憲案を通そうという意図があるからではありませんか。

今、全国では、五千に迫る九条の会を始め、憲法九条改憲に反対する広範な運動が党派を超えて広がっています。今、国会がやるべきは、この願いを踏みにじつて改憲を推し進める事ではありません。重ねて、改憲手続法案の撤回を求めて、

質問を終わります。(拍手)

○船田元君登壇) [船田元君登壇]

私は三問であります。

まず、憲法改正議論と憲法改正手続法との関係についてのお尋ねでございます。

各党において、憲法を改正するかしないか、あるいはどのように改正するかという議論は、当然あつてしかるべきであると思つております。た

ゞ、そのことと憲法改正手続法の議論とは別個の問題である、手続法自体は、改憲のためのルールでも護憲のためのルールでもない、現行憲法自

体が想定している公正中立なルールであると理解をしております。

次に、民主党の新憲法草案に関するお尋ねがございました。

まず、第九条の改正についての方向でございま

すが、自衛隊の存在をはつきりと憲法に明記する

とともに、国際的に協調して行われる活動に積極

的に参加すべきことが望ましいとの私どもの考

え方を示したものであります。御指摘のような、

アメリカが起こす戦争に参戦することを目的とす

るものでは決してないということを申し上げておきたいと思います。

官報 (号外)

もう一つ。憲法は、主権者であり被治者である国民が権力を有する統治者の行動を縛る、いわゆる制限規範であり、これが近代立憲主義の大原則であるということはよく理解をしておるつもりです。

しかし、その上で、我々は、このような近代立憲主義の二十一世紀における発展の形態として、常に国家と個人を二項対立的に対峙しているものと考えるのではなくて、時として、同じ方向を向いて協働する関係にある存在としての側面もあるのではないか。例えば、国家目標の設定、国民としての行為規範の設定といった側面であります。これが二十一世紀の新しい憲法の形の一つの要素となり得るのではないか、このように考えて提言をしているところでございます。

次いで、国民投票運動規制と罰則に関するお尋ねがございました。

人を選ぶ選挙と国家の基本的な方を選択する国民投票とにおいては、どのような規制や罰則を設けるべきかという点において、確かに大きな違いがあるものと考えております。

国民投票運動は主権者である国民の政治的意志の表明そのものでありますから、国民一人一人が萎縮することなく自由に国民投票運動を行い、自由闊達な意見を闘わせることが必要でございます。したがって、国民投票運動は原則自由とし、規制はあくまでも投票が公正に行われるための必要最小限のものとすべきであります。その必要最小限のものとして、ごく限られた国民投票運動の規制と罰則規定を設けた次第でございます。

最後に、過半数の意義及び最低投票率制度についてのお尋ねでございました。

国民投票において考慮されるべき民意というの

は、あくまでも明確にその意思を表示した国民の意思であるべきと考えております。したがいまして、白票などについて、これを一律に反対の意思表示とみなすことは、民意をつくり出すことにもなりかねない、これは先ほども申し上げたことでございます。このように考えますと、理の当然と決せられるべきだ、こういう結論が導かれるわけ

あります。また、最低投票率制度につきましては、投票ボイコット運動の誘発等の弊害や、憲法九十六条が規定する以上の加重要件を課すことについての憲法上の疑義等にかんがみて、これを設けないことをしたるものでございます。低い投票率に対する懸念は、むしろ、投票率を上げるための国民に対する周知広報や国民投票運動のあり方でもって対処すべきものであると考えております。

なお、残余の質問に対しましては、同僚議員から答弁させていただきます。(拍手)〔斎藤鉄夫君登壇〕

○斎藤鉄夫君 筧井議員の御質問について、二点御答弁申し上げます。

憲法改正手続法制と憲法改正の内容との関係その他の御質問についてでございます。

まず、今回の法案提出は、単なる形式的な手続法づくりではなく、現に進行している改憲案づくりと密接不離に結びついているのではないかとの御指摘がございました。

各党において、憲法改正をするかしないか、あるいはどのように改正するかという議論は当然あります。このことは、政黨等における広告放送、新聞広告についても基本的に同様でございます。

したがいまして、御指摘のような、改憲キヤン

憲法改正手続法の議論とは別個の問題であり、手続法自体は、改憲のためのルールでも護憲のためのルールでもない、現行憲法自体が想定している公正中立なルールでございます。

また、公明党が、憲法九条に第三項を加えて九条改憲を目指しているとの御指摘がございました。先ほど我が党の石井啓一議員からございましたように、現行憲法をすぐれたものとして堅持しつつ、時代の変化によって足らざる部分を追加していく、いわゆる加憲を我が党が唱えているところは御承知のことかと存じます。九条については、一項、二項はともに堅持し、その上で、自衛隊や国際貢献のあり方、安全保障のるべき姿を追加するかどうか、追加するとした場合、どのような方法が考えられるかについて検討しているということでございまして、三項を加えるということを決めているわけではございません。

次に、マスメディアによる国民投票運動についてのお尋ねがございました。広報協議会は、憲法改正の発議があつたときに、その発議をした国会みずからが憲法改正案を国民に広報するために国会に設置される機関であります。そして、その委員選任に当たつての反対会派への配慮規定やパンフレットにおける賛否両方の意見の平等掲載など、国民に賛否に関する情報を正確に提供し、国民投票における的確な判断を仰ぐための仕組みをそろえたつもりでございました。これは条文を読んでいただければわかります。このことは、政黨等における広告放送、新聞広告についても基本的に同様でございます。

したがいまして、御指摘のよう改憲キヤン

ペーンに協力させる仕組みなどでは毛頭ございません。(拍手)〔枝野幸男君登壇〕

○枝野幸男君 筧井議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、なぜ今、この手続法をつくるうとしているのか、そして、現に進行している改憲案づくりと結びついているのではないかという御質問でございます。

そもそもが、この法律は、憲法九十六条の規定がある以上、改憲をするとかしないとかという議論が具体的に最もない時期、それは、つまり一九四六年の憲法全面改正の時点直後に本来は制定しておいていただければ、我々が今こうやって苦労することはなかつたんだというふうに思つていております。

そして、これは共産党さんの御指摘のとおりでございまして、具体的な改憲案というものの議論が熱くならない段階で、できるだけそれとは切り離す必要がある。そうしますと、むしろ遅きに失したのではないかというぐらいに思つております。これ以上各党の憲法に関する議論が具体化をし過ぎた段階では、やはりその具体的になつてきて、これ以上各党の憲法に関する議論が具体化をしている自分たちの考え方をどうやって通そうかといふことの方が前に出てしまう。今ならばぎりぎり間に合うタイミングというか、むしろ遅きに失しているのではないか、そんな理解で今この法案を提出させていただいているということを申し上げたい。

なお、私ども、先ほど来申し上げているところ、現時点で憲法改正をするとかしないとかという具体的な決定はしておりません。変わることを

官 報 (号 外)

ります。
含めてあり方を一から議論し、それに基づいて憲法提言を提起して、国民との対話集会を重ねてお

その対話集会を経てさらにどういったステップへ進むかという二三のついては、兎内寺御旨道

が、何といっても、この対話集会によって国民党は進むのかということについては、党内で徹底的に議論があるのは事実であります。

スというのを形成し、あるいは吸い上げていく、
そういう議論をしていくのは当然のことで、その
ために今、憲法提言を提起しているということで
ございますので、御理解をいただきたいというふ
うに思っております。
次に、憲法九条についてお尋ねがございまし

るかということではなくて、我が国の公権力のあり方がどうあるべきなのかという憲法の本質、國のあり方全体について、まずは骨太の議論をし、それを実現するために現行憲法の条文について不都合があるならばそれを変えていきましょうね、こういう議論をしておりますので、ぜひこの点についても御理解をいただければと思います。

次に、公務員の運動規制についてお尋ねがあり

重要であると考え、したがいまして、私どもは、法律上の規制を設けないこととしたしております。

したがつて、その趣旨から考えれば、公務員が行う国民投票運動について、人事院規則で新たに政治的行為に含め公務員の憲法に関連する意見表明を禁止するようなことは、我が法案の趣旨から見て、人事院規則でそつしたこととは定めることは

受けとめていくことがあります。前提条件であります。なぜならば、私たちがどのような意見を持つたとしても、最終的に国民投票で過半数の皆さんに御支持をいた。だけなければ、それは我々は言うだけの話であつて、何の建設的でもありません。

したがつて、国民の皆さんとの合意を得ていくこということと同時並行して、これだけ国民の皆さんとの理解、合意が得られるならば、では具体的に発議をしましよう、こういうことになるのが当たり前のことであります。そのことを無視して、ひ

とりよがりで改憲、改憲と叫んでいた人たちは私は究極の護憲派だと申し上げておるんですが、まさに我々は、そうしたまじめな議論の中で国民の意思を受けとめようとしている。

そして、そのきこには我々も、さういふ由底ぐ、因

民の皆さん議論してください、皆さんの議論が煮詰まりましたら我々は発議します、これはまた無責任な話でありまして、発議の権限を与えられてるんですから、それは問題があると私たちが考える論点、議論を要すると私たちが考える論点について国民の皆さんにしっかりと提示し、また、ついて国民の皆さんにしっかりと提起して、そしてその中から国民のコンセンサスを喚起して、そしてそのときには手ももたた白紙で

確かに、昨年私どもが発表いたしました憲法提言の中には、憲法九条についても、変えることも含めて議論の俎上に上げております。そして、まさに具体的に御指摘をいただきましたけれども、制約された自衛権、自衛権の範囲をしつかりと憲法で制約をすること、あるいは、海外に対する国際協力に当たって一定の歯どめというものを、国連決議などの歯どめというものを憲法上しつかりと置くべきではないかなどということについて、具体的にこう変えたらいいんじゃないかなという提言もさせていただいております。

次に、公務員の運動規制についてお尋ねがありました。大変重要な問題でありますので、十分にしっかりと時間をかけて答弁をさせていただきたいと思っております。

見て、人事院規則でそうしたことは定めることはできないものと考えております。想定をしておりません。また別途、国家公務員法の規定、公務の中立性を確保するとの観点でございます。

対話をしながら、どうでしようかということを我々は今受けとめている作業をしているものでありますて、そのことをもつて、今私たちが九条改正のためにこの法案が必要であるということとは

在、国家公務員法及びそれに基づく人事院規則において國家公務員に禁止される政治的行為とはなされないものというふうに判断をいたしております。

国会内に設置される国民投票広報協議会における委員数の割り振りについては、憲法改正等の広報が、賛否両方の意見について国民にその情報を提供し、国民投票における的確な判断を仰ぐため

全く結びついていない別問題でございまして、我々が九条を、では条文そのものを変えるべきであるとするのかどうするのかというのは、まさにこの国民の皆さんとの対話の結果、判断をしていくということになつております。

現在の人事院規則では、選挙、国民審査の投票、地方公共団体の議会の解散または公務員の解職の投票において、投票するように、またはしないように勧説運動をすることを政治的行為として禁止をしています。

のものですから、国会における多数、少数を踏まえつつも、中立公正さの観点に十分配慮して定められるべきものと考えます。

なお、私たちは、憲法については、とにかく何が何でも条文が変わればいいやという改憲論や、何が何でも条文を変えなきやいいやという護憲論のどちらにもくみしておりません。条文がどうある

一方、国民投票運動は主権者である国民の政治的意見の表明そのものと区別できないものでありますから、公務員も含めた国民一人一人が萎縮することなく自由に意見を述べられることが非常に

られるように、ドント方式による分配に例外を設け、できる限り少数派に配慮をするということをいたしております。

官 報 (号) 外

催する説明会については、改正案の説明については中立公正に、賛否それぞれの主張については公正平等に扱うこととしており、改正に有利な内容とならないよう配慮する規定を設けております。

政見放送類似の無料放送や新聞広告欄の無償提供については、国会における議席配分を前提とした配分をするとの提案をいたしておりますが、この配分については、御指摘の点も踏まえ、今後の審議の中において柔軟に対応したいと考えております。

なお、テレビ、ラジオの広告放送による改正賛成のキャンペーントについて、これを一律に禁止してしまえば、改正賛成だけではなく改正反対の主張もできなくなり、表現の自由が脅かされます。もちろん、活字メディアと違いまして、音声や映像を用いる放送メディアは、時に理性ではなく感情に訴えるという意味で扇情的な影響力を持つのも事実であり、また、それに多額の費用を要するというのも事実であります。

したがいまして、私どもは、投票日直前に集中的に流されるという事態に対し、これを言論の自由市場で淘汰する時間的余裕がないことを踏まえて、直前七日間についての広告放送を禁止することいたしました。

また、本日の午前中の特別委員会における参考人質疑、笠井委員もお聞きだと思いますが、そこでの発言なども踏まえて、この点についても、今後柔軟に対応していきたいと考えておりますので、ぜひとも建設的な御議論に参加いただきますようお願い申し上げます。

以上です。（拍手）

○副議長（横路孝弘君） 辻元清美さん。

〔辻元清美君登壇〕

○辻元清美君 社会民主党の辻元清美です。

私は、社会民主党を代表いたしまして、きょう議論になつております国民投票法両案に対し、自民、公明及び民主党の提出者に質問をいたします。（拍手）

まず指摘しなければならないのは、なぜ今、急いでこのような重要な法案を提出したのかということです。

そこで、最も重要な憲法に関する法案であるだけに、その制定の是非について、あらかじめ選挙で主権者に問うぐらいいの姿勢が必要じやないですか。どうですか。

各種の世論調査でも、国民投票法の制定は慎重にすべきという意見が六〇%以上なんです。それを、会期末になつて突然法案を出したということは、急ぐべきではないというこのような声を置き去りにしていると言わざるを得ないと思います。社民党は、現行憲法を生かした政治を実現することが重要であると考えています。ですから、

今、憲法改正のための国民投票法が必要であるとは考えておりません。私は、国会の外の、この急いで決める必要はないとの多数の人々を代表して、きょうは質問をしたいと思います。

最初に、国民投票法の前提になる憲法についての基本的認識についてお伺いします。

憲法とは、国民の権利を侵さぬよう、国家機関の権力行使を制約する原則を定めたものです。これが近代憲法についての世界的な常識です。しかし、昨今の国会では、すべての基本になるこの認識すら無視された議論が横行しています。

そこで、まず、憲法とはどのような法規範であ

るのか、だれがだれにに対して、何のために発するものであるのかという、憲法についての基本認識を両案提出者にお尋ねします。

また、憲法改正は憲法九十六条の規定に従つてなされるものでけれども、この改正には限界があり、全面改正は認められていないというのが通説です。そこで、両案の提出者に、憲法改正の限界についての見解を求めます。

改正の限界については、現行憲法の基本原理である、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義すなわち戦争放棄という柱は変えはならないものと考えますが、両案提出者の答弁を求めます。

昨年、自民党は、新憲法草案を発表しました。

この草案においては、国民が遵守しなければならない責務を国家が規定しているなどの点において、近代憲法の原理を逸脱しているという指摘が専門家からも出されています。自民党の新憲法草案についてのこのような指摘を、民主党の法案提出者はどのように考えますか。率直な御意見をお聞きしたい。

この憲法審査会は、憲法改正原案を審査するだけではなく、みずから憲法改正原案をつくり、提出することもできるとなつていています。

か。それも、閉会中も常に審査が可能で、次の国会に継続していく。これに加えて、国民投票法の本体は公布の日から二年後に施行されるのに對し、この憲法審査会は公布後最初に召集される国会から設置されるということになつていています。もしこの法案が今国会で成立したら、法的には、次の国会から直ちに憲法改正原案の審査が開始し、閉会中もその審査を継続し、憲法改正原案をつくるということになるのです。

この法案は、国民投票法といいながら、実際は、直ちに憲法改正に着手していく改憲準備法案になつていると言えるのではないでしょうか。改憲の中身を具体的に審査し決定するような機関を国会の中につくるかどうかということは、それだけで、独立して、時間をかけた国民的な議論が必

で、両者の性格は全く違います。一部に関連する

事柄を含む場合でも、一つの法案にまとめるべきものではありません。公正な手続法をつくるとい

うのならば、特に厳格に、国会運営や立法の手続に従わなければなりません。この点だけをとつても、両法案は大きな問題があり、取り下げられた

方がよいと思います。

さらに、両法案は、国民投票法案という表題か

らは想像すらできないような内容を規定していま

す。国民投票法案に組み込まれた国会法改正に従わなければなりません。この点だけをとつても、両法案は大きな問題があり、取り下げられた

ことなどから、他の委員会とは異なる扱いとする必要があり、このため、憲法審査会という特別の機関として位置づけたものでございます。この憲法審査会においては、しっかりとした真摯な調査が行われることが期待されるものでございます。

この趣旨にかんがみれば、事前に改正の要否やその具体的な内容及び論点に関する調査がなされ、これらを踏まえて憲法改正原案が提案され、その審査が行われていくというのが通常の手続であるかと思います。憲法審査会発足当初、少なくとも国民投票法本体が施行されるまでの二年間は、改正の要否とその具体的な論点の調査に専念されることになるものと考えており、御懸念の趣旨は当たらないものと考えます。

以上で答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

〔枝野幸男君登壇〕

○枝野幸男君 まず、先ほどの笠井議員のお尋ねのうち、過半数の意味についてと最低投票率制度についてのお尋ねについて答弁を落としていたようですが、これまでお尋ねさせていたよ

投票に行かずに権利を放棄した者まで過半数の分母に加えることは適切ではないと私たちは考えます。一方で、わざわざ投票所まで足を運び、かつ、国会の発議を是とする意思を明確に示さなかつた者については、この憲法上の規定でも国民の承認と書いてありますので、承認の意思がなかつたものと判断するのが自然ではないかと考えております。

したがいまして、賛成投票数が投票総数の二分の一を超えたことをもって憲法改正についての国

民の承認があつたものという規定にしているところであります。

それから、最低投票率ですが、主権者たる国民の意見をできる限り正確に反映したものという観

点からは、投票率が低いことは望ましいことではないと思っています。

しかし、国民の皆さん立場からすれば、賛成という意見、反対という意見と同時に、よくわからないから残りの主権者の皆さんで決めてください、こういう意思も当然にあり得るんだというふうに思つておりまして、棄権をする自由と言つては言い過ぎかもしませんけれども、それもあり得るんではないかというふうに思つています。

またさらに、最低投票率制度を設けますと、いわゆるボイコット運動によって発議を否決しよう、こういう運動を誘発しかねないというふうに思つております。

また、実は、憲法改正といいますと、皆さん、例えは九条であるとか人権であるとか、そういうことが変わることばかりを想定しておりますが、例えは最近でありますと、裁判官の給料は減額してはいけないという憲法上の規定がありますが、例えば最近でありますと、裁判官の給料は減額してはいけないという憲法上の規定がなければ、これを、現下の経済状況等を踏まえて、名目上他の公務員と横並びで下げるということについて、これは合憲なのか違憲なのかということです。

大分議論になりました。

私は、個人的には、こういったことについては憲法の条文を変えるべきだというふうに思います。一方で、わざわざ投票所まで足を運び、かく憲法は、公権力から国民に対する命令である法律や政令等とは反対に、主権者である国民から、国会、内閣、裁判所等の公的機関に対し公権力行使の権限を付与し、その限界を定めます。憲法の定義は、近代国家において共通のものであつたがいまして、賛成投票数が投票総数の二分の一を超えたことをもつて憲法改正についての国

るんだろうというふうに思つております。国民生活に大きく影響を与える、国民の関心が高いテーマについては当然高い投票率になるんだろうと思ひますし、また、そのことを高い投票率にすることは、発議に賛成であれ反対であれ、発議権を持つ国会の一員である国会議員あるいは政党にとつての責任ではないか、こんなふうに思つております。

なお、先ほど保岡議員の答弁では、国民対国家

という対立概念ではない、それを乗り越えるんだというお話をありました。そもそも国民対国家が対立なのかそうでないのかという議論自体が、私は前提が違うと思っています。国家というものの構成要素が三つある。その国家というものの構成要素は、国民であり、領土であり、公権力である。その公権力と国民との関係を規定しているのが、例えは最近でありますと、裁判官の給料は減額してはいけないという憲法上の規定がありますが、それが、なぜ私たちにこのような権限が与えられているのか。それは、選挙という主権者の意思に基づいて選出されているからであります。さらに、その前提には憲法があります。つまり、憲法によつて主権者である国民から立法という権限を付与されているからこそ、私たちの権限行使は正当化をされています。また、国民から権限を付与されていると同時に、私たちは、憲法によつてその権限行使の限界、つまり憲法に規定する基本的人権を害してはならないなどの制約を受けています。

このように、憲法は、公権力から国民に対する命令である法律や政令等とは反対に、主権者である国民から、国会、内閣、裁判所等の公的機関に対し公権力行使の権限を付与し、その限界を定めます。憲法の定義は、近代国家において共通のものであつたがいまして、賛成投票数が投票総数の二分の一を超えたことをもつて憲法改正についての国

ものであることを申し上げたいと思います。

すなわち、我が国最初の憲法と言われる聖徳太子の十七条憲法も、当時の主権者である天皇にかわつて、摂政たる厩戸皇子が当時の官吏に対しても、発議に賛成であれ反対であれ、発議権を持つ

官報(号外)

ないとも聞いておりますので、深入りは避けたいと思っておりました。特にこの間、この六年間にわたりまして中山太郎憲法調査会長を初めとして、また、壇上におられる提案者の皆さんを初め与党の皆さんは、少なくともこの間、憲法調査特別委員会などの現場におきまして、党派を超えて幅広い合意形成に向けて、まさに誠意を持つて真摯に対応してこられている、私たちもそれにこたえて誠意を持つて真摯な対応のもとに、意見を一致させて手続法をしっかりとつくっていこうということでやつてまいりましたが、どうやらそうした真摯な考えでいらっしゃるのは、残念ながら、中山委員長や提案者の皆さんを初めとする一部の皆さんで、そうでない人の方が圧倒的だということがよくわかりましたので、遠慮なく申し上げさせていただきたいと思つております。

御指摘のとおり、自民党の新憲法草案は、今申し上げました憲法の定義を全く理解していない論外のものであると強く申し上げたいと思つております。(拍手)

憲法が、国民から公権力に対する授権規範であり制限規範であることを考へると、国民に対する命令と解される内容が含まれていること、これは憲法のイロハがわかつていらない議論であると言わざるを得ないと思つています。また、そもそも国会は、国民の皆さんに対して憲法の範囲内で自由に義務を課すことができるのですから、法律でこれを定めるという規定を憲法に書くくだんということ自体も、これまた憲法のイロハがわかつていらない議論である、こう言わざるを得ないと思つています。

国会は、憲法に反しない限り自由に立法して国

民に義務を課すことができるんです。特に、皆さんは国会の過半数を占めているんですから、自由に法律を制定して、それで国民に義務を課せばいいのであって、何でわざわざ憲法に国民の義務を課さなきゃいけないのか、さっぱりわけがわからぬ。そして、憲法によって命令を発する主体である国民が、同時に命令を受ける客体であるなどというのは、一種の論理矛盾であつて、そんな論理矛盾のことを堂々と公党が提起されているだなんというのは、全く信じられないと申し上げておきたいと思います。

また、法律でこれを定めるということについては、確かに、現行憲法においてもそういう規定があります。しかし、この規定に意味があるのは、一九四六年改正以前の日本の憲法でも、勅令などという形で、いわゆる行政命令で、法律によらないで国民に義務を課すということが日本においても歴史的に行われてきた、そういう経緯の中にあります。

したがいまして、この四六年改正において、法律でこれを定めると書いてあることの歴史的な意味は、こうした行政命令によってはこういうことをやつてはだめですよということを規定したことになります。その上で一言付言させていただくなれば、私どもも、憲法審査会ができるから、あるいはつくるということが、直ちに憲法の発議を国会で議論をする、こういうことにつながつていくとは私は思つておりません。

なぜならば、まず、勘違いしている人たち、たくさんこの辺いらっしゃるようですが、国民投票で二分の一の賛成がなければ憲法は変わらないんです。国民の過半数の賛成が得られるというこの感触をつかめない限り、我々は無責任に発議はできないわけですね。同時に、国会の中で三分の二を超える合意形成が必要なんです。幸いなことに、参議院においては自民党と公明党では三分の二がございませんから、どうもけんかを売つて三

つかり勉強していただきたいということを申し上げたいと思つております。(拍手)

なお、私が今申し上げたような認識は、例えば、皆さんも古くから改憲派の仲間でいらっしゃる小林節慶応大学教授なども同じようなことをおつしやつていているということを、ぜひ真摯に受けとめられるように申し上げたいと思つております。

国会法との関係、そして憲法審査会の機能等についてのお尋ねがございました。この点については、大体のところ、葉梨先生が御答弁されたことと私たちも共通の認識であります。その上で一言付言させていただくなれば、私どもも、憲法審査会ができるから、あるいはつくるということが、直ちに憲法の発議を国会で議論をする、こういうことにつながつていくとは私は思つておりません。

○副議長(横路孝弘君) 滝実君。
〔滝実君登壇〕

○滝実君 国民新党・日本・無所属の会の滝実でございます。

議題となりました日本国憲法の改正手続に関する法律案、すなわち与党案と、日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案、すなわち民主党案の、二つのいわゆる国民投票法案について質問をいたします。(拍手)

私は、国民投票制度について法制化への合意形成がされることが望ましい、そういう立場で憲法調査特別委員会で審議を見守つてまいりました。しかし、審議の積み重ねだけ合意に到達するに

官 報 (号 外)

は厳しい事情がある、こういうことを認識せざるを得ません。それでも道が開ける、そういうような観点から質問に入りたいと思います。

日本国憲法の改正は、衆参両院のそれぞれ三分の二の賛成という重い要件に加えて、国民投票での過半数を求めております。これは世界の憲法では珍しい例であります。米国、オランダ、ドイツ、これらは国民投票を求めておりませんし、憲法改正に国民投票を求めている国でも、例えばフランスあるいはイタリアは、上下両院で三分の二の賛成があれば国民投票を不要といたしております。

日本国憲法が無条件で国民投票を求めている背景には、昭和十三年の国家総動員法の成立を契機として翼賛議会が存続した、そういう歴史がありました。こうしたことが、議会だけに任せておけないという制度になつていてものと考えることができます。そこで、与党案、民主党案の提案者にお尋ねいたします。

憲法改正案について賛成、反対の意見を国民に知らせるために、両案ともに広報協議会を設けることにしております。このことは異議ありませんが、賛成、反対を公平に扱うべきで、広報協議会の委員を所属会派の議員数で割り振らずに、賛成派と反対派から半数ずつすべきではないでしょうか。そうしない理由を伺います。また、放送及び新聞広告の利便を政党へ提供するについても議員数で割り振っている理由を伺います。

次に、国民投票は憲法改正の手続である、それは言うまでもありませんが、これにあわせて、憲

法改正以外の重要な政治課題についても諮問的に国民の判断を求められるようにすべきではないでしょうか。

昨年の郵政民営化法案が参議院で否決されましたのに、小泉首相は、郵政民営化賛成か反対か、国民投票的に国民に意見を聞いてみたい、そういうことで衆議院を解散しました。そのような重要な案件があり得るならば、民主党案のように今回の法案に取り入れるべきであります。それとも、昨年の国民投票的に国民の意見を聞くことは議会制度上問題があるということでありましょうか。与党案の提案者にお伺いいたします。

たします。

最後に、与党案と民主党案の提案者にお尋ねいたします。

憲法改正手続を定めて憲法を改正しても、内閣の憲法解釈で条文に明示されていない運用が相変わらず行われるのではないかとの意見があります。我が国におけるこれまでの憲法の運用の歴史から見て、このような意見を否定することは難しいと思われますが、解釈で憲法を変えていくをどのように抑えていくのか、伺いたいと思いま

す。

憲法は政治そのものですが、与党のためにも、野党のためにでもないことは言うまでもありません。納得のいく国民投票法の実現を求めて、質問を終わります。(拍手)

(保岡興治君登壇)

○保岡興治君 与党提出者を代表いたしまして、憲法改正手続を定めた後、憲法を改正しても、

内閣の憲法解釈で条文に明示されていない運用が行われるのではないか、解釈で憲法を変えていく

のをどのようにして抑えるのかとのお尋ねがございました。

日本国憲法制定から六十年近くが経過いたしておりまして、この間、我が国の社会も我が国を取り巻く環境も、内外とも大きく変貌を遂げてきており、その結果、制定当時の日本国憲法が予想しない新しい事実や状況が出現しておしまして、憲法と現実との乖離が生じている面があるので、これに対しても、柔軟な憲法解釈によつて規範性を維持し、対応してきたものと理解せざるを得ないわけでございます。

もともと憲法は極めて抽象度の高い法であり、解釈に幅が生ずることも不可避であろうと思います。したがつて、柔軟な憲法解釈そのものを否定するつもりはございませんが、このような解釈改憲にもおのずから限界があるものと考えます。また、御指摘のように、内閣の一部局が事实上憲法解釈を専権的に行つてきたことは問題があるとの意見も存在しますし、私も同じような考え方を持つております。

そこで、私たち国会議員は、不当な解釈改憲を避けるためにも、憲法改正の際、その改正の趣旨をできるだけ条文に明確に表現するように努めるとともに、また、今後は、国会における常設の機関である憲法審査会が、その調査権限を行使し、立法府の一機関として憲法解釈を行ふことも期待されるところであると存じます。

同様の理由で、放送や新聞広告の利便を政党へ提供する場合についても、政党等の所属議員数を踏まえて適切に配分することとしております。次に、一般的な国民投票制度について、今回の法案の中に取り込まれなかつた理由についてお尋ねがありました。

日本国憲法は、国会を唯一の立法機関と規定し、議会制民主主義を採用しています。したがつて、一般的な国民投票制度は、その意義を否定するものではありませんが、その導入 자체が場合によつては憲法改正を要する課題であり、なお慎重に検討すべきものと考えています。

潔に答弁をしたいと思います。
まず、広報協議会の構成、運営委員の割り当てについてのお尋ねがございました。

日本国憲法制定から六十年近くが経過いたして

に、国会みずからが憲法改正案を国民に広報するために設置されるものであります。ですから、その委員は、発議時点における国民の民意の反映という意味から、会派所属議員数の比率によりドント方式で配分することを基本としています。

もともと、憲法改正案の広報は、賛否両方の意見について国民にその情報を提供し、国民投票における的確な判断を仰ぐためのものですから、国会における多数、少数を踏まえつつも、中立公正の確保が必要と考えます。したがいまして、広報協議会の構成に当たつても、ドント方式によっては反対した会派から委員が一人も選ばれない、そのような事態が生じる場合には、憲法改正案の発議に反対した会派にできるだけ配慮をすることとしています。

そこで、私たち国会議員は、不当な解釈改憲を避けるためにも、憲法改正の際、その改正の趣旨をできるだけ条文に明確に表現するように努めるとともに、また、今後は、国会における常設の機関である憲法審査会が、その調査権限を行使し、立法府の一機関として憲法解釈を行ふことも期待されるところであると存じます。

日本国憲法は、国会を唯一の立法機関と規定し、議会制民主主義を採用しています。したがつて、一般的な国民投票制度は、その意義を否定するものではありませんが、その導入 자체が場合によつては憲法改正を要する課題であり、なお慎重に検討すべきものと考えています。

加えて、国民投票が必要的要件とされており、かつ、その結果に法的拘束力がある憲法改正国民投票と、任意で諮問的な効果が想定される一般的な国民投票とでは、その本質を全く異なるものと思われます。このため、今回は、憲法改正国民投票法制に特化した議論に限定したところであります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、一般的国民投票制度の意義を否定するものではありません。別途検討すべき事項であると考えております。

以上でございます。ありがとうございます。(拍手)

〔園田康博君登壇〕

○園田康博君 民主党案に対する滝議員からの御質問にお答えを申し上げます。丁寧な御質問をいたしましたので、丁寧にお答えをしたいと思います。

広報協議会における各会派の委員数の割り振り方法、公費による放送、広告の提供における各会派への割り振り方法についてお尋ねがございます。

私ども民主党提出者といたしましても、基本的な考え方としては、まさに滝議員同様、賛成、反対を公平に扱うべきであると考えたところでございます。憲法改正案の広報は、賛否両方の意見について国民にその情報を提供し、国民投票における的確な判断を仰ぐためのものでありますから、国会における多数、少数を踏まえつても、それとは切り離して中立公正に行われるべきものと考えております。広報協議会の構成に当たつて

も、このような観点を反映させ、これを担保する必要がございます。

一方、広報協議会は、憲法改正の発議があつたときに、その発議をした国会みずからが憲法改正案を国民に広報するために国会に設置されるものでございます。このような趣旨にかんがみますと、その委員の構成は、発議をした時点における会派の議員数の勢力を反映させることが望ましいものでございます。したがつて、その委員は、会派所属議員数の比例によりドント方式で配分することを基本とせざるを得ない面がございます。しかしながら、ドントによる配分では憲法改正の発議に反対した会派から一人も選ばれないという事態が生じる可能性もありますので、これは与党と同じように、このような場合には、憲法改正の発議に反対した会派にできる限り配慮をすることとした次第でございます。

また、国民投票においては、国民に対して憲法改正案に関する情報や意見が適切に伝わることが重要でございます。そのためには、憲法改正が発議された経緯やその議論の状況等につき、これを当事者として最もよく理解している政党等によって活発に国民投票運動がなされる必要がございます。そこで、政党等が行うテレビやラジオの放送や新聞広告については、一部無料とすることといつたしました。

最後でございます。(拍手)

時々の政府の恣意的な解釈によつて、公権力の都合に合わせて憲法の運用を左右しているという現実がございます。それどころか、同一の内閣においてすら憲法解釈が平然と変更され、憲法の空洞化が指摘されているゆえんでございます。このままで、憲法の基本的役割である公権力行使のルールという機能はなきがごときの状態に陥つてしまします。

今最も必要なことは、この傾向にしつかりと歯どめをかけて、実質的な法の支配、すなわち正義の支配を取り戻すことであると考えております。

○副議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十八分散会

この場合においても、国民に対して憲法改正案に関する情報や意見が適切に伝わるために、はつきりとした時点における政党等の所属議員数の勢力を議をした時点における政党等の所属議員数の勢力を反映させることが望ましいものでございます。

したがいまして、放送及び新聞広告の利便を政党に与えるために、議論の場を設けることとするべきです。この点、現在の憲法調査会あるいは憲法調査特別委員会にも既に日本国憲法に関する総合的な調査

へ提供するについても議員数で割り振ることを基本にしたものでございます。

しかしながら、その際にも、広報協議会への委員割り振りと同様、各政党等の所属議員数を踏まえることはありますけれども、憲法改正の発議に反対した政党等にもできる限り配慮をするべきであるものと考えております。

この点につきましては、滝議員が御指摘されたようなこととの議論があることもよく認識をさせていただいておりますので、これらの割り振りのあり方につきましては、今後十分に議論をしていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、将来的な憲法本体のあり方にかかる議論といたしましては、これまでの我が国の司法制度における司法消極主義を転換し、積極的に違憲立法審査を行う憲法裁判所などの専門の機関の設置を検討していくべきであるとも考えております。

権限が与えられており、法案によって設置することとしている憲法審査会においてもこれは同様でございます。私たちといたしましては、これらの機関は憲法の調査、解釈において内閣法制局よりも強力な権限を有すると考えておりますので、これをぜひとも活用していきたいというふうに思つております。

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る五月二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革

の推進に関する法律

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律

公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

一、昨五月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

消費者契約法の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改

正する法律

地方自治法の一部を改正する法律

中心市街地における市街地の整備改善及び商業

等の活性化の一體的推進に関する法律の一部を改

正する等の法律

一、昨五月三十一日、参議院議長から、国会にお

いて承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各

省各厅所管使用調書(承諾を求めるの件) 平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調

書(承諾を求めるの件)

(報告書及び文書受領)

一、去る五月二十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

障害者基本法第十一条の規定に基づく「平成十

七年度障害者施策の概況」に関する報告

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法

第三条の規定に基づく「平成十七年度母子家庭

の母の就業支援施策の実施状況」に関する報告

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法

第三条の規定に基づく「平成十八年度母子家庭

の母の就業支援施策」についての文書

一、去る五月三十日、内閣から次の報告書及び文

書を受領した。

首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく「平

成十七年度首都圏整備に関する年次報告」

環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「平

成十七年度環境の状況」に関する報告

環境基本法第十二条第二項の規定に基づく「平

成十八年度環境の保全に関する施策」について

の文書

循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規

定に基づく「平成十七年度循環型社会の形成の

状況」に関する報告

定に基づく「平成十八年度循環型社会の形成に

関する施策」についての文書

理事 仲村 正治君 (理事河井克行君去る四月二十六日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員 辞任 永岡 桂子君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

田村 謙治君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

理事 仲村 正治君 (理事河井克行君去る四月二十六日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員 辞任 石崎 岳君

遠藤 利明君

西村智奈美君

津村 啓介君

松木 謙公君

田中眞紀子君

西村智奈美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

一、去る五月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

た外務省職員がいるか。いるならば当該職員の官職氏名を明らかにされたい。

七 外務省は、鈴木宗男衆議院議員が同年同月十九日より北方四島交流の枠組みで色丹島を訪問することについて、「目的はよくわからないが、今さら何ができるわけでもない」、「自民党内にも反発がある」との認識を有しているか。明確な答弁を求める。

右質問する。

内閣衆質一六四第一六〇号
平成十八年五月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島交流(いわゆる「ビザなし交流」)への国会議員の参加についての外務省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島交流(いわゆる「ビザなし交流」)への国会議員の参加についての外務省の認識に関する質問

に対する答弁書

四島交流とは、千九百九十一年十月十四日付けの日本国及びソ連邦の外務大臣間の往復書簡に従い、北方領土問題の解決を含む我が国とロシア連邦との間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として、旅券・査証なしで行われる、日本国民から

構成される訪問団による北方四島への訪問及び継続的にかつ現に北方四島に居住するロシア連邦国民から構成される訪問団による我が国の諸地域への訪問をいう。

二について 日本国から構成される訪問団により旅券・

査証なしで行われる北方四島への訪問については、「我が国民の北方領土への訪問について」(平成三年十月二十九日閣議了解及び平成十年四月十七日閣議了解)並びに平成三年総務省・外務省告示第一号及び平成十年総務省・外務省告示第一号に従い、北方領土に居住していた者(これに準ずる者を含む)、北方領土返還要求運動関係者、報道関係者及びこの訪問の目的に資する活動を行う専門家であつて、内閣総理大臣及び外務大臣が適当と認めるものにより、実施されるものであり、国会議員はこの北方領土返還要求運動関係者に含まれている。

三及び五について

御指摘の報道については、外務省として承知している。外務省として、御指摘の発言の具体的な内容を確認することができないため、お答えすることは困難である。

内閣衆質一六四第一六一號
平成十八年五月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員高井美穂君提出靖国神社のA級戦犯分祀に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高井美穂君提出靖国神社のA級戦犯分祀に関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年五月十七日提出
質問 第二六一號

靖国神社のA級戦犯分祀に関する質問主意書
提出者 高井 美穂

靖国神社のA級戦犯分祀に関する質問主意書

書

「靖国神社問題」について、中曾根元総理大臣や日本遺族会会长である古賀元幹事長など、自民党幹部の中から「A級戦犯分祀」を求める発言が相次いでいる。

そこで、以下のとおり質問する。

一 小泉総理大臣は靖国神社の「A級戦犯分祀」に対し、どう考え、対応するつもりか。あるいはこの問題について、一切触れないつもりか。

二 元総理大臣や閣僚経験者など与党の実力者といわれる政治家が、一宗教法人の宗教上の行為とも言えるA級戦犯の「分祀」を求める発言をすることとは、憲法第二十条の「信教の自由」や「國の宗教的活動の禁止」に一切触れるではないのか、内閣法制局の見解を明らかにされたい。

右質問する。

三及び五について

全国健康保険協会に関する質問主意書

平成十八年五月十七日提出
質問 第二六二號

全国健康保険協会に関する質問主意書
提出者 高井 美穂

として見解を述べる立場はない。

二について

御指摘の「発言」は、いざれも内閣総理大臣その他の国務大臣としてのものではないと承知しており、内閣法制局として意見を述べることは差し控えたい。

一 同法案は、第七条の二十七及び二十八において、協会が毎年度の事業計画、予算及び決算を作成し、厚生労働大臣がこれを認可又は承認するものとしている。これは、医療財政が、現行では厚生保険特別会計として国会の審議を経ているのに対し、国会の審議を通さず行政府の内部事項として運営されることになるが、問題はないのか。

そこで、以下の通り質問する。

一 同法案は、協会の他、支部、運営委員会及び評議会を置くこととしているが、医療保険事業の責任者は誰になるのか。被保険者が、保険料、徴収額等について、不服申立て又は訴訟を

官 報 (号 外)

職員の「認める」と実名を公表したことになる。

本人の将来も考え、総合的に判断した」との発言について、政府は、「外務省として、御指摘の取材に対する応答については、その具体的な内容を確認することができないため、お答えすることは困難である」と答弁しているが、外務省

二について
外務省としては、報道機関からの取材に対する
応答の内容は、真実に沿つたものであるべき
であると考えている。

行つた国会議員に対して提供することを拒否したこと)が明らかになつた。わずか一ヶ月の間に同一の性格の資料要求に対する対応を外務省が変更した真意を明らかにされたい。

「前回答弁書」において、政府は「一般論として、国会議員からの資料の提供の要求について、提供すべき資料の範囲は法令上定められていない。」と答弁しているが、外務省は国会議員

平成十八年五月十七日提出
質問第二五六号

遺棄化学兵器に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

遺棄化学兵器に関する質問主意書
一 化学兵器の定義如可。

二 遺棄化学兵器の定義如何。

論文「スクープ！『遺棄化学兵器』は中国に引き

渡されていた」(以下、「水間論文」という。)を掲載しているが、政府は「水間論文」の存在を承知

しているか。

現在、日本政府は中国において遺棄化学兵器の回収を行っており、これまでに回収した量は約

の廃棄を行つてゐると承知するか
の根拠を明らかにされたい。
その法令上

五 太平洋戦争の終戦時に、日本軍が中国軍もし

くはソ連軍に対して引き渡した化学兵器を日本 攻守は発棄する義務を負うか。

六 政府は廢棄する義務を負ふが
「冰間論文」によれば、日本の民間団体ご別き

渡された約六百冊の兵器引継書が存在するが、

これまで政府はかかる文書の存在について承知
しない。

していかが
「宝鑑」二〇〇六年六月号のグラジラを読成す

『立説』二〇〇六年六月号のクリビ万に掲載された「スクリップ畠田本軍兵器引継書」で言及され

אַתָּה תְּבִרֵךְ אֶת־יִשְׂרָאֵל בְּנֵי־יִשְׂרָאֵל כִּי־אַתָּה בְּרָכָה

三七

四二、三で示した団体について、国と過去一年間、随意契約をしている事例があれば、その内容と金額、契約締結日、案件ごとに適性だったか否かをお示し願いたい。

五 これら骨抜きの合意の実態を把握して、明らかにした上で、その是非に関して内閣の見解を右質問する。

内閣衆質一六四第二六七号

平成十八年五月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員長妻昭君提出天下りの総枠規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員長妻昭君提出天下りの総枠規制に関する質問に対する答弁書

一、
二、
三について

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」は、

平成八年九月二十日開催の公益法人等の指導監

督等に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会

議」という。）で了解され、同日の閣議で決定さ

れたものであるが、同基準において、公益法人

の理事のうち、所管する官庁の出身者が占める

割合は、理事現在数の三分の一以下とすること

とされている。この基準の運用に当たつての具

体的、統一的な指針として、平成八年十二月十

九日開催の関係閣僚会議幹事会において、「公

益法人の設立許可及び指導監督基準」（以下「運用指針」という。）の申合せを行つた。運用指針において、所管する官庁の出身者

とは、「①本省庁課長相当職以上（教育職、研究

職、医療職は除く。）を経験、②その者のいわゆる「親元省庁」が当該法人を所管する官庁（官庁

の組織変更があつた場合は、変更前の官庁組織

等の状況も考慮する）、③退職後十年未満の間

に当該法人の理事に就任（公務員を退職後五年以上を経ており、この間に当該公益法人の職員に就いていた者を除く。）という要件をすべて

満たす者を指す旨が定められている。

関係閣僚会議幹事会の構成員は、「公益法人

等の指導監督等に関する関係閣僚会議の開催について」（平成八年七月十六日閣議口頭了解）に

おいて、関係行政機関の職員で内閣総理大臣が指名した官職にある者とされ、平成八年十二月十九日当時の構成員は、田波耕治内閣官房内閣

内政審議室長、榎誠内閣総理大臣官房管理室

長、濱崎恭生法務省民事局長、野田健警察室長

官房官房長、河野昭彦総務省長官官房長、松川隆志

北海道開発厅総務監理官、江間清二防衛廳長官

官房長、竹島一彦経済企画厅長官房長、青江

茂科学技術厅科学技術振興局長、岡田康彦環境

庁長官官房長、嘉手川勇冲繩開発厅総務局長、

近藤茂夫国土土長官房長、頃安健司法務大臣

官房長、原口幸市外務大臣官房長、涌井洋治大

蔵大臣官房長、佐藤禎一文部大臣官房長、近藤

純一郎厚生大臣官房長、高木勇樹農林水産大臣

官房長、渡辺修通産業省産業政策局長、相原

力運輸省運輸政策局長、天野定功郵政大臣官房

長、渡辺信労働大臣官房長、小野邦久建設大臣

官房長及び谷合靖夫自治大臣官房長である。

運用指針は、「公益法人に関する年次報告書

や、総務省ホームページ等において公表してい

る。

二から四までについて

お尋ねの公益法人等について調査を行うこと

は、膨大な作業を要することから、お答えする

ことは困難である。

五について

一、去る五月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出海上自衛隊の流出資料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出環境省所管「自然再生事業基本調査等に係る予算」の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻木竜三君提出スポーツ振興くじ（toto）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属の弁護人選任権に関する質問に対する答弁書

一、去る五月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出海上自衛隊の流出資料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻木竜三君提出環境省所管「自然再

生事業基本調査等に係る予算」の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻木竜三君提出スポーツ振興くじ（toto）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属の弁護人選任権に関する質問に対する答弁書

一、去る五月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出海上自衛隊の流出資料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出環境省所管「自然再

生事業基本調査等に係る予算」の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻木竜三君提出スポーツ振興くじ（toto）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属の弁護人選任権に関する質問に対する答弁書

一、去る五月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出海上自衛隊の流出資料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻木竜三君提出環境省所管「自然再

生事業基本調査等に係る予算」の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻木竜三君提出スポーツ振興くじ（toto）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属の弁護人選任権に関する質問に対する答弁書

一、去る五月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出海上自衛隊の流出資料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻木竜三君提出環境省所管「自然再

生事業基本調査等に係る予算」の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻木竜三君提出スポーツ振興くじ（toto）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属の弁護人選任権に関する質問に対する答弁書

一、去る五月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出海上自衛隊の流出資料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻木竜三君提出環境省所管「自然再

生事業基本調査等に係る予算」の執行に関する質問に対する答弁書

どした結果、防衛庁では「保存データの独自の暗号化」「公用パソコン約五万六〇〇台を購入など骨子とする最終報告案をまとめ、再発防止を徹底する旨を表明している。

流出したとされる文書の中には、佐世保地方総監部が作成した「15G実演監報告資料」（以下「15G文書」という文書ファイルがある）が、これらは、二〇〇三年一月に海上自衛隊が

米軍と共同で行った実働演習の詳細が記録されている。同文書では、朝鮮半島全域を練軍（米軍）の「作戦区域」と設定した上で、周辺事態および日本有事（防衛出動に該当）における自衛隊の諸活動が明記されている。より具体的には、日米共同による船舶検査活動、「作戦輸送」という名前の後方地域支援活動、あるいは日本に展開する米艦隊（空母キティホーク含む）の護衛といった作戦演習が事細かに記述されており、これらの大規模な演習が、スケジュールに沿つて行われた事実がこの「作戦計画書」から窺える。

そこで、これらの事実に関連して、以下の通り質問する。

一、「15G文書」は、いずれも海上自衛隊佐世保地方総監部から流出したものか。またそれは「秘文書に相違ないか。

二、「15G文書」では、「武力攻撃のおそれがある場合」の前段階において「周辺事態における安全確保・警戒」という目的で、朝鮮半島内で軍事行動を遂行する米軍を支援する形で自衛隊が

諸々の作戦行動を行っているが、このような演習が行われた事実はあるか。その事実があつたとすれば、政府は事前にそのことを把握していたか。また、それは、政府の方針に基づいたものか。

三 右記のような軍事行動が実際に行われた場合、集団的自衛権の行使となるかどうか政府の見解を示されたい。

四 この時の演習で、自衛隊・米軍は共同で「船舶検査活動」についての演習を実施している。

これは国際法でいうところの「臨検」と同じ行為になると認識しているか。また、自衛隊がこのように米軍と協力して軍事演習を行っている事実について、政府は承知しているのか。

五 右記のような軍事行動が実際に行われた場合、憲法第九条第二項に抵触しないのか政府の見解を示されたい。

六 「1-5G文書」には、「緑海軍部隊との関係」と題された項目に下記のような文章がある。以下、引用する。「緑海軍と共同する場合の作戦調整は、海上作戦部隊の各部隊の指揮官と対応する緑海軍の各部隊指揮官との間及び作戦現場の部隊間においてそれぞれ実施される」。ここでいうところの緑海軍は米海軍であり、米軍と自衛隊との協力関係を規定したものと考えられるが、いかがか。また、この時に行われた作戦演習の内容を吟味するかぎり、自衛隊が米軍（第七艦隊）の指揮下で一部の作戦行動を行うと思われるがいかがか。

七 右記のような軍事行動が実際に行われた場合に集団的自衛権の行使となるかどうか政府の見解を示されたい。そうでない場合、外国軍隊との共同行動において、集団的自衛権の行使となはされるのはどのような場合か政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第二六八号

平成十八年五月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出海上自衛隊の流出資料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出海上自衛隊の流出資料に関する質問に対する答弁書

一について

自衛隊において発生した一連の情報流出事案に関し、自衛隊から流出したとされる個別具体的な資料についてお答えすることは、関係資料の検索、閲覧等を誘発し、情報漏えいの範囲を拡大させる可能性があること等から、差し控えたい。

二から七までについて

お尋ねについては、御指摘の文書が自衛隊から流出したものであることを前提とするものであり、お答えすることを差し控えたいた。

二について

1 環境省は立入検査前年の同年七月、「自然環境共生技術協会」と名称を変えた同協会に立入検査し、契約違反としたが、違反の内容、根拠法令及び処分内容について明らかにされたい。

二から七までについて

2 環境省は、1の立入検査前の同年七月、「自然環境共生技術協会」と名称を変えた同協会を社団法人として許可している。既に外部からの指摘により、右の事実が判明していたにも拘らず、検査二ヶ月前に社団法人の許可を与えたのは極めて不自然である。

〔別紙〕

内閣衆質一六四第二六九号

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員笛木竜三君提出環境省所管「自然再生事業基本調査等に係る予算」の執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

右質問する。

環境省所管「自然再生事業基本調査等に係る予算」の執行に関する質問主意書

は、今国会でも民主党が厳しく質しているところである。そこで、環境省所管「自然再生事業基本調査等に係る予算」の平成十四年度から今年度までの執行状況及び予算措置に関し、次の事項について質問する。

1 日現在の財團法人国立公園協会の役員構成及び中央省庁OBの役員就任状況。

2 自然環境共生技術フォーラムの設立時期、就任状況。

3 社団法人自然環境共生技術協会の平成十七年四月一日及び平成十八年四月一日現在の役員構成及び中央省庁OBの役員就任状況。

――を明らかにされたい。

環境省所管「自然再生事業基本調査等に係る予算」の執行に関する質問主意書

質問 第二六九号

提出者 笛木 竜三

1 平成十四年四月一日及び平成十八年四月一

万円となつてゐる。

また、スポーツ振興くじに係る收支については、平成十三年度において収入額は三百四十一億四千二百万円、支出額は二百三十四億九千万円、平成十四年度において収入額は三百七億千八百万円、支出額は百八十二億九千四百万円、平成十五年度において収入額は百八億六千六百万円、支出額は五百億三千四千四百万円及び平成十六年度において収入額は八十四億六千五百万円、支出額は八十三億千八百万円である。

三について

センターが行うスポーツ振興くじの業務については、政府からの出資はない。

四について

株式会社りそな銀行（以下「りそな銀行」といふ。）に対するセンターの未払の委託料については、平成十五年度分が七十三億七百万円及び平成十六年度分が七十億九千七百万円である。なお、平成十七年度分については、センターにおいて、りそな銀行と協議しているところであると聞いている。

未払の委託料については、センターは、平成十八年度以降のスポーツ振興くじの事業収入からりそな銀行に対し支払うこととしていると聞いている。

五について

平成十八年度以降のスポーツ振興くじの業務に係る運営費については、センターは、平成十三年度から平成十六年度までの間の業務に係る運営費の実績額の平均である約百九十億円の三分の二程度に縮減することとしていると聞いている。また、センターは、業務全体の企画等に

ついて、民間企業の協力を得るとともに、ス

ポーツ振興くじに係るシステム開発・運用、広告宣伝等について、民間企業に直接委託すること等により、迅速かつ機動的な業務の運営を図ることとしていると聞いている。

三について

平成十八年五月十九日提出 質問 第二七一号

米軍人・軍属の弁護人選任権に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

意書

米軍人・軍属の弁護人選任権に関する質問主意書

沖縄は、去る五月十五日、復帰満三十四年を迎えた。復帰前も、復帰後も、「基地沖縄」の置かれている現実は厳しく、「沖縄問題」の本質は変っていないと思う。

とりわけ、沖縄における米軍人・軍属による犯罪の発生は、依然として絶えることがない。米軍人・軍属の犯罪に伴う警察権、裁判権に係る問題の解決は、日米地位協定の抜本的、全面的改正なしには実現しないであろう。政府は、未だに日米地位協定の全面改正ではなく、運用の改善でことにしている。

米軍人・軍属の犯罪が惹起され、正式起訴に至った場合の刑事訴訟法第三十条、同法第三十七

条に基づく弁護人選任権の問題が重要と思われる。

以下、質問する。

一 米軍人・軍属及びその家族らが逮捕された場合、我が国の司法当局から関係者への通報、連絡はどのように行われるのか、明らかにしたうえで、政府の見解を示されたい。

二について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第十七条5(b)においては、我が国当局は、アメリカ合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）の当局に対し、弁護人の区別及び件数を明らかにしたうえで、政府の見解を示されたい。

三について

平成八年度から平成十七年までの間に、我が国が第一次裁判権を有し、我が国裁判所に正式起訴された米軍人・軍属の私選弁護人、国選弁護人の区別及び件数を明らかにしたうえで、政府の見解を示されたい。

四について

三の米軍人・軍属が正式起訴された事件のうち、刑事訴訟法第八十一条に基づいて訴訟費用等の負担を被告人に命じた件数を明らかにしたうえで、政府の見解を示されたい。

五について

三の米軍人・軍属が正式起訴された逮捕事件について、在沖米軍各軍の法務担当に該当する部局がどのような手続きをとるのか明らかにしたうえで、政府の見解を示されたい。

六について

米軍人・軍属に係る国選弁護人が選任された事件の場合、国選弁護の費用は、どのように支出され、誰が負担するのか明らかにしたうえで、政府の見解を示されたい。

二について

被疑者及び被告人の私選弁護人及び国選弁護人の選任手続については、いずれも刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）及び刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）に定められているところ、合衆国軍隊構成員等が逮捕された場合においてもそれらの定めによることとなる。

三及び四について

我が国裁判所に起訴された合衆国軍隊構成員等の人員数については、平成十三年は二百四十一人、平成十四年は二百八十一人、平成十五年は三百九十九人、平成十六年は四百人、平成十七年は三百五十五人であり、このうち公判請求されたものの人員数については、平成十三年は五十二人、平成十四年は四十六人、平成十五

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属の弁護人選任権に関する質問に対する答弁書

一について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第十七条5(b)においては、我が国当局は、アメリカ合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）の当局に対し、合衆国軍隊構成員若しくは軍属又はそれらの家族（以下「合衆国軍隊構成員等」という。）の逮捕について速やかに通告しなければならない旨が定められており、我が国捜査当局は、合衆国軍隊構成員等を逮捕した場合、これに従つて適切に通告手続を行つてものと承知している。

二について

被疑者及び被告人の私選弁護人及び国選弁護人の選任手続については、いずれも刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）及び刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）に定められているところ、合衆国軍隊構成員等が逮捕された場合においてもそれらの定めによることとなる。

三及び四について

我が国裁判所に起訴された合衆国軍隊構成員等の人員数については、平成十三年は二百四十一人、平成十四年は二百八十一人、平成十五年は三百九十九人、平成十六年は四百人、平成十七年は三百五十五人であり、このうち公判請求されたものの人員数については、平成十三年は五十二人、平成十四年は四十六人、平成十五

年は五十五人、平成十六年は四十人、平成十七年は三十九人であるが、我が国が裁判権を行使する第一次の権利を有し、我が国の裁判所に起訴された合衆国軍隊の構成員及び軍属に係る事件で、私選弁護人又は国選弁護人が選任されたものの件数及び刑事訴訟法第百八十二条の規定に基づき被告人に訴訟費用を負担させた件数については、統計資料がなく、お答えすることは困難である。

我が国が裁判権を行使する第一次の権利を有し、我が国の裁判所に起訴された合衆国軍隊の構成員及び軍属に係る事件について、合衆国軍隊の法務担当の部局がいかなる手続をとるかについては、承知していない。

六について

国選弁護人に支給すべき報酬、旅費等の訴訟費用については、合衆国軍隊の構成員及び軍属に係る事件においても、他の事件と同様に、国

庫からすべて支給されるが、裁判所は、被告人に訴訟費用の全部若しくは一部を負担させ、又はその他の者にこれを負担させることができるものとされている。

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する
魚類資源（ストラドーリング魚類資源）及び高度
回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九
百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際
連合条約の規定の実施のための協定の締結に
ついて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月十四日

衆議院議長 河野洋平殿 參議院議長 扇千景

卷之三

この目的のために諸国間の協力を促進することとを決意し、

規律されることを確認し
次のとおり協定した。

第一部 總

1 この協定の適用上

(a) 「条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

(b) 「保存管理措置」とは、海洋生物資源の一又は二以上の種を保存し、及び管理するための

措置であつて、条約及びこの協定に反映され

ては、国際法の関連規則に適合するように定められ、かつ、適用されるものをいう。

(c) 「魚類」には、軟体動物及び甲殻類（条約第
七十七條に定める定着性の種族に属する種を

除く。)を含む。

(d) 一極紹みとは特に小地域又は地域において一又は二以上のストラドリング魚類資源

又は高度回遊性魚類資源についての保存管理措置を定めるため、二以上の国が条約及びこ

の協定に従つて定める協力の仕組みをいう。

（二）「総統国」とは、この協定は拘束されることに同意し、かつ、自國についてこの協定の効

(b) 力が生じている国をいう。

協定の当事者となるものについて準用し、その限度において「締約国」というときは、当該

の題材に、絵画、書道、彫刻等の芸術表現が主体を含む。

(i) 条約第三百五条1(c)から(e)までに規定する主体

(ii) 条約の附属書IX第一条において「国際機関」と規定されている主体。ただし、第四

十七条に従うことを条件とする。

一八八二年十二月十日の海

3 この協定は、その漁船が公海において漁業を行ふその他の漁業主体についても準用する。

第二条 目的

この協定の目的は、条約の関連規定を効果的に実施することを通じてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することにある。

第三条 適用範団

1 この協定は、別段の定めがある場合を除くほか、国の管轄の下にある水域を越える水域におけるストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理について適用する。ただし、第六条及び第七条の規定は、条約が定める異なる法制度であつて、国の管轄の下にある水域に適用されるもの及び国の管轄の下にある水域を越える水域に適用されるものに従うこととする条件として、国の管轄の下にある水域内のこれらの資源の保存及び管理についても適用する。

2 沿岸国は、国の管轄の下にある水域内においてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を探査し、及び開発し、保存し、並びに管理するための主権的権利行使するに際し、第五条に掲げる一般原則を準用する。

3 いづれの国も、開発途上国が自国の管轄の下にある水域内において第五条から第七条までの規定を適用するための能力及びこの協定が規定する開発途上国に対する援助の必要性に妥当な考慮を払う。このため、第七部の規定は、国管轄の下にある水域について準用する。

第四条 この協定と条約との関係

この協定のいかなる規定も、条約に基づく各の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものでは

ない。この協定については、条約の範囲内で、かつ、条約と適合するよう解釈し、及び適用する。

第二部 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理

第五条 一般原則

沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、条約に従つて協力する義務を履行するに当たり、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を保有し、及び管理するために次のことを行う。

(a) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保し、並びにこれらの資源の最適な利用という目的を促進するための措置をとること。

(b) (a)に規定する措置が、入手することのできる最も科学的証拠に基づくこと並びに環境上及び経済上の関連要因(開発途上国特別の要請を含む)を勘案し、かつ、漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告される国際的な最低限度の基準(小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なもの)いずれであるかを問わない)を考慮して、最大持続生産量を実現することのできる水準に資源量を維持し、又は回復できることを確保すること。

(c) 次条に従つて予防的な取組方法を適用すること。

(d) 漁獲その他の人間の活動及び環境要因が、漁獲対象資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種に及ぼす影響を評価すること。

(e) 漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、又は回復するために、必要な場合には、これら

の種についての保存管理措置をとること。

(f) 選択性を有し、環境上安全で、かつ、費用対効果の大きい漁具及び漁法の開発及び使用を実行可能な範囲で含む措置をとることにより、汚染、浪費、投棄、紛失され又は遺棄された漁具による漁獲、非漁獲対象種(魚類であるか非魚類であるかを問わない。以下「非漁獲対象種」という。)の漁獲及び漁獲対象資源に関連し又は依存している種(特に絶滅のおそれがある種)への影響を最小限にすること。

(g) 海洋環境における生物の多様性を保全すること。

(h) 濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、又は排除するための措置並びに漁業資源の持続可能な利用に応じた漁獲努力量を超えない水準を確保するための措置をとること。

(i) 零細漁業者及び自給のための漁業者の利益を考慮に入れる。

3 いづれの国も、予防的な取組方法を実施するに当たつて、次のことを行う。

(a) 入手することができる最も科学的情報の入手及び共有により、並びに危険及び不確実性に対処するための改善された技術の実施により、漁業資源の保存及び管理のための意思決定を改善すること。

(b) 附屬書Ⅱに規定する指針を適用すること並びに入手することのできる最も科学的情報に基づいて、資源別の基準値及び漁獲量が当該基準値を超過した場合にとるべき措置を決定すること。

(c) 特に、資源の規模及び生産性に関連するに基づいて、資源別の基準値及び漁獲量が当該基準値を超過した場合にとるべき措置を決定すること。

(d) 特に、資源の状態、漁獲量の水準及び分布、非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し又は依存している種の漁獲活動が及ぼす影響並びに現在の又

並びに適切な技術を開発すること。

(1) 実効的な監視、規制及び監督を通じて、保存管理措置を実施し、及びこれについて取締りを行うこと。

第六条 予防的な取組方法の適用

1 いづれの国も、海洋生物資源の保護及び海洋環境の保全のために、予防的な取組方法をストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存、管理及び開発について広く適用する。

2 いづれの国も、情報が不確実、不正確又は不足である場合には、一層の注意を払うものとする。十分な科学的情報がないことをもつて、保存管理措置をとることを延期する理由とし、又はどちらのこととする理由としてはならない。

は予測される海洋、環境及び社会経済の状況を考慮に入れる。

(d)

非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連する種並びにこれらの種の生息環境に漁獲が及ぼす影響を評価するためにデータの収集及び調査の計画を発展させること並びにこれらの種の保存を確保し、かつ、特別な懸念が生じている生息地を保護するために必要な計画を採用すること。

4

いすれの国も、漁獲量が基準値に接近している場合には、漁獲量が当該基準値を超過しないことを確保するための措置をとる。いすれの国も、漁獲量が当該基準値を超えた場合には、遅滞なく、資源を回復するために3(b)の規定に基づいて決定された措置をとる。

5

いすれの国も、漁獲対象資源、非漁獲対象種又は漁獲対象資源に依存して、若しくは依存している種の状態に懸念がある場合には、これらの資源又は種の状態及び保存管理措置の有効性を検討するために、これらの資源又は種の監視を強化する。いすれの国も、最新の情報に照らして当該保存管理措置を定期的に改定する。

6

いすれの国も、新規又は探査中の漁場については、できる限り速やかに注意深い保存管理措置(特に漁獲量の制限及び漁獲努力量の制限を含む)をとる。当該保存管理措置は、資源の長期的な持続可能性に当該漁場が及ぼす影響についての評価を可能とするのに十分なデータが得られるまで効力を有するものとし、その影響についての評価が可能となつた時点で、当該評価に基づく保存管理措置が実施される。当該評価に基づく保存管理措置については、適切な場合

には、当該漁場の漸進的な開発を認めなければならぬ。

7

いすれの国も、自然現象がストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源の状態に著しい悪影響を及ぼす場合には、漁獲活動がそのような悪影響を増幅させないことを確保するために緊急の保存管理措置をとる。いすれの国も、漁獲活動がストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源の持続可能性に深刻な脅威となつている場合においても、緊急の保存管理措置をとつ、入手することのできる最良の科学的証拠に基づかなければならぬ。

第七条 保存管理措置の一貫性

1

国の管轄の下にある水域内において海洋生物資源を探査し、及び開発し、保存し、並びに管理するための沿岸国の主権的権利であつて条約に規定するもの並びに条約に従つて公海において自国民を漁獲に従事させるすべての国の権利を害することなく、

(a) ストラドリング魚類資源に関しては、関係する沿岸国及び当該沿岸国の管轄の下にある

水域に接続する公海水域において自国民が当該資源を漁獲する国は、直接に又は第三部に規定する協力のための適当な仕組みを通じて、当該沿岸国の管轄の下にある水域に接続する沿岸国及び当該沿岸国の管轄の下にある

水域に接続する公海水域において自国民が当該資源を漁獲する国は、直接に又は第三部に規定する協力のための適当な仕組みを通じて、当該沿岸国の管轄の下にある水域に接続する沿岸国及び当該沿岸国の管轄の下にある

水域に接続する公海水域において自国民が当該資源を漁獲する国は、直接に又は第三部に規定する協力のための適当な仕組みを通じて、当該沿岸国の管轄の下にある水域に接続する沿岸国及び当該沿岸国の管轄の下にある

該資源の保存を確保し、かつ、当該資源の最適な利用という目的を促進するため、直接に組みを通じて協力する。

公海について定められる保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定められる保存管理措置とは、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものでなければならない。

このため、沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源について一貫性のある措置を達成するために協力する義務を負う。いすれの国も、一貫性のある保存管理措置を決定するに当たつて、次のことを行う。

(a)

沿岸国が自國の管轄の下にある水域において同一の資源に関する条約第六十一条の規定に従つて定め、及び適用している保存管理措置を考慮すること並びに当該資源に関する公海について定められる措置が当該保存管理措置の実効性を損なわないことを確保すること。

(b)

関係する沿岸国及び公海において漁獲を行う国が同一の資源に関する条約に従つて公海について定め、及び適用している措置であつて、従前に合意されたものを考慮すること。

(c)

小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが同一の資源に関する条約に従つて定め、及び適用している措置であつて、従前に合意されたものを考慮すること。

(d)

ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の生物学的一体性その他の生物学的特性並びにこれらの資源の分布、漁場及び関係

地域の地理的特殊性の間の関係(ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源が国管轄の下にある水域内において存在し、及び関係の資源に依存している程度を考慮すること)。

漁獲される程度を含む)を考慮すること。

(e) 沿岸国及び公海において漁獲を行う国が関係の資源に依存している程度を考慮すること。

(f) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての一貫性のある保存管理措置が海洋生物資源全体に対して有害な影響を及ぼす結果とならないことを確保すること。

いすれの国も、協力する義務を履行するに当たり、合理的な期間内に一貫性のある保存管理措置に合意するために、あらゆる努力を払う。

いすれの国も、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第八部に規定する紛争解決手続をとることができる。

いすれの関係国も、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第八部に規定する紛争解決手続をとることができる。

いすれの関係国は、一貫性のある保存管理措置について合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な枠組みを設けるためにあらゆる努力を払う。暫定的な枠組みに合意することができない場合には、いすれの関係国も、暫定的な措置を得るために、第八部に規定する紛争解決手続に従つて裁判所に紛争を付託することができる。

いすれの規定に基づいて設けられた暫定的な枠組み又は決定された暫定的な措置は、この部の規定を考慮し、並びにすべての関係国の権利及び義務に妥当な考慮を払つたものでなければならず、また、一貫性のある保存管理措置に関する最終的な合意への到達を危うくし、又は妨げ、及びいかなる紛争解決手続の確定的な結果にも

影響を及ぼすものであつてはならない。

7 沿岸国は、小地域又は地域の公海において漁獲を行う国に対し、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みその他適当な方法を通じて、当該沿岸国の管轄の下にある水域内のストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に対してとった措置について定期的に通報する。

8 公海において漁獲を行う国は、関心を有する他の国に対し、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みその他適当な方法を通じて、公海においてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源を漁獲する自國を旗国とする漁船の活動を規制するためにつき定期的に通報する。

第三部 ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関する国際協力

1 沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の効果的な保存及び管理を確保するため、漁獲を行う小地域又は地域の特性を考慮しつつ、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みを通じて、条約に従い、これらの資源に関して協力する。

2 いすれの国も、特に、関係するストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源が過度の開発の脅威にさらされているとの証拠が存在する場合又はこれらの資源について新規の漁場が開発されようとしている場合には、誠実に、か

つ、遅滞なく協議する。このため、関心を有するいすれかの国の要請により、これらの資源の保存及び管理を確保するための適当な枠組みを設けるために協議を開始することができる。い

ずれの国も、そのような枠組みについて合意に達するまでの間、この協定の規定を遵守するものとし、また、他国の権利、利益及び義務に妥当な考慮を払いつつ、誠実に行動する。

3 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが特定のストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源についての保存管理措置を定める権限を有する場合には、公海においてこれらの資源を漁獲する国及び関係する沿岸国は、当該機関の加盟国若しくは当該枠組みの参加国となることにより、又は当該機関若しくは枠組みが定めた保存管理措置の適用に同意することにより、協力する義務を履行する。関係する漁業に現実の利害関係を有する国は、当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国となること

5 関係する沿岸国及び小地域又は地域の公海において特定のストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源を漁獲する国は、これらの資源の保存管理措置を定める小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが存在しない場合には、これらの資源の保存及び管理をするため、そのような機関を設立し、又は他の適當な枠組みを設けるために協力し、及び当該機関又は枠組みの活動に参加する。

6 生物資源に関する権限を有する政府間機関が措置をとるべきであると提案しようとするいかなる国も、当該政府間機関のとる措置が権限のある小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが既に定めた保存管理措置に著しい影響を及ぼす可能性がある場合には、当該機関又は枠組みを通じて、当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国と協議すべきである。そのような協議は、実行可能な限り、当該政府間機関への提案の提出に先立つて行われるべきである。

第十一条 小地域的又は地域的な漁業管理

1 いすれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源につき、小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関を設立し、又はそのような枠組みを設けるに当たって、特に次の事項について合意する。

(a) 保存管理措置を適用する資源(当該資源の生物学的特性及び関連する漁業の性質を考慮されたもの)

(b) 保存管理措置を適用する地域(第七条1の規定並びに社会経済上、地理上及び環境上のもの)

(c) 渔獲操業の責任ある実施のために一般的に勧告された国際的な最低限度の基準を採用し、及び適用すること。

(d) 科学的な助言を入手し、及び評価すること。

- (e) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の状態を検討すること並びに非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関する連絡し、又は依存している種に漁獲が及ぼす影響を評価すること。
- (f) 適当な場合には秘密を保持しつつ、最良の科学的証拠の入手を確保するため、附属書Iの規定に従つて、正確かつ完全な統計的データを編集し、及び普及させること。
- (g) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の科学的評価及び関連する調査を促進し、及び実施し、並びにこれらの結果を普及させること。
- (h) 効果的な監視、規制、監督及び取締りのための適当な協力の仕組みを設けること。
- (i) 小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の新たな加盟国又はそのような枠組みの新たな参加国の漁業上の利益に配慮するための方法について合意すること。
- (j) 適時に、かつ、効果的に保存管理措置をとることを容易にする意思決定手続について合意すること。
- (k) 第八部の規定に従い紛争の平和的解決を促進すること。
- (l) 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みの勧告及び決定の実施に当たつて自國の関連する当局及び産業界の十分な協力を確保すること。

(g) 特に次の方法により、自國を旗國とする漁船、その漁獲操業及び関連する活動を監視し、規制し、及び監督すること。	(f) オブザーバー計画、検査制度、陸揚げの報告、転載の監視並びに陸揚げされた漁獲物及び市場統計の監視等の方法によつて漁獲対象種及び非漁獲対象種の漁獲量を確認することを義務付けること。
(i) 自國の検査制度の実施並びに第二十一条及び第二十二条の規定に従つた小地域又は地域における取締りのための協力制度の実施(他国の正当に権限を与えたれた検査官による乗船及び検査を認めることを自國を旗國とする漁船に義務付けることを含む。)	(i) 自國の検査制度の実施並びに第二十一条及び第二十二条の規定に従つた小地域又は地域における取締りのための協力制度の実施(他国の正当に権限を与えたれた検査官による乗船及び検査を認めることを自國を旗國とする漁船に義務付けることを含む。)
(ii) 自國のオブザーバー計画の実施及び自國が参加している小地域的又は地域的なオブザーバー計画の実施(当該小地域的又は地域的なオブザーバー計画の下で合意された任務を遂行するための他国のオブザーバーの乗船等を認めることを自國を旗國とする漁船に義務付けることを含む。)	(ii) 自國のオブザーバー計画の実施及び自國が参加している小地域的又は地域的なオブザーバー計画の実施(当該小地域的又は地域的なオブザーバー計画の下で合意された任務を遂行するための他国のオブザーバーの乗船等を認めることを自國を旗國とする漁船に義務付けることを含む。)
(iii) 自国の計画及び関係国間で小地域的、地域的又は世界的に合意した計画に基づく船舶監視システム(適当な場合には、衛星送信システムを含む。)の開発及び実施	(iii) 自国の計画及び関係国間で小地域的、地域的又は世界的に合意した計画に基づく船舶監視システム(適当な場合には、衛星送信システムを含む。)の開発及び実施
(h) 保存管理措置の実効性が損なわれないと確保するために公海における転載を規制すること。	(h) 保存管理措置の実効性が損なわれないと確保するために公海における転載を規制すること。
(i) 小地域的、地域的又は世界的な保存管理措	(i) 小地域的、地域的又は世界的な保存管理措

官 報 (号 外)

- 獲が禁止されている資源を対象とする漁獲を行ふこと。
- (e) 禁止されている漁具を使用すること。
- (f) 漁船の標識、識別又は登録を偽造し、又は隠ぺいすること。
- (g) 調査に関連する証拠を隠ぺいし、改ざんし、又は処分すること。
- (h) 全体として保存管理措置の重大な軽視となるような複数の違反を行うこと。
- (i) 関係する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが定めた手続において重大な違反と明記するその他の違反を行うこと。
- 12 この他の規定にかかわらず、旗国は、いつでも、違反の容疑に関し、第十九条の規定に基づく義務を履行するための措置をとることができる。漁船が検査国の指示の下にある場合は、当該検査国は、旗国の要請により、自國が行つた調査の進展及び結果に関する十分な情報と共に当該漁船を旗国に引き渡す。
- 13 この条の規定は、自國の法律に従つて措置（制裁を課す手続を含む。）をとる旗国の権利を妨げるものではない。
- 14 この条の規定は、小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関の加盟国又はそのような枠組みの参加国である締約国が、この協定の他の締約国を旗国とする漁船が当該機関又は枠組みの対象水域である公海において1に規定する関係する保存管理措置に違反する活動に従事したと信ずるに足りる明白な根拠を有している場合において、当該漁船がその後、同一の漁獲の

- ための航行中に、検査国の管轄のある水域に入つたときは、当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国である締約国が行う乗船及び検査について準用する。
- 15 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みが、この協定に基づく当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国の義務であつて当該機関又は枠組みの定めた保存管理措置の遵守の確保に係るもの効果的な履行を可能とするような代替的な仕組みを定めた場合には、当該機関の加盟国又は当該枠組みの参加国は、関係する公海水域において有効な規則であつて当該保存管理措置に基づくものの写しを提示すること。
- 16 旗国外の国が小地域的又は地域的な保存管理措置に違反する活動に従事した漁船に対しても、違反の重大さと均衡がとれたものとする。
- 17 公海上の漁船が国籍を有していないことを疑うに足りる合理的な根拠がある場合には、いずれの国も、当該漁船に乗船し、及びこれを検査することができる。証拠が十分である場合には、当該国は、国際法に従つて適当な措置をとることができる。

- 18 いずれの国も、この条の規定によりとつた措置が違法であつた場合又は入手可能な情報に照らしてこの条の規定を実施するために合理的に必要とされる限度を超えた場合には、当該措置に起因する損害又は損失であつて自國の責めに帰すべきものについて責任を負う。
- 1 檢査国は、正当に権限を与えた自國の検査官が次のことを行うことを確保する。
- (a) 船長に身分証明書を提示し、及び関係する保存管理措置又は問題となつて公海水域において有効な規則であつて当該保存管理措置に基づくもの写しを提示すること。
- (b) 乗船及び検査を行う時点において旗国への適用を制限することについて合意することができる。
- (c) 乗船及び検査を行つている間、船長が旗国の当局と連絡を取ることを妨げないこと。
- (d) 船長及び旗国の当局に乗船及び検査についての報告書（船長が希望する場合には、異議又は陳述を含める。）の写しを提供すること。
- (e) 重大な違反の証拠が見つからぬ場合には、検査が終了した後、漁船から速やかに下船すること。
- (f) 実力の行使を避けること。ただし、検査官がその任務の遂行を妨害される場合において、その安全を確保するために必要なときは、この限りでない。この場合において、実力の行使は、検査官の安全を確保するために及ぼす影響により合理的に必要とされる限度を超えてはならない。

- 2 檢査国が正当に権限を与えた検査官は、漁船、その免許、漁具、装置、記録、設備、漁獲物及びその製品並びに関係する保存管理措置の遵守を確認するために必要な関係書類を検査する権限を有する。
- 3 旗国は、船長が次のことを行うことを確保する。
- 第一二二条 前条による乗船及び検査のための基本的な手続
- 1 寄港国は、国際法に従つて、小地域的、地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置をとる権利及び義務を有する。寄港国は、当該措置をとる場合には、いずれの国の漁船に対しても法律上又は事実上の差別を行つてはならない。
- (a) 檢査官の迅速かつ安全な乗船を受け入れ、及び容易にすること。
- (b) この条及び前条に規定する手続に従つて実施される漁船に対する検査に協力し、及び支援すること。
- (c) 檢査官の任務の遂行に当たり、検査官に対する妨害、威嚇又は干渉を行わないこと。
- (d) 乗船及び検査が行われている間、検査官が旗国の当局及び検査国当局と連絡を取ることを認めること。
- (e) 適当な場合には、食料及び宿泊施設を含むの当局と連絡を取ること。
- (f) 檢査官の安全な下船を容易にすること。
- (g) 合理的な便益を検査官に提供すること。
- (h) 檢査官の安全な下船を容易にすること。
- (i) 檢査官が正當に権限を与えた検査官は、漁船の運航に従つて乗船及び検査の受入れを拒否する場合（海上における安全に関する一般的に認められた国際的規則、手続及び慣行に従つて乗船及び検査を遅らせる必要がある場合を除く。）には、当該船長に対し直ちに乗船及び検査を受け入れるように指示する。当該船長が旗国のそのような指示にも従わない場合には、当該旗国は、当該漁船の漁獲のための許可を停止し、及び当該漁船に対して直ちに帰港するよう命ぜる。当該旗国は、この4に規定する事態が発生した場合は、とつた措置を検査国に通報する。
- 第二二三条 寄港国がとる措置
- 1 寄港国は、国際法に従つて、小地域的、地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置をとる権利及び義務を有する。寄港国は、当該措置をとる場合には、いずれの国の漁船に対しても法律上又は事実上の差別を行つてはならない。

官報(号外)

2 寄港国は、漁船が自国の港又は沖合の係留施設に任意にとどまる場合には、特に、当該漁船上の書類、漁具及び漁獲物を検査することができる。

3 いすれの国も、漁獲物が公海における小地域的、地域的又は世界的な保存管理措置の実効性を損なう方法で漁獲されたと認める場合には、陸揚げ及び転載を禁止する権限を自国の関係当局に与えるための規則を定めることができる。

4 この条のいかなる規定も、国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使することに影響を及ぼすものではない。

第七部 開発途上国の要請

第二十四条 開発途上国の特別な要請の認識

1 いすれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理並びにこれらの資源についての漁場の開発に関する開発途上国の特別な要請を十分に認識する。このため、各国は、直接又は国際連合開発計画、国際連合食糧農業機関その他の専門機関、地球環境基金、持続可能な開発のための委員会及び他の適当な国際的若しくは地域的な機関若しくは団体を通じて、開発途上国に援助を提供する。

2 いすれの国も、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源についての保存管理措置を定めることに協力する義務を履行するに当たり、特に次の事項に関する開発途上国の特別な要請を考慮する。

(a) 海洋生物資源の利用(自国民の全部又は一部の栄養上の要請を満たすためのものを含む)。

(b) 開発途上国(特に開発途上にある島嶼国)において、自給のための漁業者、小規模漁業者、零細漁業者、女性の漁業労働者及び原住民に対する悪影響を回避し、並びにこれらの漁場の利用を確保する必要性。

(c) 当該保存管理措置により保存活動に関する不均衡な負担が直接又は間接に開発途上国に転嫁されることを確保する必要性。

第二十五条 開発途上国との協力の形態

1 いすれの国も、直接又は小地域的、地域的若しくは世界的な機関を通じて、協力して次のことを行う。

(a) ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理並びにこれらの資源に関する漁場の開発のための開発途上国(特に後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国)の能力を高めること。

(b) 第五条及び第十一条の規定に従うことを条件に、開発途上国(特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国)がこれらの魚類資源を対象とした公海漁業に参加することができるよう、開発途上国を援助すること(公海漁業への参加を容易にすることを含む)。

(c) 小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みへの開発途上国の参加を促進すること。

第二十六条 この協定の実施のための特別の援助

3 2に規定する援助は、特に次の事項を対象とする。

(a) 漁場のデータ及び関連する情報の収集、報告、検証、交換及び分析を通じたストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存並びに技術取得の機会及び設備の利用

(b) 資源評価及び科学的調査

(c) 監視、規制、監督、遵守及び取締り(地方の段階における訓練及び能力の開発を含む)、国及び地域的なオブザーバー計画の開発並びにこれらの計画に対する資金供与並びに技術取得の機会及び設備の利用

第二十七条 この協定の実施のための特別の援助

3 2に規定する援助は、特に次の事項を対象とする。

(a) 漁場のデータ及び関連する情報の収集、報告、検証、交換及び分析を通じたストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存並びに技術取得の機会及び設備の利用

(b) 資源評価及び科学的調査

(c) 監視、規制、監督、遵守及び取締り(地方の段階における訓練及び能力の開発を含む)、国及び地域的なオブザーバー計画の開発並びにこれらの計画に対する資金供与並びに技術取得の機会及び設備の利用

第二十八条 紛争の防止

1 いすれの国も、紛争を防止するために協力する。このため、いすれの国も、小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みにおける効率的かつ迅速な意思決定手続について合意するとともに、必要に応じて既存の意思決定手続を強化する。

2 いすれの国も、紛争の性質を有する紛争には、関係国は、関係国間で設置する特別の専門家委員会に当該紛争を付託することができる。当該専門家委員会は、関係国と協議し、及び紛争解決のための拘束力のある手続によることなく問題を速やかに解決するよう努める。

第三十条 紛争解決手続

1 条約第十五部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の解釈又は適用に関するこの協定の締約国(条約の締約国であるか否かを問わない)間の紛争について準用する。

2 条約第十五部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の締約国(条約の締約国であるか否かを問わない)間の紛争であつて、当該締約国が共に締結しているストラドリング魚類資源又は高度回遊性魚類資源に関する小地域的、地域的又は世界的な漁業協定の解釈又は適用に関するもの(これらの資源の保存及び管理に関するものを含む)について準用する。

3 この協定の締約国であり、かつ、条約の締約国である国が条約第二百八十七条の規定に従つて受け入れた手続は、この部に定める紛争の解決について適用する。ただし、そのような国が、この協定に署名し、これを批准し、若しく

官 報 (号 外)

はこれに加入する時に又はその後いつでも、この部に定める紛争の解決のために同条の規定に従つて同条に定める他の手続を受け入れた場合は、この限りでない。

4 この協定の締約国であるが条約の締約国でない国は、この協定に署名し、これを批准し、若しくはこれに加入する時により、この部に定める宣言を行うことにより、この部に定める紛争の解決のために条約第二百八十七条に規定する手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができる。同条の規定は、この協定の締約国であるが条約の締約国でない国がこのような宣言を行う場合及び当該国が効力を有する宣言の対象とならない紛争の当事者である場合についても適用する。条約の附属書V、附属書VI及び附属書VIIに従つて調停及び仲裁を行ふに当たつて、当該国は、この部に定める紛争の解決のため、条約の附属書V第二条、附属書VI第二条及び附属書VII第二条に定める名簿に含まれる調停人、仲裁人及び専門家を指名することができる。

5 この部の規定に従つて紛争が付託された裁判所は、関係するストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存を確保するため、条約、この協定及び関係する小地域的、地域的又は世界的な漁業協定の関連規定、一般に認められた海洋生物資源の保存及び管理のための基準並びに条約に反しない国際法の他の規則を適用する。

第三十一条 暫定的な措置

の間、紛争当事者は、実際的な性質を有する暫定的な枠組みを設けるためにあらゆる努力を払う。

2 条約第二百九十条の規定にかかわらず、この部の規定に従つて紛争が付託された裁判所は、並びに紛争当事者のそれぞれの権利を保全し、第七条5及び第十六条2に定める状況において又は問題となつてゐる資源への損害を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定的な措置を定めることができる。

3 条約第二百九十五条の規定にかかわらず、この協定の締約国であるが条約の締約国でない国は、国際海洋法裁判所が自国の同意なく暫定的な措置を定め、修正し、又は取り消す権限を有しないことを宣言することができる。

第三十二条 紛争解決手続の適用の制限

条約第二百九十七条3の規定は、この協定について適用する。

第九部 この協定の非締約国

第三十三条 この協定の非締約国

1 締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となり、かつ、この協定に適合する法令を制定するよう奨励する。

2 締約国は、非締約国を旗国とする漁船がこの協定の効果的な実施を損なう活動を行うことを抑止するため、この協定及び国際法に適合することを措置をとる。

第十部 信義誠実及び権利の濫用

第三十四条 信義誠実及び権利の濫用

締約国は、この協定に基づいて負う義務を誠実に履行するものとし、また、この協定により認められる権利を濫用とならないよう行使する。

第三十五条 責任

締約国は、この協定に関して自国の責めに帰すべき損害又は損失につき、国際法に基づいて責任を負う。

第十二部 再検討のための会議

第三十六条 再検討のための会議

1 国際連合事務総長は、この協定が効力を生ずる日の四年後に、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理の確保についてのこの協定の実効性を評価するため、会議を招集する。同事務総長は、この会議にすべての締約国、この協定の締約国となる資格を有する国及び主体並びにオブザーバーとして参加する資格を有する政府間機関及び非政府機関を招請する。

2 1に規定する会議は、この協定の規定の妥当性を再検討し、及び評価するものとし、必要な場合には、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する継続的な問題に一層適切に対処するため、この協定の規定の内容及び実施手段を強化する方法を提案する。

第三十七条 署名

この協定は、千九百九十五年十二月四日から二箇月の間、国際連合本部において、すべての国及び第一条2(b)に規定するその他の主体による署名のために開放しておく。

第三十八条 批准

この協定は、国及び第一条2(b)に規定するその他の主体によって批准されなければならない。批准は、国際連合事務総長に寄託する。

第三十九条 加入

この協定は、国及び第一条2(b)に規定するその他の主体による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第四十条 効力発生

1 この協定は、三十番目の批准書又は加入書が寄託された日の後三十日で効力を生ずる。

2 三十番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの協定を批准し、又はこれに加入する国については、この協定は、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十一条 暫定的な適用

1 この協定は、寄託者に対する書面による通告により暫定的な適用に同意した国又は主体により暫定的に適用される。当該暫定的な適用は、当該通告の受領の日から有効となる。

2 国又は主体による暫定的な適用は、当該国若しくは主体についてこの協定が効力を生ずる時又は当該国若しくは主体が暫定的な適用を終了させる意思を寄託者に対して書面により通告した時に終了する。

第四十二条 留保及び除外

この協定については、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

第四十三条 宣言及び声明

前条の規定は、国又は主体がこの協定の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、特にその国内法令をこの協定の規定に調和させることを目的として、宣言又は声明(用いられる文言及び名称のいかんを問わない)を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行つた國

又は主体についてこの協定を適用するに当たり、この協定の規定の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第四十四条 他の協定との関係

1 この協定は、この協定と両立する他の協定の規定に基づく締約国の権利及び義務(他の締約国がこの協定に基づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る。)を変更するものではない。

2 二以上の締約国は、当該締約国間の関係に適用される限りにおいて、この協定の運用を変更し、又は停止する協定を締結することができない。ただし、そのような協定は、この協定の規定であつてこれから逸脱がこの協定の趣旨及び目的的効果的な実現と両立しないものに関するものであつてはならず、また、この協定に定める基本原則の適用に影響を及ぼし、又は他の締約国がこの協定に基づく権利を享受し、若しくは義務を履行することに影響を及ぼすものであつてはならない。

3 2に規定する協定を締結する意思を有する締約国は、他の締約国に対し、この協定の寄託者を通じて、2に規定する協定を締結する意思及び当該協定によるこの協定の変更又は停止を通報する。

第四十五条 改正

1 締約国は、国際連合事務総長にあたる書面による通報により、この協定の改正案を提案し、及びその改正案を審議する会議の招集を要請することができる。同事務総長は、当該通報をすべての締約国に送付する。同事務総長は、当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分

7 5の規定により改正が効力を生じた後にこの

の一以上がその要請に好意的な回答を行つた場合には、当該会議を招集する。

2 1の規定に基づき招集される改正に関する会議において用いられる決定手続は、この会議が別段の決定を行わない限り、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関する国際連

合会議において用いられた決定手続と同一のものとする。改正に関する会議は、いかなる改正案についても、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払うものとし、コンセンサスのためのあらゆる努力が尽くされるまでは、改正案について投票を行わない。

3 この協定の改正は、採択された後は、改正自体に別段の定めがない限り、採択の日から十二箇月の間、国際連合本部において、締約国による署名のために開放しておく。

4 第三十八条、第三十九条、第四十七条及び第五十条の規定は、この協定のすべての改正について適用する。

第四十七条 國際機関による参加

1 この協定の改正は、当該改正を批准し、又はこれに加入する締約国については、三分の二の締約国が批准書又は加入書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。その後において、必要とされる数の批准書又は加入書が寄託された後に当該改正を批准し、又はこれに加入する

締約国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

5 この協定の改正は、当該改正を批准し、又はこれに加入する締約国については、三分の二の締約国が批准書又は加入書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。その後において、必要とされる数の批准書又は加入書が寄託された後に当該改正を批准し、又はこれに加入する

締約国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

(a) 第二条前段

(b) 第三条1

2 条約の附属書IX第一条に規定する国際機関がこの協定によって規律されるすべての事項について権限を有しない場合には、条約の附属書IXの規定は、当該附属書の次の規定を除き、当該国際機関のこの協定への参加について準用する。

3 この協定によつて規律されるすべての事項について権限を有しない場合には、条約の附属書IXの規定は、当該附属書の明示の定めがない限り、「この協定といい、又は第一部から第十三部までのいづれかの部を指していうときは、関連する附属書を含めていうものとする。

第四十八条 附属書

1 附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、また、別段の明示の定めがない限り、「この協定といい、又は第一部から第十三部までのいづれかの部を指していうときは、関連する附属書を含めていうものとする。

2 締約国は、附属書を隨時改正することができる。改正は、科学的及び技術的考慮に基づくものとする。第四十五条の規定にかかわらず、附属書の改正が締約国の会合においてコンセンサス方式によって採択される場合には、当該改正は、この協定に組み込まれ、その採択の日又は当該改正において指定されている他の日から効

(a) 当該国際機関は、署名又は加入の時に、次のこととを明示する宣言を行う。

(i) 当該国際機関がこの協定によつて規律され、かつ、(b)当該改正によつて拘束されない締約国との関係においては、改正されていない協定の締約国とされる。

(ii) (i)の理由により、当該国際機関の構成国が締約国とならないこと。ただし、当該国際機関が責任を有しない当該国際機関の構成国の領域に関しては、この限りでない。

(iii) 当該国際機関がこの協定に基づく国の権利及び義務を受け入れること。

力を生ずる。締約国の会合において改正がコンセンサス方式によつて採択されない場合には、同条に規定する改正手続を適用する。

第四十九条 寄託者

この協定及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第五十条 正文

この協定は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十五年十二月四日にニューヨークで、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本一通を署名のために開放した。

附屬書I データの収集及び共有のための標準的な要件

第一条 一般原則

1 データの適時の収集、編集及び分析は、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の効果的な保存及び管理の基本である。このため、公海及び国の管轄の下にある水域におけるこれらの資源を対象とする漁業から得られるデータが必要であり、また、当該データは、漁業資源の保存及び管理のために統計的に有意義な分析を可能とするような方法で収集され、及び編集されるべきである。これらのデータに

は、漁獲量及び漁獲努力量に関する統計その他漁業に関連する情報(例えば、漁船に関連するデータその他漁獲努力量の標準化のためのデータ)が含まれる。収集されるデータには、非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し、又は依存している種に関する情報も含まれるべきである。すべてのデータは、正確性を確保するために検証されるべきである。集計される前の個々のデータの秘密性は、保持されるものとし、これららのデータの颁布は、その提供に当たつて定められた条件に従う。

2 開発途上国に対する援助(訓練並びに財政的及び技術的援助を含む。)については、海洋生物資源の保存及び管理の分野における能力を形成するために提供する。当該援助は、データの収集及び検証、オブザーバー計画、データの分析並びに資源評価に寄与する調査計画を実施するための能力を向上させることに焦点を合わせるべきである。開発途上国の科学者及び管理担当者がストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に最大限に可能な範囲で参加することを促進すべきである。

(d) いすれの国も、小地域的若しくは地域的な漁業管理のための機関若しくは枠組みの枠内では又は他の方法により、この附属書の規定に従い並びに関係する地域におけるこれらの資源の性質及びこれらの資源を対象とする漁業の性質を考慮して、提供するデータの明細及びその様式について合意すること。そのような機関又は枠組みは、当該機関の非加盟国又は当該枠組みの非参加国に対し、当該国を旗国とする漁船の関連する漁獲活動に関するデータの提供を要求すること。

(e) いすれの国も、自國を旗国とする漁船か

ら、各漁法ごとの操業上の特徴(例えば、底びき網漁業に用いられる個々のひき網、はえ

繩漁業及びまき網漁業に用いられる一式用

具、一本釣りによつて漁獲される各魚群、ひき縄による漁獲が行われる日)に応じ、効果的な資源評価を容易にするために十分詳細な

データが含まれる。データを利用することができるようになること。

(f) 旗国の科学者及び関係する小地域的又は地

域的な漁業管理のための機関又は枠組みにより派遣される科学者は、個別に又は適当な場合には共同してデータを分析すること。

第三条 漁業に関する基本的なデータ

(a) いすれの国も、合意された手続に従い、効果的

なシステムを通じて検証されることを確保す

ること。

(b) いすれの国も、漁業に関するデータが適切

なシステムを通じて検証されることを確保す

ること。

(c) いすれの国も、漁業に関するデータを編集すること。

(d) いすれの国も、漁業に関するデータを分析すること。

(e) いすれの国も、漁業に関するデータを報告すること。

(f) いすれの国も、合意された手続に従い、効果的

な資源評価を容易にするため、十分詳細な次

の種類のデータを収集し、及び関係する小地域

的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みがこれらのデータを利用できるよ

うにする。

(g) いすれの国も、合意された手続に従い、効果的

な資源評価を容易にするため、十分詳細な次

の種類のデータを収集し、及び関係する小地域

的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みがこれらのデータを利用できるよ

うにする。

(h) いすれの国も、合意された手續に従い、効果的

な資源評価を容易にするため、十分詳細な次

の種類のデータを収集し、及び関係する小地域

的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みがこれらのデータを利用できるよ

うにする。

(i) いすれの国も、合意された手續に従い、効果的

な資源評価を容易にするため、十分詳細な次

の種類のデータを収集し、及び関係する小地域

的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みがこれらのデータを利用できるよ

うにする。

1 データを用いることにより、データを利用することができるようになる。

2 いすれの国も、適切な場合には資源評価に寄与する情報を収集し、及びこれを関連する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みに提供する。そのような情報には、次の事項を含める。

(a) 体長、体重及び性別に応じた漁獲物の内訳	(b) 年齢、成長度、資源の加入量、分布及び種の識別等の資源評価に寄与するその他の生物学的な情報
調査、水中音響調査、資源豊度に影響を及ぼす環境要因に関する調査並びに海洋学的及び生態学的調査を含む。)	
(c) 他の関連する調査(豊度の調査、資源量の	

1 いすれの国も、船団の構成及び漁船の漁獲能	力の標準化並びに漁獲量及び漁獲努力量に関するデータの分析に当たつて異なる単位で表される漁獲努力量の間の換算のため、漁船に関する次の種類のデータを収集すべきである。
(a) 漁船の識別、国籍及び船籍港	
(b) 漁船の種類	
(c) 漁船の仕様(例えば、建造素材、建造日、登録されている長さ、登録されている総トン数、主たる推進機関の出力、船倉の容量、漁獲物の貯蔵法)	
(d) 漁船に関する詳細(例えば、種類、漁具の仕様、数量)	

2 旗国は、次の情報を収集する。	
(a) 航行用及び船位の測定用の補助装置	
(b) 通信機器及び国際無線通信呼出符号	
(c) 乗組員数	
第五条 報告	

いすれの国も、自国を旗国とする漁船が自国の漁業行政機関及び合意がある場合には関連する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みに対し、漁獲量及び漁獲努力量に関する操業日誌中のデータ(公海における漁獲操業に関するデータを含む。)を国内の義務並びに地域的及び国	1 洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求める件及び同報告書
2 世界的な規模においては、データの収集及び用する機会を提供するデータベース・システム普及は、国際連合食糧農業機関を通じて行われるべきである。小地域的又は地域的な漁業管理	2 世界的な規模においては、データの収集及び用する機会を提供するデータベース・システム普及は、国際連合食糧農業機関を通じて行われるべきである。小地域的又は地域的な漁業管理
3 予防のための基準値は、特に、再生産能力、資源の回復力、資源を漁獲する漁業の特性、漁業以外の理由による死亡率及び不確実性の主要な原因を明らかにするため、資源別に定められるべきである。	3 予防のための基準値は、特に、再生産能力、資源の回復力、資源を漁獲する漁業の特性、漁業以外の理由による死亡率及び不確実性の主要な原因を明らかにするため、資源別に定められるべきである。
4 管理のための戦略は、採捕される資源及び必要な場合には関連し又は依存している種の資源量を、従前に合意された予防のための基準値と合致する水準に維持し、又は回復させるよう努めるものとする。そのような基準値は、従前	4 管理のための戦略は、採捕される資源及び必要な場合には関連し又は依存している種の資源量を、従前に合意された予防のための基準値と合致する水準に維持し、又は回復させるよう努めるものとする。そのような基準値は、従前

いすれの国も、自国を旗国とする漁船が自国の漁業行政機関及び合意がある場合には関連する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みに対し、漁獲量及び漁獲努力量に関する操業日誌中のデータ(公海における漁獲操業に関するデータを含む。)を国内の義務並びに地域的及び国	5 漁業管理のための戦略は、漁獲量が限界基準値を超える危険性が極めて小さくなることを確保するものとする。一の資源の資源量が限界を下回る場合又は下回る危険がある場合には、資源の回復を促進するために保存及び管理のための措置が開始されるべきである。漁業
2 世界的な規模においては、データの収集及び用する機会を提供するデータベース・システム普及は、国際連合食糧農業機関を通じて行われるべきである。小地域的又は地域的な漁業管理	6 一の漁業についての基準値を決定するための適用に関する指針
3 予防のための基準値は、特に、再生産能力、資源の回復力、資源を漁獲する漁業の特性、漁業以外の理由による死亡率及び不確実性の主要な原因を明らかにするための目標を達成することを目的とする限界を設定するものであり、また、目標基準値は、管理のための目標を達成することを目的とするものである。	6 一の漁業についての基準値を決定するための適用に関する指針
4 管理のための戦略は、採捕される資源及び必要な場合には関連し又は依存している種の資源量を、従前に合意された予防のための基準値と合致する水準に維持し、又は回復させるよう努めるものとする。そのような基準値は、従前	6 一の漁業についての基準値を決定するための適用に関する指針

いすれの国も、自国を旗国とする漁船が自国の漁業行政機関及び合意がある場合には関連する小地域的又は地域的な漁業管理のための機関又は枠組みに対し、漁獲量及び漁獲努力量に関する操業日誌中のデータ(公海における漁獲操業に関するデータを含む。)を国内の義務並びに地域的及び国	7 最大持続生産量を実現する漁獲量は、限界基準値に関する最低限度の基準とみなされるべきである。漁業管理のための戦略は、濫獲されない資源に関しては、漁獲量が最大持続生産量を超えないこと及び資源量が従前に定められた基準値を下回らないことを確保するものとする。濫獲された資源に関しては、最大持続生産量を実現する資源量を回復目標とすることができる。
2 世界的な規模においては、データの収集及び用する機会を提供するデータベース・システム普及は、国際連合食糧農業機関を通じて行われるべきである。小地域的又は地域的な漁業管理	7 最大持続生産量を実現する漁獲量は、限界基準値に関する最低限度の基準とみなされるべきである。漁業管理のための戦略は、濫獲されない資源に関しては、漁獲量が最大持続生産量を超えないこと及び資源量が従前に定められた基準値を下回らないことを確保するものとする。濫獲された資源に関しては、最大持続生産量を実現する資源量を回復目標とすることができる。
3 予防のための基準値は、特に、再生産能力、資源の回復力、資源を漁獲する漁業の特性、漁業以外の理由による死亡率及び不確実性の主要な原因を明らかにするための目標を達成することを目的とする限界を設定するものであり、また、目標基準値は、管理のための目標を達成することを目的とするものである。	7 最大持続生産量を実現する漁獲量は、限界基準値に関する最低限度の基準とみなされるべきである。漁業管理のための戦略は、濫獲されない資源に関しては、漁獲量が最大持続生産量を超えないこと及び資源量が従前に定められた基準値を下回らないことを確保するものとする。濫獲された資源に関しては、最大持続生産量を実現する資源量を回復目標とすることができる。
4 管理のための戦略は、採捕される資源及び必要な場合には関連し又は依存している種の資源量を、従前に合意された予防のための基準値と合致する水準に維持し、又は回復させるよう努めるものとする。そのような基準値は、従前	7 最大持続生産量を実現する漁獲量は、限界基準値に関する最低限度の基準とみなされるべきである。漁業管理のための戦略は、濫獲されない資源に関しては、漁獲量が最大持続生産量を超えないこと及び資源量が従前に定められた基準値を下回らないことを確保するものとする。濫獲された資源に関しては、最大持続生産量を実現する資源量を回復目標とすることができる。

官 報 (号 外)

- (1) 締約国は、汚染事件に係る準備及び対応に関する最低限必要な資材・関係する危険に応じたもの)の水準を定め、及び当該資材の使用に係る計画を作成すること。
- (b) 汚染事件に對応する組織及び関係する人員の訓練に関する計画を作成すること。
- (c) 汚染事件への対応に関する詳細な計画を作成し、及び当該対応に係る通信手段を確立すること。この通信手段は、常に利用可能なものとすべきである。
- (d) 汚染事件への対応を調整する仕組み又は取決めであつて、適當な場合には、必要な資源を調達することができるものを確立すること。
- (3) 締約国は、直接に又は関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じ、次の事項に関する最新の情報が機関に提供されることを確保する。
- (a) (1)(a)に掲げる組織の所在地及びその電気通信に関する情報並びに適當な場合には当該組織が責任を有する区域
- (b) 汚染に対応するための資材並びに汚染事件への対応及び海上における救助に関する分野の専門的知識であつて、他の国の要請に応じて提供することができるるもの
- (c) 自国の国家的な緊急時計画
- (1) 締約国は、汚染事件に係る準備及び対応に関する最新の技術(特に、監視、包囲、回収、拡散、浄化その他汚染事件の影響を最小のものにとどめ、又は緩和する方法に関する技術及び原状回復に関する技術)の向上に関する研究開発計画を促進し、及びその成果を交換するため、

- 源の利用可能性の範囲内で、当該汚染事件に対応するために協力し、助言を与え、並びに技術上の支援及び資材を提供することに同意する。
- (2) この議定書の附屬書に定めるところによる。
- (2) 援助を要請した締約国は、(1)に規定する費用を負担するための資金の暫定的な調達先を特定するに当たって機関に援助を要請することができる。
- (3) 締約国は、適用のある国際協定に従い、次のことを円滑にするために必要な立法上又は行政上の措置をとる。
- (a) 汚染事件に対応するため、又はその対応に必要な人員、貨物、物資及び資材を輸送するためには、船舶、航空機その他の輸送手段の自國の領域への到着、自國の領域における使用及び自國の領域からの出港
- (b) (a)に規定する人員、貨物、物資及び資材の自國の領域への迅速な入国又は搬入、自國の領域の迅速な通過及び自國の領域からの迅速な出国又は搬出

- 第六条 研究開発**
- (1) 締約国は、直接に又は機関その他の国際的な組織を通じ、汚染事件に係る準備及び対応に関するための技術及び資材を相互に利用可能なものとするための基準の作成を奨励することに同意する。
- 第七条 技術協力**
- (1) 締約国は、直接に又は機関その他の国際的な組織を通じ、汚染事件に係る準備及び対応に関するための技術及び資材を相互に利用可能なものとするための基準の作成を奨励することに同意する。
- 第九条 他の条約及び協定との関係**
- この議定書のいかなる規定も、他の条約又は国際協定に基づく締約国の権利又は義務を変更するものと解してはならない。

- 第十条 制度上の措置**
- (1) 締約国は、機関に対し、次のことをを行う任務を与える。ただし、機関が同意し、かつ、その活動を維持するのに十分な資源が利用可能である場合に限る。
- (a) 情報に関する役務
- (i) 締約国が提供する情報及び他の情報源が提供する関連情報を受領し、取りまとめ、及び要請に応じて公表すること。
- (ii) 費用を負担するための資金の暫定的な調達先を特定するに当たって援助を提供すること。
- (2) 第八条 準備及び対応に関する二国間及び多数国間の協力の促進
- (2) このため、締約国は、直接に又は適當な場合には機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて締約国と研究機関の間の必要な連携を確立することを約束する。
- (3) 締約国は、直接に又は機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて、適當な場合には、関係事項(特に、汚染事件に係る準備及び対応)についての国際的なシンポジウムの定期的な開催を促進するため、協力することに同意する。
- (4) 締約国は、機関その他の権限のある国際機関を通じ、危険物質及び有害物質による汚染に応じるための技術及び資材を相互に利用可能なものとするための技術協力を促進することに同意する。
- 第十二条 共同の研究開発計画を開始すること。**
- (2) 締約国は、汚染事件に係る準備及び対応に関する技術の移転につき、自國の法令及び政策に従つて積極的に協力することを約束する。

<p>(8) 付録には、技術的な性質を有する規定のみを定める。</p> <p>第十三条 署名、批准、受諾、承認及び加入</p> <p>この議定書は、機関の本部において、二千三月十五日から二千一年三月十四日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。</p> <p>OPRC条約の締約国であるいずれの国も、次のいずれかの方法によつてこの議定書の締約国となることができる。</p> <p>(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。</p> <p>(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。</p> <p>(c) 加入すること。</p> <p>(2) 批准、受諾、承認又は加入は、これらのための文書を事務局長に寄託することによつて行う。</p> <p>第十四条 二以上の法制を有する国</p> <p>(1) この議定書が対象とする事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有するOPRC条約の締約国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この議定書をOPRC条約が適用されている自国の領域内のすべての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、また、別の宣言を行うことによりいつでもこの宣言を修正</p>	
<p>(2) (1)に規定するいかなる宣言も、寄託者に対し書面により通報されるものとし、この議定書が適用される地域を明示する。修正のための宣言を行なう場合には、この議定書が新たに適用される地域及びその適用が有効となる日を明示する。</p> <p>第十五条 効力発生</p> <p>(1) この議定書は、十五以上の国が第十三条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し、又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十箇月で効力を生ずる。</p> <p>(2) この議定書の効力発生のための要件が満たされた日からこの議定書の効力発生の日までの間にこの議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この議定書の効力発生の日又は当該文書の寄託の日の後三箇月を経過した日のいづれか遅い日に効力を生ずる。</p> <p>第十六条 廃棄</p> <p>(1) 締約国は、自国についてこの議定書の効力が生じた日から五年を経過した後は、いつでもこの議定書を廃棄することができる。</p> <p>(2) 廃棄は、事務局長への廃棄書の送付によつて行われる。</p> <p>廃棄は、事務局長が廃棄書を受領した後十二箇月で、又は廃棄書に明記されたこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。</p> <p>締約国は、OPRC条約を廃棄することにより、当然にこの議定書も廃棄する。</p>	<p>することができる。</p> <p>第十七条 寄託者</p> <p>(1) この議定書は、事務局長に寄託する。</p> <p>(2) 事務局長は、次のことを行う。</p> <p>(a) すべての署名国又は加入国に対して次の事項を通報すること。</p> <p>(i) 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びその署名又は寄託の日</p> <p>(ii) 第十四条の規定に基づき行われる宣言</p> <p>(iii) この議定書の効力発生の日</p> <p>(iv) この議定書の廃棄書の寄託、その受領の日及びその廃棄が効力を生ずる日</p> <p>(1)(a) 汚染事件の発生に先立ち、汚染事件に対応するための締約国の措置に係る費用の負担について定める協定が二国間又は多数国間で締結されていない場合には、締約国は、次の(i)又は(ii)の規定により、汚染に対応するためにとられた措置に係る費用を負担する。</p> <p>(i) 締約国が他の締約国の明示の要請に応じて措置をとった場合には、援助を要請した締約国(以下「要請国」という。)は、援助を提供した締約国(以下「提供国」という。)に対し、当該措置に係る費用を償還する。要請国は、その要請をいつでも撤回することができる。この場合には、提供国が既に負担した又は負担することとなる費用については、要請国が負担する。</p>
<p>二千年的危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書</p>	<p>以上の中証として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。</p> <p>一千九百九十年三月十五日にロンドンで作成した。</p> <p>第十八条 言語</p> <p>この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。</p>
<p>平成十八年六月一日 衆議院会議録第二十三号</p>	<p>総理事務総長に送付する。</p>

官 報 (号外)

- (ii) 締約国が自己の発意で措置をとった場合には、当該措置に係る費用については、当該措置に係る費用を負担する。
- (b) (a)に定める原則は、関係する締約国が個々の事案において別段の合意をする場合には、該締約国が負担する。
- (2) 提供国が要請国の要請に応じてとつた措置に係る費用は、別段の合意がある場合を除くほか、そのような費用の償還に関する提供国の法令及びその時の慣行に従つて公正に計算される。
- (3) 要請国及び提供国は、適当な場合には、賠償及び補償の請求に関する手続を終了させることについて協力する。このため、要請国及び提供国は、既存の法制度に十分な考慮を払う。このようにして終了した手続の成果として援助の実施に関する活動に要した費用の全額について賠償又は補償が行われない場合には、要請国は、提供国に対し、賠償若しくは補償が行われた額を超える費用の償還の請求を放棄し、又は(2)の規定に従つて計算された費用の額を減額するよう要請することができる。また、要請国は、当該費用の償還の延期を要請することができる。
- 提供国は、これらの要請を検討するに当たり、開発途上国の必要性に十分な考慮を払う。
- (4) この議定書の規定は、いかなる意味においても、汚染又はその脅威に対応するための措置に

係る費用を締約国が第三者から回収する権利であつて国内法及び国際法の他の関係する規定及び規則に基づくものを害するものと解してはならない。

- (2) 提供国が要請国の要請に応じてとつた措置に係る費用は、別段の合意がある場合を除くほか、そのような費用の償還に関する提供国の法令及びその時の慣行に従つて公正に計算される。

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件(参考議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平成二年十一月に国際海事機関(以下「IM

O」という。)の主催により開催された国際会議において、油による汚染事件への準備及び対応に関する措置及び国際協力の枠組み等を定める

「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」(以下「OPRC

条約」という。)が採択された。その際、油以外の危険物質及び有害物質による海洋汚染への対応も重要であるとの観点から、OPRC条約の

規定の範囲を油以外の危険物質及び有害物質に拡大することを検討する旨の決議がなされた。

これを受けて、IMOにおいて検討作業が進められた結果、平成十二年三月IMOの主催によ

りロンドンで開催された国際会議において、本

議定書が採択された。

本議定書は、危険物質及び有害物質による海

洋の汚染事件への準備及び対応に関し、各締約

国がとる措置、国際協力の枠組み等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、自國を旗国とする船舶に対し、危険物質及び有害物質による汚染事件(以下「汚染事件」という。)に関する緊急計画を当該船舶内に備えることを要求し、船長等に対して必要とされる範囲の通報手続に従うことを探求すること。

2 締約国は、自國の管轄の下にある海港並びに危険物質及び有害物質の取扱施設に責任を有する管理者等に対し、汚染事件に関する緊急計画等を備えることを要求すること。

3 締約国は、汚染事件を知ったときは、関係国に通報すること。

4 締約国は、汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立すること。

5 締約国は、汚染事件が重大なものである場合は、関係する他の締約国の要請に応じ、自國の能力及び関係する資源の利用可能性の範囲内で協力し、助言を与え、並びに技術上の支援及び資材を提供することに同意すること。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、海洋環境の保全に資することとともに、この分野における国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第であ

る。

右報告する。

平成十八年五月二十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
外務委員長 原田 義昭

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

交流採用職員が交流元企業において占めている地位を含めて報告しなければならないこと。

- 4 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

平成十八年二月二十三日付けの人事院の意見の申出にかんがみ、国と民間企業との間の交流採用の一層の拡大を図るため、交流採用をする者について、交流元企業との雇用関係を継続できるようにする等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

官 報 (号外)

衆議院議長 河野 洋平殿	総務委員長 中谷 元	参議院議長 扇 千景
衆議院議長 河野 洋平殿	総務委員長 中谷 元	参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿	総務委員長 中谷 元	参議院議長 扇 千景
衆議院議長 河野 洋平殿	総務委員長 中谷 元	参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿	総務委員長 中谷 元	参議院議長 扇 千景
衆議院議長 河野 洋平殿	総務委員長 中谷 元	参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿	総務委員長 中谷 元	参議院議長 扇 千景
衆議院議長 河野 洋平殿	総務委員長 中谷 元	参議院議長 扇 千景

別表第三中「栃木県 二人」に、「千葉県 八人」を「栃木県 四人」を「群馬県 六人」に改める。
附 則

選挙区 栃木県 千葉県 東京都	議員数 二人(現行四人) 六人(現行四人) 十人(現行八人)
衆議院議長 河野 洋平殿	参議院議長 扇 千景

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(適用区分)

- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日前までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

- 2 施行期日等

- (一) この法律は、公布の日から施行すること。

- (二) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用すること。

- 意匠法等の一部を改正する法律
(意匠法の一部改正)

- 第一条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

- 第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 第二条 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作(当該物品がその機能を發揮できる状態にするために行われるものに限る)の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

- 第三条 第二条第三項中「貸し渡し」の下に「輸出し」を加え、同条に次の二項を加える。

- 4 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

- 第三条の二中「もの」の下に「(以下この条において「先の意匠登録出願」という。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

- ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の

選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めるものとすること。
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月七日

参議院議長 扇 千景

意匠法等の一部を改正する法律案
意匠法等の一部を改正する法律案

に該当するものとなるようしなければならない。

第十七条の三中「最先の日。」の下に「第三十六条の二第二項本文及び」を加える。

第三十六条の二第二項中「二月」を「一年二月」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該外国語書面出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができる。

第四十一条第二項中「第十七条の二第五項」を「第十七条の二第六項」に改める。

第四十四条第一項中「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間内」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をできる期間内にするとき。
二 特許をすべき旨の査定(第一百六十三条第二項において準用する第五十一條の規定に

よる特許をすべき旨の査定及び第一百六十条第一項に規定する審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。)の通知

の謄本の送達があつた日から三十日以内に改めるとき。

三 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。

第四十四条第二項ただし書き中「第三十六条の二第二項」を削り、同条に次の二項を加える。

5 第一項第二号に規定する三十日の期間は、第四条又は第一百八条第三項の規定により同条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第一項第三号に規定する三十日の期間は、第四条の規定により第一百二十一條第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

第五十条の二 番查官は、前条の規定により特許出願について拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該拒絶の理由が、他の特許出願(当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいづれか一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなつているものに限る。)についての前条(第一百五十九条第二項(百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知(当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願人がその内容を知り得る状態になかつたものを除く。)に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

第五十二条の三 第二項に次の一号を加える。
六 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

五百一十二条の三第二項に次の二号を加える。
三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

五百一十二条の三第二項に次の二号を加える。
五 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

五百一十二条の三第二項に次の二号を加える。
七 特許が物を生産する方法の発明について併せて第五十条の二の規定による通知をした場合に限る。)を加え、「同条第三項から第五項まで」を「第十七条の二第一項第一号又は第三号」に改め、「掲げる場合」の下に「(同項第一号第三号)」を「第十七条の二第一項第一号又は第三号」に、「第十七条の二第一項第一号、第三号又は」に、「第十七条の二第一項第一号又は第三号」を「同項第一号又は第三号」に改め、同条第二項中「第五十条の」を「第五十条及び第五十条の二の」に改め、同項後段を次のように改める。

五百一十二条の三第二項に次の二号を加える。
八 特許をすべき旨の査定(第一百六十三条第二項において準用する第五十一條の規定に

併せて次条の規定による通知をした場合に限る。)を加え、同条の次に次の二号を加える。

四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

五百一十二条の三第二項に次の二号を加える。

六 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

五百一十二条の三第二項に次の二号を加える。

八 特許が物を生産する方法の発明について併せて第五十条の二の規定による通知をした場合に限る。)を加え、「同条第三項から第五項まで」を「第十七条の二第一項第一号又は第三号」に改め、「第十七条の二第一項第一号、第三号又は」に、「第十七条の二第一項第一号又は第三号」を「同項第一号又は第三号」に改め、同条第二項中「第五十条の」を「第五十条及び第五十条の二の」に改め、同項後段を次のように改める。

第七十八条の見出しを削り、同条の前に見出

しとして「(侵害の罪)」を付し、同条中「侵害した者」の下に「(第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)」を加え、「五年」を「十年」に、「又は五百万円」を「若しくは千万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十八条の二 第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十二条第一項第一号を次のように改め
一 第七十八条、第七十八条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑
第八十二条に次の二項を加える。

3 第二項の規定により第七十八条、第七十八条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間による。

(不正競争防止法の一部改正)

第五条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第一項中「第一項第十一号」を「第二

営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取

得した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

三 不正の利益を得る目的で第二条第一項第3号に掲げる不正競争を行つた者
第一項を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

十一号を第六号とし、同条中第二項を削り、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

一 詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又はこれを脅迫する行為をいう。以下同じ。)により、又は管理侵害行為(営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体等を領得すること。

二 営業秘密記録媒体等の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十九号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

四 営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従業者であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者(前号に

掲げる者を除く。)

五 営業秘密を保有者から示されたその役員

又は従業者であつた者であつて、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者(第三号に掲げる者を除く。)

六 不正の競争の目的で、第一号又は第三号から前号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者(第三号に掲げる者を除く。)

七 不正の競争の目的で、第一号又は第三号から前号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

八 第二十二条第一項中「第一項第四号から第十号まで」を「第一項及び前項第五号」に改め、同条第四項中「第一項第四号又は第六号から第九号まで」を「第一項第一号又は第三号から第六号まで」に改め、同条第五項中「第一項第十号」を「第二項第五号」に改め、同条第六項中「第一項第十一号」を「第二項第六号」に改める。

九 第二十二条第一項中「次の各号」を「前条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項に、当該各号に定める」を「三億円以下の」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前条第一項第四号、第五号、第九号及び第十号」を「前条第一項第一号、第二号及び第六号並びに第二項第五号」に改め、同条に次の二項を加える。

官 報 (号 外)

3 第一項の規定により前条第一項第一号、第

二号若しくは第六号又は第二項の違反行為に
つき法人又は人に罰金刑を科する場合におけ
る時効の期間は、これらの規定の罪について
の時効の期間による。

附則第十条中「第一項第十一号」を「第二項第
六号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中意匠法第四条の改正規定及び第四
条中商標法第七条の改正規定並びに次条第二
項の規定 公布の日から起算して三月を超え
ない範囲内において政令で定める日

二 第一条中意匠法第二条第三項、第三十八
条、第四十四条の三及び第五十五条の改正規
定、第六十九条の見出しを削る改正規定、同
正規定、同条の次に一条を加える改正規定並
びに第七十四条の改正規定、第二条中特許法
第三条、第一百一条、第一百十二条の三及び第百
七十五条の改正規定、第一百九十六条の見出し
を削る改正規定、同条の前に見出しを付する
改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条
を加える改正規定並びに第二百一条の改正規

定、第三条の規定、第四条中商標法第二条第
三項、第三十七条及び第六、十七条の改正規
定、第七十八条の見出しを削る改正規定、同

条の前に見出しを付する改正規定、同条の改
正規定、同条の次に一条を加える改正規定並
びに第八十二条の改正規定並びに第五条の規
定並びに次条第三項並びに附則第三条第二
項、第四条、第五条第二項、第九条、第十二
条、第十三条及び第十六条の規定 平成十九

年一月一日

三 附則第十条及び第十五条の規定 犯罪の国
際化及び組織化並びに情報処理の高度化対
処するための刑法等の一部を改正する法律
(平成十八年法律第 号)の施行の日又は
前号に定める日(以下「一部施行日」という。)
のいづれか遅い日

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の意匠法(以
下「新意匠法」という。)第二条第二項、第三条の
二、第十条、第十四条、第十七条、第二十一
条、第四十二条及び第四十八条の規定は、この
法律の施行後に対する意匠登録出願について適用
し、この法律の施行前にした意匠登録出願につ
いては、なお従前の例による。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の実用新案法
第二条、第二十八条、第三十三条の三及び第四
十四条の規定は、一部施行日以後にした行為に
ついて適用し、一部施行日前にした行為につ
いては、なお従前の例による。

(商標法の改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の商標法(以
下「新商標法」という。)第二条第二項の規定は、
この法律の施行後に対する商標登録出願について
適用し、この法律の施行前にした商標登録出願
については、なお従前の例による。

3 新意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十
四条の三及び第五十五条の規定は、一部施行日
以後にした行為について適用し、一部施行日前
にした行為については、なお従前の例による。

2 新商標法第二条第二項に規定する役務(以下
「小売等役務」という。)について使用をする商標
について商標登録を受けようとする者が、商標
法第九条第一項の規定の適用を受けようとする

(特許法の改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特許法(以
下「新特許法」という。)第十七条の二、第十七条
の三、第三十六条の二、第四十一条、第四十四
条、第四十六条の二、第四十九条から第五十条
の二まで、第五十三条、第五五十九条及び第百
六十三条の規定は、この法律の施行後に対する特
許出願について適用し、この法律の施行前にし
た特許出願については、なお従前の例による。

4 小売等役務について使用をする商標について
法律の施行の日前であるときは、この法律の施
行の日を出展の日とみなす。

については、なお従前の例による。
2 新商標法第二条第三項、第三十七条及び第六
十七条の規定は、一部施行日以後にした行為に
ついて適用し、一部施行日前にした行為につ
いては、なお従前の例による。

3 新商標法第二条第三項、第三十七条及び第六
十七条の規定は、一部施行日以後にした行為に
ついて適用し、一部施行日前にした行為につ
いて適用し、一部施行日前にした行為につ
いては、なお従前の例による。

律の施行の日前であるときは、この法律の施行の日を出願日とみなす。

5 第一項及び前項の規定は、防護標章登録出願に準用する。

(号外) 報官
権利) (施行前からの使用に基づく商標の使用をする

権利)

第六条 この法律の施行前から日本国内において不正競争の目的でなく他人の商標登録に係る指定役務又はこれに類似する役務(小売等役務に限る)についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその役務についてその商標の使用をする場合は、この法律の施行の際現にその商標の使用をしてその役務に係る業務を行っている範囲内において、その役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、同項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る役務と自己の業務に係る役務との混同を防ぐのに適當な表示を付すべきことを請求することができ

3 第一項の規定により商標の使用をする権利を有する者は、この法律の施行現にその商標がその者の業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、同項の規定にかかわらず、その役務についてその

商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

5 前各項の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。

(施行後三月間にした商標登録出願についての特例)

第七条 この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間にした商標登録出願であつて、小売等役務について使用をする商標に係るもの(以下この条において「特例小売商標登録出願」という。)についての商標法第四条第一項(第十一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「するもの」とあるのは、「するも

の(その商標登録に係る指定役務が第二条第二項に係るものである場合において、同項に係る役務について使用をするものを除く。)」とす

2 使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、商標法第八条第四項の規定により指定された期間内に、その旨を記載した書面及びその商標登録出願が次の各号のいずれにも該当することを証明するために必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

一 その商標登録出願に係る商標がこの法律の施行前から日本国内において自己の業務に係る小売等役務について使用をしているものであること。

二 その商標登録出願に係る指定役務が前号の同項に係る役務について使用をするものを除く。」とする。

3 特例小売商標登録出願についての商標法第八条第一項の規定の適用については、同項中「役務」とあるのは、「役務(第二条第二項に規定す

る役務を除く。)」とする。

4 特例小売商標登録出願についての商標法第八条第二項の規定の適用については、当該特例小売商標登録出願は、同日にしたものとみなす。

(使用に基づく特例の適用)

第八条 前条第四項の規定により同日にしたものとみなされた二以上の商標登録出願がある場合において、その商標登録出願がこの法律の施行前から自己の業務に係る小売等役務について日本国内において不正競争の目的でなく使用をしている商標について商標登録を受けようとするものであるときは、その商標登録出願人は、使用に基づく特例の適用を主張することができ

るものとして需要者の間に広く認識されている商標であつてその役務について使用をするものを除く。)」とする。

4 第一項に規定する場合において、当該二以上の商標登録出願のいずれかが使用特例商標登録出願であるときは、商標法第八条第五項の規定の適用については、同項中「特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人」とあるのは、「意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)附則第八条第三項に規定する使用特例商標登録出願の商

標登録出願人(当該使用特例商標登録出願が二以上あつたときは、それらの使用特例商標登録出願の商標登録出願人)」とする。

5 商標法第二十四条の四及び第五十二条の二の規定は、前項の規定により読み替えられた同法第八条第五項の規定の適用により、同一又は類似の二以上の登録商標に係る商標権について異なる者を商標権者とする設定の登録があつた場合に準用する。

るもの(以下この条において「使用特例商標登録出願」という。)についての商標法第四条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第十号中「使用をするもの」とあるのは、「使用をするもの(自己の業務に係る役務(第二条第二項に規定する役務に限る。)を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であつてその役務について使用をするものを除く。)」とする。

(組織的犯罪処罰法の一部改正)

第十五条 組織的犯罪処罰法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号口中「第二十一条第一項第十一号」を「第二十二条第二項第六号」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第十六条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「第二十一条第一項第一号から第九号まで若しくは第十一号」を「第二十二条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号」に改め、「若しくは第二項」を削る。

(号外)

官報

一 議案の目的及び要旨
本案は、我が国産業の国際競争力を強化するため、意匠権、特許権、商標権及び実用新案権からなる産業財産権の一層の保護を図るとともに、模倣品対策を強化するための所要の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。
1 デザインの保護を強化するため、意匠権の存続期間の延長、操作画面のデザインの保護対象の拡大、関連意匠や部分意匠の出願期限の延長等を行うこと。

二 議案の可決理由
本案は、我が国産業の国際競争力を強化するため、産業財産権の一層の保護を図るとともに、模倣品対策を強化するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年五月三十一日

経済産業委員長 石田 祝稔

衆議院議長 河野 洋平殿

害が見られる国・地域への多面的な働きかけを

一層強化すること。

四 国内における模倣品の流通防止を図るために、広報活動の強化に努め、模倣品は社会悪である

という国民意識の醸成を図るとともに、近年、模倣品取引の被害が指摘されている個人輸入及びインターネットオークションに関し、早急に

対策を講じること。また、インターネット市場の健全な整備を図るため、ドメイン名の取得等をめぐる消費者被害が報告されていることから、早急に実態を把握し、必要な措置を講じること。

(別紙)

意匠法等の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意す

べきである。

一 我が国産業の国際競争力のさらなる向上に資する観点から、グローバルに活動する企業がよ

り円滑かつ適切に産業財産権の保護を図ることを可能とするよう、今後とも各との連携を密

にしつつ、産業財産権に関する制度及びその運

用の国際調和の促進に努めること。その際、内

容について利用者への周知徹底に万全を期する

とともに、国の産業政策や技術開発戦略の遂行

に資するよう、特許等の審査の迅速化に必要な

審査官の十分な確保及び弾力的な配置に着実に

取り組むこと。

二 我が国企業の大半を占める中小企業において

は、産業財産権の取得・保持等のノウハウが十分備わらず、組織・資金面で余裕がない企業も多いことから、支援策の一層の充実を図ることとし、いわゆる「知財駆け込み寺」等の相談窓口制度、及び日本弁理士会との連携を強化するな

ど、地域の現場で細やかに支援を受けること

が可能となるような仕組みを整えること。

三 模倣品の早期撲滅の重要性にかんがみ、二国間の協議や「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の締結に向けた協議等を通じ、模倣品の被

遺失物法
国会に提出する。
右
平成十八年三月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

遺失物法

遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の全部

を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 拾得者の義務及び警察署長等の措置

第一節 拾得者の義務(第四条)
第二節 警察署長等の措置(第五条—第十二

条)

(売却等)

第九条 警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができます。ただし、第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

2 警察署長は、前項の規定によるほか、提出を受けた物件(埋蔵物及び第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。)が次の各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。

一 傘、衣類、自転車その他の日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物であつて政令で定めるもの

二 その保管に不相当な費用又は手数を要するものとして政令で定める物

3 前二項の規定による売却(以下この条及び次条において単に「売却」という。)に要した費用は、売却による代金から支弁する。

4 売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該物件とみなす。

(処分)

第十一条 警察署長は、前条第一項本文又は第二項

に規定する場合において、次に掲げるときは、

政令で定めるところにより、提出を受けた物件について廃棄その他の処分をすることができる。

一 売却につき買受人がないとき。

二 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき。

三 前条第一項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められるとき。

(返還時の措置)

第十二条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換に返還しなければならない。

2 警察署長は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を告知することができる。

3 警察署長は、前項の同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができる。

4 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第三節 施設における拾得の場合の特則

(施設占有者の義務等)

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(施設占有者の留意事項)

第十三条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた施設占有者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

第十四条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、第七条第一項各号に掲げる事項を記載した書面をその管理する場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(特例施設占有者に係る提出の免除)

第十五条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があつたときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 物件の種類及び特徴

二 物件の交付を受けた日時

三 施設の名称及び所在地並びに施設占有者の

第十六条 施設占有者のうち、その施設を不特定かつ多数の者が利用するものは、物件の交付を受け、又は自ら物件の拾得をしたときは、その施設を利用する者の見やすい場所に第七条第一項各号に掲げる事項を掲示しなければならない。

第十七条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、前条第一項の施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として政令で定める者に該当するもの(以下「特例施設占有者」という。)は、交付を受け、又

は自ら拾得をした物件（政令で定める高額な物件を除く。）を第四条第一項本文又は第十三条第一項本文の規定により遺失者に返還することができる場合において、交付又は拾得の日から二週間以内に、国家公安委員会規則で定めることにより当該物件に関する事項を警察署長に届け出たときは、第四条第一項本文又は第十三条第一項本文の規定による提出をしないことができる。この場合において、特例施設占有者は、善良な管理者の注意をもつて当該物件を保管しなければならない。

（公告に関する規定等の準用）
第十八条 第七条、第八条及び第十二条の規定は、警署署長が前条前段の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第七条第一項及び第五項並びに第十二条中「提出を受けた」とあるのは「第十七条前段の規定による届出を受けた」と、第七条第一項第二号中「場所」とあるのは「場所並びに第十七条後段の規定により当該物件を保管する特例施設占有者の氏名又は名称及び当該保管の場所」と読み替えるものとする。

（特例施設占有者による返還）
第十九条 特例施設占有者は、第十七条後段の規定により保管する物件（以下「保管物件」という。）を遺失者に返還するものとする。

（特例施設占有者による売却等）

第二十条 特例施設占有者は、保管物件が滅失

し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲げられる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

2 特例施設占有者は、前項の規定によるほか、かに該当する物件を除く。）が第九条第二項各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、第十八条において準用する第七条第一項の規定による公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。

3 特例施設占有者は、前二項の規定による売却（以下この条及び次条第一項において単に売却」という。）をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を警察署長に届け出なければならない。

（特例施設占有者による返還時の措置）
第二十二条 特例施設占有者は、保管物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めることにより、その者が当該保管物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

4 売却に要した費用は、売却による代金から支弁する。

5 売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該保管物件とみなす。

（特例施設占有者による処分）
第三条 特例施設占有者は、前項の同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができる。

（特例施設占有者による帳簿の記載等）

第二十一条 特例施設占有者は、前条第一項本文又は第二項に規定する場合において、次に掲げ

るときは、政令で定めるところにより、保管物について廃棄その他の処分をすることができること。

（特例施設占有者の保管物件の提出）

第三十四条 第十七条後段の規定により物件を保管する特例施設占有者は、特例施設占有者でなくなったときは、遅滞なく、前条の帳簿の写しを添付して、保管物件を警察署長に提出しなければならない。

2 第十七条後段の規定により物件を保管する特例施設占有者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなるときは、当該各号に規定による処分をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を警察署長に届け出なければならない。

（特例施設占有者による合併等の措置）

第二十三条 特例施設占有者は、保管物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該保管物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換しえに返還しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合において、同号に規定する合併後存続し、又は合併により設立された法人が引き続き特例施設占有者であるときは、この限りでない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人二 法人が合併以外の事由により解散した場合

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表

（報告等）
第二十五条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、この法律の施行に必要な限度において、施設占有者に対し、その交付を受

け、又は自ら拾得をした物件に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特例施設占有者に対し、保管物件に

関し報告若しくは資料の提出を求め、又は保管物件の提示を求めることができる。

(指示)

第二十六条 公安委員会は、施設占有者若しくは特例施設占有者又はその代理人、使用人その他

の従業者(次項において「代理人等」という。)が

第十三条第一項、第十九条、第二十二条第一項、第二十三条又は第三十七条第三項の規定に

違反した場合において、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、そ

の利益を保護するため必要な限度において、当該施設占有者又は特例施設占有者に対し、必要な指示をすることができる。

2 特例施設占有者又はその代理人等が、第二十一条第一項から第三項まで又は第二十二条の規定に違反して、保管物件の売却若しくは処分を

し、又はしようとしたときも、前項と同様とす

る。

第三章 費用及び報労金

第二十七条 物件の提出、交付及び保管に要した費用(誤つて他人の物を占有した者が要した費用を除く。)は、当該物件の返還を受ける遺失者

又は民法第二百四十条(第三条において準用す

第二十九条 第二十七条第一項の費用及び前条第

一項の費用(費用及び報労金の請求権の期間の制限)

(施設占有者の権利取得等)

る場合を含む。以下同じ。)若しくは第二百四十一

条の規定若しくは第三十二条第一項の規定により当該物件の所有権を取得してこれを引き取

る者の負担とする。

2 前項の費用については、民法第二百九十五条から第三百二条までの規定を適用する。

(報労金)

第二十八条 物件(誤つて占有した他人の物を除く。)の返還を受ける遺失者は、当該物件の価格(第九条第一項若しくは第二項又は第二十条第一項若しくは第二項又は第三項)に規定する

一項若しくは第二項の規定により売却された物

件にあつては、当該売却による代金の額)の百

分の五以上百分の二十以下に相当する額の報労

金を拾得者に支払わなければならない。

2 前項の遺失者は、当該物件の交付を受けた施

設占有者があるときは、同項の規定にかかわらず、拾得者及び当該施設占有者に対し、それぞ

れ同項に規定する額の二分の一の額の報労金を支払わなければならない。

3 国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政

法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二十二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独

立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法

律第二百八号)第二条第一項に規定する地方独

立行政法人をいう。)その他の公法人は、前二項

の報労金を請求することができない。

(費用及び報労金の請求権の期間の制限)

第三十二条 第四条第二項に規定する拾得者が、

一項又は第二項の報労金は、物件が遺失者に返還された後一箇月を経過したときは、請求することができない。

(拾得者等の費用償還義務の免除)

第三十条 拾得者(民法第二百四十二条ただし書に規定する他人を含む。)は、あらかじめ警察署長(第四条第二項に規定する拾得者にあっては、施設占有者)に申告して物件に関する一切の権利を放棄し、第二十七条第一項の費用を償還する義務を免れることができる。

(遺失者の費用償還義務等の免除)

第三十一条 遺失者は、物件についてその有する権利を放棄して、第二十七条第一項の費用を償還する義務及び第二十八条第一項又は第二項の報労金を支払う義務を免れることができる。

(遺失者の権利放棄による拾得者の所有権取得等)

第三十二条 すべての遺失者が物件についてその有する権利を放棄したときは、拾得者が当該物件の所有権を取得する。ただし、民法第二百四十二条第一項に規定する埋蔵物については、同条ただし書の規定の例による。

2 前項の規定により物件の所有権を取得する者は、その取得する権利を放棄して、第二十七条

第一項に規定する拾得者及び自ら拾得をした施

設占有者を除く。)

三 拾得の時から二十四時間以内に交付をしな

る規定による提出をしなかつた拾得者(同条第二項に規定する拾得者及び自ら拾得をした施

設占有者を除く。)

四 交付を受け、又は自ら拾得をした日から一

週間以内に第四条第一項又は第十三条第一項

その交付した物件について第三十条若しくは前条第二項の規定により権利を放棄したとき又は次条第三号に該当して同条の規定により権利を失つたときは、当該交付を受けた施設占有者

を拾得者とみなして、民法第二百四十二条の規定並びに第三十条並びに前条第一項本文及び第二項の規定を適用する。この場合において、第三十条中「警察署長(第四条第二項に規定する拾得者)」は、施設占有者とあるのは、「警

察署長」とする。

(費用請求権等の喪失)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、その拾得をし、又は交付を受けた物件について、第二十七条第一項の費用及び第二十八条第一項の費用を償還する義務及び第二十八条第一項又は第二項の報労金を請求する権利並びに民法第二百四十条若しくは第二百四十二条の規定又は第三十二条第一項の規定により所有権を取得する権利を失う。

一 拾得をした物件又は交付を受けた物件を横領したことにより処罰された者

二 拾得の日から一週間以内に第四条第一項の規定による提出をしなかつた拾得者(同条第二項に規定する拾得者及び自ら拾得をした施

設占有者を除く。)

三 拾得の時から二十四時間以内に交付をしな

る規定による提出をしなかつた拾得者(同条第二項に規定する拾得者及び自ら拾得をした施

設占有者を除く。)

四 交付を受け、又は自ら拾得をした日から一

週間以内に第四条第一項又は第十三条第一項

の規定による提出をしなかつた施設占有者
(特例施設占有者を除く。)

五 交付を受け、又は自ら拾得をした日から二週間以内(第四条第一項ただし書及び第十三条第一項ただし書に規定する物件並びに第十七条前段の政令で定める高額な物件にあっては、一週間以内)に第四条第一項又は第十三条第一項の規定による提出をしなかつた特例施設占有者(第十七条前段の規定によりその提出をしないことができる場合を除く。)

第四章 物件の帰属

(所有権を取得することができない物件)

第三十五条 次の各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、民法第二百四十条若しくは第二百四十二条の規定又は第三十二条第一項の規定にかかわらず、所有権を取得することができない。

一 法令の規定によりその所持が禁止されるい

る物(法令の規定による許可その他の処分に

より所持することができる物であつて政令で定めるものを除く。)

二 個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)

三 個人の秘密に属する事項が記録された文

の規定による提出をしなかつた施設占有者

(特例施設占有者を除く。)

五 交付を受け、又は自ら拾得をした日から二週間以内(第四条第一項ただし書及び第十三

条第一項ただし書に規定する物件並びに第十七条前段の政令で定める高額な物件にあっては、一週間以内)に第四条第一項又は第十三

書、図画又は電磁的記録

四

遺失者又はその関係と認められる個人の

住所又は連絡先が記録された文書、図画又は

電磁的記録

五 個人情報データベース等(個人情報の保護

に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第

二条第二項に規定する個人情報データベース

等をいう。)が記録された文書、図画又は電磁

的記録(広く一般に流通している文書、図画

及び電磁的記録を除く。)

(拾得者等の所有権の喪失)

第三十六条 民法第二百四十条若しくは第二百四十二条の規定又は第三十二条第一項の規定による提出を受けた物件のうち、第三

十一条の規定又は第三十二条第一項の規定によ

り物件の所有権を取得した者は、当該取得の日

から二箇月以内に当該物件を警察署長又は特例

施設占有者から引き取らないときは、その所有

権を失う。

(都道府県への所有権の帰属等)

第三十七条 物件(第三十五条第二号から第五号

までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当

する物件を除く。)について、すべての遺失者が

その有する権利を放棄した場合又は第七条第一

項(第十八条において準用する場合を含む。)の

規定による公告をした後三箇月以内(埋蔵物に

あつては、六箇月以内。次項において同じ。)に

遺失者が判明しない場合において、民法第二百

四十条若しくは第二百四十二条の規定又は第二

三十号の規定による提出をしなかつた施設占有者

の規定による提出をしなかつた施設占有者

の規定による提出をしなかつた施設占有者

の規定による提出をしなかつた施設占有者

十二条第一項の規定により所有権を取得する者

がないとき(その者のすべてが前条の規定によ

りその所有権を失ったときを含む。)は、当該物

件の所有権は、次の各号に掲げる当該物件を保

管する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定

める者に帰属する。

(経過措置)

第三十九条 この法律の規定に基づき政令又は国

家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合

においては、政令又は国家公安委員会規則で、

その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる

範囲内において、所要の経過措置(罰則に關す

る経過措置を含む。)を定めることができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第四十条 この法律に定めるもののほか、この法

律の実施のための手続その他この法律の施行に

関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定め

る。

第六章 罰則

第四十一条 第二十六条の規定による指示に違反

した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の

罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者

は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定に違反して、書面を交付せ

ず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

ことにより、速やかにこれを廃棄しなければ

ならない。

第五章 雜則

(権限の委任)

第三十八条 この法律の規定により道公安委員会

の権限に属する事務は、政令で定めるところに

より、方面公安委員会に行わせることができ

る。

定による届出をせず、又は虚偽の届出をして売却又は処分をした者

(経過措置)
から施行する。

三 第二十三条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第二十四条第一項の規定に違反して保管物件を提出しなかつた者

五 第二十五条第一項の規定に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

六 第二十五条第二項の規定に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は保管物件の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第三十七条第三項の規定に違反した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 第二十四条第二項の規定に違反して物件を提出しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第八条 法律第
号)に改める。

第三条 民法の一部を次のように改正する。
第二百四十条中「遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)」を「遺失物法(平成十八年法律第八十七号)」に、「六箇月」を「三箇月」に改める。

(民法の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)」を「遺失物法(平成十

一 当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)第十一条の二第一項

二 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九十七条第二項

三 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第十九条第一項

四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条 文化財保護法(昭和三十二年法律第八十七条)第十三条で準用する同法第一条第一項を「遺失物法(平成十八年法律第
号)」に改め、同条第三項中「第十三条において準用する同法第一条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第六条 第百条第一項中「遺失物法(明治三十二年法律第八十七条)」を「遺失物法(平成十八年法律第八十七条)」に改める。

第七条 第一百一条中「第十三条で準用する同法第一条第一項」を「第四条第一項」に、「差し出された」を「提出された」に改める。

第八条 第百八条中「第十三条の規定」を削る。

第三条 理由

最近における遺失物の取扱いの状況にかんがみ、拾得された物件の返還及び売却のための手続、施設において拾得された物件に係る手続の特例、拾得者等への所有権の帰属に関する規定等を整備するほか、表記を現代用語化する。これが、この法律案を提出する理由である。

遺失物法案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

本案は、最近における遺失物の取扱いの状況にかんがみ、拾得された物件の返還及び売却のための手続、施設において拾得された物件に係る手続の特例、拾得者等への所有権の帰属に関する規定等を整備するほか、表記を現代用語化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 拾得物に関する情報の公表等に関する規定の整備

(一) 警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、他の警察本部長に對して貴重な拾得物に関する通報を行うこととするとともに、拾得物の所在等に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表することとする。

(二) 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるることとする。

2 拾得物の取扱いに関する規定の整備

(一) 警察署長は、日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するものについて、公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないとき等は、これを売却すること。

官 報 (号 外)

(二) 民法第二百四十条(遺失物の拾得)に規定する所有者が判明しないことにより拾得者が物件の所有権を取得する期間を六箇月から三箇月に短縮すること。

する所有者が判明しないことにより拾得者が物件の所有権を取得する期間を六箇月から三箇月に短縮すること。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年五月三十日

内閣委員長 佐藤 剛男

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

遺失物法案に対する附帯決議

(三) 個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録等の物件については、拾得者が所有権を取得することができないこととする。

「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定による引取りの対象となつた犬又はねこのについては、本法の規定を適用しないこととする。

4 施設占有者のうち、不特定かつ多数の者が利用する施設の占有者であつて、拾得物が多数に上り、かつ拾得物を適切に保管することができるものは、警察署長に届け出たときは、その物件を提出しないことができる」とするほか、施設における拾得物の取扱い手続等に関する規定を整備すること。

5 罰則その他所要の規定を整備すること。

6 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近の遺失物の取扱いの状況にかんがみ、必要な措置を講じるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一 遺失者や拾得者の利便性を確保するとともに、施設占有者による拾得物の適切な取扱いに資するよう、本法の明確な解釈運用基準を策定し、都道府県警察及び施設占有者に周知すること。

二 貴重な物件を含む拾得物の早期の返還に資するよう、本法に基づく拾得物に関する情報の公表や全国手配を円滑に行うための体制及びシステムの整備、充実を図ること。

三 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく所有者が判明しない犬又はねこの取扱いを見直し、安易に殺処分されることのないよう、都道府県等に対し、犬又はねこの取扱いの具体的な方法、要件等について統一的な基準を示すなど、動物愛護の観点から必要な措置を講ずること。

四 拾得された動物の所有者が早期に判明するよう、動物の所有者を明確に示す個体識別措置の導入及び普及促進を図ること。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成十八年六月一日
衆議院会議録第三十三号

発行所
二東京一〇番四都港五番区八四四門三五丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 三四五円)